

官報 号外

平成二十二年三月十日

○第百七十四回国参議院会議録第八号

平成二十二年三月十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成二十二年三月十日

午前十時開議

第一 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(趣旨説明)

一、国務大臣の報告に関する件(平成二十二年地方財政計画について)

一、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。菅財務大臣。

(「国務大臣菅直人君登壇、拍手」)

○国務大臣(菅直人君) ただいま議題となりました平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成二十二年予算は、国民生活が第一、コンクリートから人への理念の下、国民生活に安心と

活力をもたらす施策を充実させたいのちを守るための予算であります。

家計を直接応援し、国民の生活を守るため、マニフェストの工程表に掲げられた主要事項である子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無償化等の施策を実施することとしております。

一方、こうした新規施策を実現するに当たっては、行政刷新会議における事業仕分け等を通じた予算の全面的な組替えや公益法人等の基金の返納等による歳入確保を図っております。

財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの受入れ四兆七千五百四十一億円及び外国為替資金特別会計からの受入れ二兆八千五百七億円を含め、その他収入としては十兆六千二百億円を見込んでおります。

以上のように、税収が大幅に減少する中、歳入歳出面において最大限の努力を行った結果、新規国債発行額については四十四兆三千三十億円となっております。

本法律案は、こうした国の財政収支の状況にかんがみ、平成二十二年の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十二年の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとしてあります。

第二に、平成二十二年において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入

に繰り入れることができることとしてあります。

第三に、平成二十二年において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしてあります。

第四に、平成二十二年において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしてあります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、個人所得課税について、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を廃止する等の措置を講ずることとしてあります。

第二に、法人課税について、資本に関する取引等に係る税制の整備、特殊支配関係会社の役員給与の損金不算入制度の廃止等を行うこととしております。

第三に、国際課税について、外国子会社合算税

制を見直す等の措置を講ずることとしております。

第四に、資産課税について、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充する等の措置を講ずることとしております。

第五に、消費課税について、揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等を行うこととしております。

第六に、市民公益税制について、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを行うこととしております。

第七に、納税環境整備について、所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直し等を行うこととしております。

その他、情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずることとしております。

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、法人税関係特別措置で一定のものの適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこととしております。

第二に、財務大臣は、適用額明細書の記載事項を集計する等の方法により、適用の実態を調査することとしております。

第三に、財務大臣は、毎会計年度、当該調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととしております。

その他、行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、当該調査に関する情報の提供を求めることができるなど、所要の措置を定めることとしております。

以上、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大久保勉君。

(大久保勉君登壇、拍手)

○大久保勉君 民主党・新緑風会・国民新・日本の大久保勉です。

会派を代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして質問を行います。

最初に、財政や税制の関連の深い資本市場法制についてお尋ねします。

本年一月十九日、日本航空は会社更生法の手続に入りました。同社の経営悪化の原因に関しましては、自民党政権下における政官業癒着構造や航空行政の失態等、様々な問題が指摘されております。中でも、同社の純資産金額が、二〇〇九年三月末の一千九百六十八億円から会社更生法適用後、マイナス八千六百七十六億円と、一年足らずで一兆円以上減少していることです。総資産が一兆七千五百億円の前で総資産の約六割も減少していることは明らかに異常で、粉飾決算が長期にわたって行われていたのではないのかと、専門家の指摘もあります。この点、日本の株式市場の公正性、信頼性を担保するために証券取引等監視委員会による調査の必要性の有無を含め、亀井金融担当大臣の御所見を伺います。

日本航空の株式は二月二十日に上場廃止となり、また財務諸表を信じて購入した投資家の日本航空の株券が紙くずになってしまいました。日本航空の旧経営陣の責任はもとより、株主の権利を守る役割を負ったはずの旧監査役、公認会計士が適切に職責を全うしていたのか、いささか疑問です。

昨年七月、民主党は公開会社法プロジェクトチームで取りまとめを行い、情報開示の徹底、内部統制の強化、企業集団の明確化の三つを柱とする公開会社法要綱案を作成しました。日本航空をめぐる問題への対応としてこの公開会社法の制定は急務であると考えます。

公開会社法をめぐる政府の対応としては、単なる会社法の見直しという形で既に法制審議会へ諮問されており、法務省内でも議論が始まろうとしております。しかし、公開会社法が扱う問題は上

場企業の統治形態だけにとどまるものではなく、雇用、企業の成長、資本市場の活性化、投資家保護等の日本国家基本戦略上重要な問題を多く含んでおります。これまでのように法務省、金融庁、経済産業省、厚生労働省といった省庁ごとの縦割りによる検討では対応できないと考えます。この点に対する鳩山総理大臣と仙谷国家戦略担当大臣の御認識を伺います。

次に、税制全般についてお尋ねします。

税制を定めることは政治の根幹であると考えています。新しい税制を定めることは新しい国の在り方を定めることと同じです。逆も真です。新しい国の政策、特に持続可能な社会保障政策のためには、それに見合った財源の確保が必要です。消費税引上げ議論を含んだ税制と鳩山政権が目指す国の在り方との基本的な関係につきまして、鳩山総理大臣の御見解を伺います。

個別の項目についてもお尋ねします。

まず、法人税率についてお聞きします。経済のグローバル化に伴い、世界的競争が激しくなっています。個々の企業はもとより、国全体として成長戦略、競争戦略が勝敗を大きく左右すると考えていますが、その戦略に大きくかわる項目の一つに法人税率があります。日本の法人税率の現状と今後の方針について、国際比較、特に東アジア近隣諸国との比較、競争力強化の観点からどのように考えているのか、菅財務大臣に御見解を伺います。

続いて、金融所得の課税についてお尋ねいたします。

現在、国の競争力を高めるため、資本に対して中立で効率的な税制を構築する動きが世界的な主

流となっています。日本では個々の金融商品の種類や構成によって税率が異なる税制となっていますが、これは中立ではなく効率的でもないと考えます。金融所得一体課税の方向性について、菅財務大臣の御見解を伺います。

新年度の国債発行計画についてお尋ねします。国債の残高については、今月末で約六百兆円に上ると見込まれており、来年度の新規国債発行予定額である四十四兆円がこれに加わります。このように国債の発行が巨額になった原因については、無駄な公共事業を始め、自民党政権下での政治家癒着による利益誘導型政治によるものであると指摘されていますが、鳩山総理大臣の御見解を伺います。

なお、最近、国際金融の世界では、P I G S、ビッグスという言葉がよく使われます。これは、財政悪化が深刻な欧州の四か国、すなわちポルトガル、イタリア、ギリシャ、スペインの頭文字を並べたものです。しかし、このいずれの国よりも日本の財政状況が良好であるという保証は必ずしもありません。

将来の子供たちに過大な負担を残さないために、財政状況の改善方法について議論を始めるべきではないでしょうか。日本の財政状況への国際的評価の現状及び基礎的財政収支の黒字化の見込みについて、菅財務大臣の御認識を伺います。

最後に、租税特別措置についてお尋ねいたします。日本の税制については、二百四十一件に上る租税特別措置があり、複雑怪奇になっております。これは、長期に及んだ自民党政権下で政治家が一丸となって数多くの租税特別措置をつくり、さら

に効果が検証されないまま漫然と放置されていたことによります。

民主党は、公平、透明、納得が税制の基本です。この点、現在の租税特別措置には大きな問題があると指摘せざるを得ません。そこで、これまでの租税特別措置の効果と今後の方針について、菅財務大臣の御見解を伺います。

今、政治に国家百年の計が求められております。財政と税制はその基本を成すものです。静かな革命と言える政権交代が実現し、鳩山政権の下で編成された平成二十二年度予算と予算関連法案が友愛あふれる新しい百年の象徴となることを祈念して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 大久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、会社法制の見直しについてのお尋ねがございました。

これまで大久保議員が大変に健全な企業統治を実現するためのルールづくりには大変御尽力されてこられたことに敬意を表したいと思っております。

御指摘の会社法制の見直しに関しましては、会社を取り巻く幅広い利害関係者から一層の信頼を確保するためにも、さらにまた、我が国の企業の競争力を強化して資本市場を活性化をしていくためにも、関係省庁の間でしっかりと連携を取ることが必要であります。その際、決して縦割りにならないように議論を進めていくことが肝要であること、大久保議員が指摘されたとおりでございます。

また、税制と国の在り方についての基本的なお尋ねがございました。

厳しい財政状況を踏まえながら、支え合う社会の実現に必要な財源を確保して、経済社会の構造変化に適応した新しい税制を構築することが今必要になっております。その際に、世代間及び世代内の両面にわたって、お互いにいかにして支え合うかと、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うという基本的な視点はどうしても必要だと思っております。今後、そのような方針の下で、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革など、政府全体の検討も踏まえながら、税制の抜本的な改革を実現していくために税制全般について幅広く検討してまいりたいと思っております。

最後に、巨額の国債発行の要因に関するお尋ねがございました。

御案内のとおり、我が国の財政状況、大変最悪の水準になっておること、御案内のとおりでございます。税収がピークであった平成二年度以降の国債発行残高が急速に増えてきていると、この要因を見れば、歳入面と歳出面、両方が半々である

と、ほぼ半々だということになります。歳入面に關して申し上げる必要もないかと思っておりますが、歳出面に關して申し上げます。大久保議員が指摘されたように、やはり利益誘導型の政治というものが多くの無駄な公共事業を生んだと、そのことが歳出を極めて大きく肥大化させてしまったということとは否めない事実であろうと、そのようには思っております。

しかしながら、新政権といたしましては、こうした財政状況が過去の政権下の財政であるいは経済政策の結果であるということは指摘をする必要があらうかと思っておりますが、だからといって責

任を逃れるというものではないと思っております。巨額の財政赤字の削減に向けて積極的にやはり取り組んでいかなければならないと、そのように考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅直人君) 大久保議員にお答えをいたします。

まずは法人税率についてでありますけれども、我が国の法人実効税率は、とりわけ、御指摘のありました東アジア諸国など諸外国と比較してみますと、高い水準にあるというふうに承知しております。他方、法人所得課税の負担に社会保険料の事業主負担を合わせた形で計算しますと、これは国によりますけれども、全体として必ずしも日本が突出しているということでもないという指摘もされております。

いずれにいたしましても、法人税の在り方については、平成二十二年度税制改正大綱において、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくと、このように閣議決定したところであります。まさに大久保さんの御指摘も踏まえながら、大いに議論をして方向性を定めていきたいと、このように考えております。

二点目は、金融所得に対する一体課税の方向性についての御質問でありました。昨年末に同じく閣議決定しました税制改正大綱においては、金融所得課税の在り方については、

本来、すべての所得を合算して課税する総合課税が理想ではあるが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組みとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めると、このように閣議決定をいたしております。

この点についてもいろいろ問題点がありまして、また、大久保さんの知恵も借りながら、金融所得課税の在り方については税制調査会においてしっかりと議論して方向性を出していきたいと考えております。

第三番目に、現在の日本財政への国際的な評価に関する御質問であります。

二月の初めに私も初めてG7の会議に行きまして、そのときはヨーロッパの関係者が多かったせいもあってギリシャが大きく議論の題材に上がっておりまして。幸いと言うべきなのか、日本はまだその場ではそうした議論の題材にはのっておりませんでしたが、しかし、我が国の財政状況がそういった国々の中で最悪の水準であるということは、まさにお互いに認識をしておかなければならないと改めて感じたところであります。財政健全化の取組がそういった意味では必要でありまして、IMFやOECDなどの国際機関からものやんわりと指摘をされていることはよく承知をいたしております。

こうした中、財政健全化は重要な課題でありまして、本年前半には国家戦略担当大臣を中心に複数年度を視野に入れた中期財政フレームをつくるとともに、中長期、十年程度の中長期の財政規律の在り方を含む財政運営戦略を策定し、財政健全

化への道筋を示していく方針であります。

基礎的財政収支の議論も含めて、財政健全化の具体的な目標は、今後、国家戦略担当大臣を中心に検討されることとなりますけれども、いずれにしても、成長戦略、それから税制の在り方、場合によっては年金制度の在り方等々含めて、今の日本の財政状況をどのようにして改善していくのか、まさに鳩山内閣にとつての最大の内政における政策課題と言っても言い過ぎではないと思っております。大久保議員を始めとして皆様の知恵をお互いに出し合っていたきたいとお願いを申し上げます。

租税特別措置についての御質問であります。現在の租税特別措置にはいろんな問題があるということはおっしゃるとおりでありまして、産業政策などの特定の政策目的を実現するために設けられたと言われておりますけれども、中には、これがどのように利用され、どのような効果を生じているか、必ずしも明らかでなくなっているものも幾つかという数多くあります。

納税者の立場に立つて公平、透明、納得の税制を構築するためには、税制における既得権益を一掃する必要があります。このため、今後四年間の間に租税特別措置を抜本的に見直す方針であります。また、租税特別措置の適用の実態を国民の目に明らかにするために、いわゆる租税透明化法案、先ほど趣旨説明をさせていただきましたが、この法案の審議をお願いをいたしております。

今後、こうした枠組みも活用しつつ、一層効果的な見直しにつなげてまいりたいと、このように考えております。

答弁は以上です。(拍手)

〔国務大臣亀井静香君登壇、拍手〕

○国務大臣(亀井静香君) お答えいたします。

個別案件については申し上げるわけにはまいりませんが、法令違反の疑いがある場合には、調査、検査を実施をいたしまして、所要の措置を講じます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣仙谷由人君登壇、拍手〕

○国務大臣(仙谷由人君) 会社法制の見直しについての質問が大久保議員からございましたので、答弁をいたします。

結論から申し上げますと、大久保議員と問題意識をほとんど全面的に伺います。共有をいたします。

株式会社、とりわけ上場会社は、社会的、経済的に重要な役割を果たしている、そういうふうな考えをしております。経営者の監督や監視の在り方を検討することが非常に重要だというふうに考えております。そして、リーマン・ショック後のこの現在の状況というものは、企業、とりわけ公開された株式会社とは何なのか、どのようなものでなければならぬのかという問題が私どもに突き付けられているというふうに考えております。

今般、上場会社を含む会社法制の見直しということになっていくわけですが、我が国の企業の競争力を強化しなければならない、そして資本市場を活性化しなければならないということに十二分に配慮しなければなりませんけれども、とりわけ上場会社については、その社会性、公共性を重視するという観点、すなわち上場会社のコーポレートガバナンスの仕組みをどうつくるか、このことが大変な重要、問題であるという問題意識

を持っておりまして、そういう観点から、政府一丸となつて会社を、企業を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する、そういう観点も併せて検討を進めていくべきであるというふうに考えているところでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) 愛知治郎君。

〔愛知治郎君登壇、拍手〕

○愛知治郎君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案等三法案に関して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず初めに、チリ地震においてお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたします。また、地震に伴う津波で私の地元宮城県においても多くの被害を受けました。被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

さて、最初に税収についてお尋ねいたします。今二十二年予算において国債の発行額は四十兆円に達し、税収見込みの三十七兆円に比較して、戦後では昭和二十一年度以来初めて税収より国債発行額が上回る当初予算を組んだことになりました。

鳩山政権において、総理始め各閣僚、関係者から、想定外に税収が落ち込んだせいである旨発言されているようですが、そもそも民主党において、リーマン・ショックから生じた経済危機の影響を余りにも過小評価していたのではなかったのでしょうか。そして、国のため、国民のため、その

危機的状況に対応するため奔走していた自公政権を混乱に乗じ政局優先で振り回し、政権を取ることを優先させる余り、十分な見込みもないまま立案した子ども手当や高校授業料無償化、農家への所得補償等の公約を履行しようとした結果ではないでしょうか。改めて総理に現状認識をお伺いいたします。

また、事あるごとに過去の自民党のせいであるとの発言は、余りにも現に政権を担っていることに對し無責任ではないでしょうか。私が初当選をしたとき、国及び地方の借金は既に七百兆円近くありました。しかし、その事実を知つてなおかつ、その状況を改善、改革しようと立候補したのであり、当選後、ひたすら自分なりに努力もしてきました。

鳩山総理は、何のために政権を取つて総理大臣になったのですか。何でもかんでも自民党のせいということですべての問題が解決するのであれば、幾らでも自民党のせいにしていただいて構いませんが、実際はそうはいきません。現政権を担い、未来に対しても責任を負っている自覚が本当におありになるのか、とても不安に思います。財政政策における総理の覚悟をお伺いいたします。

また、我々自由民主党は、財政再建への道筋を付けるため財政責任法を取りまとめ、今国会に提出いたします。この法案は、我が国財政が既に危機的状況に突入したとの厳しい認識の下、国、地方を挙げて財政健全化の責務を有することを規定しております。そして、ストック、フローの両面で数値目標を明確に掲げ、将来の十年間を目途に財政の立て直しを図るものであります。

政府においては、六月までといった悠長な姿勢で臨むのではなく、我々の財政責任法案に賛同し、予算の成立と同時に、この法案の成立に協力していただきたいと存じます。併せて総理の見解をお伺いいたします。

さて、続いて個別の事項、暫定税率についてお尋ねいたします。

ちょうど二年前の今ごろ、この国会において、この暫定税率について大変な議論がありました。正確に言いますと、この参議院においては、ただの一度も審議すらしていないのですが、少なくとも大混乱していたのは覚えてはいます。す。

当時から参議院において民主党は第一党でした。当時、私は財政金融委員会の自民党の筆頭理事をしていましたが、なぜ審議拒否をしてまで暫定税率部分を反対、失効させたのでしょうか。そして、なぜ今回は実質的に継続させるのでしょうか。明確にお答えください。

民主党のマニフェストには、ガソリン税などの暫定税率は廃止し、生活コストを引き下げますとあります。当時と比べ、現在は景気が回復し、生活が改善されていると考えているのでしょうか。また、しきりに何十年も暫定を続けているのはおかしいとおっしゃっております。今の措置は恒久的なものなのでしょうか。私には暫定税率の暫定措置に思えますが、いかがでしょうか。

そして、鳩山政権においては、二酸化炭素排出量一九九〇年比二五％を掲げておりますが、当時から地球環境は劇的に変化したのでしょうか。なぜここまで姿勢を急変させたのでしょうか。

さらに、暫定税率が失効し、ガソリン価格が乱高下したことによる経済への影響、歳人に瑕疵が生じ、自治体運営に混乱等があったことについてどう考えているのか、お伺いいたします。特に、自治体に対する影響については、現在の政権運営においても様々な分野にわたり混乱を生じさせているように思えます。併せて総理にしっかりと答えたいと思います。

それぞれの問いにお答えいただく前提ですが、私が思うに、今回暫定税率を維持する最も大きな理由は、やはり財源不足だと思います。この点、民主党は昨年の総選挙において、予算の組替えと無駄遣いの根絶により財源は確保できると大変な自信を持つて国民に確約しておりました。まさかそんなうまい話があるのかと思ひながらも、一度やらせてみようじゃないかと思ひ、多くの有権者が民主党に投票したのは紛れもなく事実だと思います。あれはうそだったのでしょうか。できないのであれば、はっきりと認め、国民に謝罪するべきではないでしょうか。

特に、管財務大臣におかれましては消費税の議論に前向きと伺っておりますが、その点では私も消費税の議論なしに財政問題の解決はあり得ないというふうに考えております。しかし、財源が確保できるとの前提であれば、議論すること自体、論理的におかしいのではないのでしょうか。お答えいただきたいと存じます。

また、このことのみならず、今回の税制改正においては、マニフェストで明示していた中小企業の法人税を一一％に引き下げるといふ公約が実行されております。

我々が政権を担っているとき、当時の野党からさんざん大企業優遇、中小企業軽税だとやゆされましたが、そんなことはありません。日本経済を支えてきたのは中小企業であり、その活性化こそが景気回復の大前提と考えております。しかし、実際に中小企業だけを支援する政策には限界があります。だからこそ、資金繰り対策や、法人税率を本来三〇％であるところを二二％にし、更に今回の経済危機に際し一八％まで引き下げたのであります。なぜマニフェストどおりに実行しないのでしょうか。経済対策として行うのであれば、今やらないで四年後では意味がありません。

総理に理由をお尋ねいたします。

このように、暫定税率や法人税の減税など、やるべきことをやらないことに加え、今回の税制改正では、たばこ税の大幅増税が盛り込まれております。そもそもこのたばこ税の増税は何のために行うのでしょうか。私は、平成二十二年度税制改正大綱において、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があるとの方針を見て、大変驚きました。

そもそも税とは何であるのでしょうか。少なくとも、辞書等で調べる限り、国や地方公共団体等が公共サービスを実施するための資源として民間から徴収する金銭その他の財貨・サービスであると定義をされており、私もずっとそう思っていました。鳩山政権においては、ジョン・ロックやジャン・ジャック・ルソーから続く憲法の理念の下にある税の概念を根本から変えるというのでしょうか。聞くところによると、今回の増税において議論がすっかりなされているように思えるのですが、どのような経緯で、また改めてどのような理由で決定されたのでしょうか。総理にお尋ねいたします。

もし財源を確保する目的で増税への理解を得やすくするため単純に国民の健康を理由にしているのであれば、余りに安易な考え方であり、今後いついかなる理由においても増税がなし得ることにつながり、国民にとって大変恐ろしく危険な発想ではないですか。特に、今後議論が予想される環境税等において、排出抑制のためと称し、ありとあらゆる分野において際限なく増税が行われる可能性を私は危惧しております。

私は現在国会議員でありますが、いついかなるときにでも、一市民、一国民として生きていこうと思っております。一国民として、こんなに安易に増税されるのを黙って見過ごすわけにはいきません。総理の税に対する基本的な認識を併せてお伺いいたします。

また、この税に関して議論を避けて通れないのが、やはり総理の脱税問題であります。

もちろん、法的には脱税犯と認定されているわけではありません。また、総理が知らなかったと言いつける以上、知っていたことを証明しない限り犯罪として追及することも難しいのかもしれない。しかし、正直申し上げれば、我々は総理の行った行為は脱税そのものであると考え、また、これまでの説明では国民の大多数もやはり脱税だったのではないかと考えているのだと思います。たとえ知らなかったにしても、十二億円以上に上る巨額のお金を受け取っていた事実を知らないのでは、余りに重大な過失があると言わざるを得ないです。そのことは総理自身が率直に非を認めているところでもあります。

なぜさかのぼって通常の税を納めれば済んでしまうのでしょうか。そして、それで責任を果たし

たと言えるのでしょうか。どうして重加算税が課されないのですか。一般の人であれば有無を言わず徴税されるのに、総理なら許されるのかというのが国民の感情だと思います。

総理、総理は覚えていないでしょうが、二十年前ほど前に私の父と志を同じくし、サロンにおいて勉強会をしていたとき、朝食を運んでいたのは私でした。おれがおれがという政治家の中で、何と謙虚で常識的な人だろうと思ひ、逆にこの世界でやっていけるのかとすら思いました。あなたが金に汚く、悪意を持って蓄財しようとしたとは多分だれも思っていないでしょう。問題はそこではないのです。

私は、この問題を取り上げなければならないのが残念でなりません。また、国民もうんざりしていると思います。しかし、納得し、このままだとむやにするわけにもいきません。ほかに多くの喫緊の課題を議論しなければならぬ国会において、このことに時間を割かなければいけないという現実をどう考えているのか、そして、どう責任を取りこの事態を解決するのか、国の最高責任者としての具体的な解決方法を御提案いただきたいと思ひます。

ところで、今回の所得税法の改正で脱税犯に係る罰則が厳しくなりました。懲役刑の上限は五年から十年へ、また罰金刑の上限は五百万円から一千万円へ引き上げられます。まじめに税金を払っている者からすればどんなやればよいと思ひますが、仮に総理がこのことによつて少しでも責任を果たしたと考えるのであれば、とんでもない間違いであります。逆に、このタイミングで改正をすること自体、問題のすり替え、ごまかし、言い

訳にとらえられても仕方がないと思ひます。

あわせて、今国会において、企業・団体献金の禁止を法制化しようとしている旨聞いております。私自身、幼少のころからこういった問題を見ておりますが、問題が起きた後制度を改正することの繰り返しで、一向に政治環境が良くなつたとは思ひません。現在の政治制度は、まじめに政治活動しようとする者にとつて最悪と言つても過言ではありません。

かつ、問題を起こした者が提案した改正案が良いととは到底思ひません。自分自身に問題がないのであれば、なぜ制度を改正するのですか。無責任な制度改正をすれば、後進の者は迷惑いたします。やめていただきたいと存じます。過ちでは改むるにはばかりのことなれといひます。本当に改めるべきところを改め、前向きな議論をするべきではありませんか。

この点について総理の見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 愛知議員にお答えをいたします。

かつて愛知サロンでお世話になりましたことを御礼を申し上げます。

まず、二十二年度予算に関する御質問でございますが、これは、リーマン・ショックから起こつた経済危機の影響を過小評価をしたのはむしろ旧政権ではないかと、そのように考えております。そのことを決して我々、言い逃れするつもりもありません。

二十二年度予算編成に当たつては、税収が大幅に減少する中で、財政の果たす役割にも配慮した

ぎりぎりの水準として国債発行額を約四十四兆円に抑えたところでございまして、こういう中で、マニフェスト主要事項の実現に当たつて、徹底した歳出削減、さらには国の総予算の見直しということを行ひながら、優先順位というものを付けて効率的に実施をするともに、国債の増発というものは極力抑え、それを行わないで、依存しない必要な財源というものを確保してきた、そのように考えているところでございます。財政政策への覚悟に対するお尋ねでございます。

現在の日本の財政状況、主要先進国の中で最悪の水準にある、これは御案内のとおりでございます。そのことに関して旧政権だと言つて言ひ逃れるつもりはありません。平成二十二年度の予算編成におきまして、厳しい経済状況の中で財政の果たす役割にも配慮しながら、未来への責任というものを果たすために財政運営をどのように行つていくか、そのような観点から、先ほど申し上げましたように、国債発行額を四十四兆円に抑えたということでございまして、財政規律をぎりぎり確保したと、そのように考えております。今後は、本年の前半に複数年度を視野に入れた中期財政フレームと財政運営戦略というものを策定をして、財政健全化への道筋をしっかりと示してまいります。

自民党の財政責任法案に関するお尋ねでございますが、御指摘の財政責任法案について詳細を恐縮ですが存じ上げておりませんので、コメントをすることは差し控えたいと思つております。いづれにしても、政府といたしましては、中身のあつる中期財政フレームさらには財政運営戦略を策定

する、このことが責任ある政府としての態度である、そのように考えております。

揮発油税などの暫定税率についてのお尋ねでございます。

まず、二年前になぜ審議拒否でしたのかということですが、やはりこの時代、当時を思い出しますと、異常に高騰したガソリンに対して何としても、これではいかぬと、せめて暫定税率分だけ下げようではないかと、そのような思いに對して多くの国民の皆さんがエールを送ってくださったということも私たちは理解をしていくべきだと考えております。

そして、現在ということになるわけですが、ガソリン税などのいわゆる暫定税率について、熟慮を重ねた結果、現行の十年間の税率は廃止をします。しかしながら、厳しい財政事情やあるいは地球温暖化防止の観点、さらには原油価格は今回は極めて安定をきていているという状況などを踏まえて、当分の間の措置として現在の揮発油税等の税率水準は維持することにしたのでございます。

その揮発油税等の暫定税率についての更なるお尋ねでございますが、今回維持することとなったというのは、これは基本的には暫定的なものでございまして、今回それを維持されることとなった税率の在り方については、地球温暖化対策のための税に関する検討の際に併せて検討をするということにいたしましたわけでございます。

それから、暫定税率の失効に伴う影響についてのお尋ねでございます。

これは平成二十年の四月に揮発油税等の暫定税率が一時失効したということでございますが、その

のときに、先ほど申し上げましたように多くの国民の皆さんはむしろ喜んだという事実はございまして。ただその一方で、国や地方の道路特定財源であった揮発油税の税収が減少すると、あるいはガソリン、軽油の流通、販売の現場において一定の混乱が生じるなどの影響が生じたことは理解をしております。このうちの国の税収の減少分についてとか、あるいは地方財政の減少分に関して、それなりにいわゆる財政運営に支障が生じないよう適切な財源措置が、当時の政権でございまして、講じられたものだ、そのように理解をしているところでございまして。

中小法人に対する軽減税率についてのお尋ねですが、平成二十二年の改正におきましては、厳しい財政状況の中で実施に要する財源の確保が難しいという状況から実施は見送ったところでございますが、中小法人に対します軽減税率の引下げについて、マニフェストの期間中に財源を確保した上で実施することとしております。できるだけ早く実現することがやはり肝要ではないかと、そのように思っております。これから課税ベースの見直しなどによって財源をしっかりと確保をした上で実施に向けて真摯に検討をしてまいります。

たばこ税の増税の経緯とその理由についてのお尋ねでございます。

このたばこ税に関しましては、私の方から税調に対して、健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのための必要な事項について検討するようにという諮問をいたしたところでございまして、これを踏まえた形で昨年末の税調で議論が進められたところでございます。その結果として、たばこ税

については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するために将来に向かって税率を引き上げていく必要があると、その方針ののっとりまして、今般その税率を引き上げたということでございます。

も、申告内容や納税額、そして加算税などを含めたその取扱いについての判断は国税当局が行うものだと考えております。

また、税に関する基本的な認識についてのお尋ねでございます。

言うまでもありませんが、脱税や滞納の意思は全くなかったわけですが、この検査の捜査によつて初めて解明されたことは私自身の不徳の致すところでございます。したがって、国民の皆様方に納得いただくにはまだ時間が掛かるとは思っておりますが、今後もありのままに説明を尽くしてまいりたいと思っております。

現代の税制は、これは言うまでもありませんが、御指摘のような財源の調達機能のほかに様々な機能を果たしているものと承知をしております。個別間接税につきましては、課税による価格効果を通じた消費抑制やあるいは排出抑制という政策効果もあるということから、税制改正の大纲において、健康に配慮をした税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進めることにしたわけでございます。

それから、所得税法の改正についてのお尋ねでございますが、課税の適正化を図り、税制に対する信頼を確保する観点から、今般、現行の国税に関する犯罪類型における法定刑の水準などについて、他の経済犯罪の法定刑などを勘案して見直すとしたわけでございます。先ほどから申し上げております母からの資金提供にかかわる納税とのかかわりについてのお尋ねではございますが、母からの資金提供について、検査の捜査による解明で初めて知ったものでございまして、今般の法改正とは何らかかわるものではありません。したがって、国民の皆様方に御納得いただくには若干の時間が掛かるとは思っておりますが、ありのままこれからも説明を尽くしてまいりたいと考えております。

これに関しては、お答えを今までも申し上げておたわけでございますが、検査の捜査による解明で初めて母からの資金提供を知ったというわけでございます。これは何度もし上げたところでございます。昨年末に贈与として申告、そして納税をしたところでございますが、現在も国税当局が調査中であると聞いております。そもそ

それから、企業・団体献金の禁止についてのお尋ねでございます。

これに関しましては、お答えを今までも申し上げておたわけでございますが、検査の捜査による解明で初めて母からの資金提供を知ったというわけでございます。これは何度もし上げたところでございます。昨年末に贈与として申告、そして納税をしたところでございますが、現在も国税当局が調査中であると聞いております。そもそ

それから、企業・団体献金の禁止についてのお尋ねでございます。

これに関しましては、お答えを今までも申し上げておたわけでございますが、検査の捜査による解明で初めて母からの資金提供を知ったというわけでございます。これは何度もし上げたところでございます。昨年末に贈与として申告、そして納税をしたところでございますが、現在も国税当局が調査中であると聞いております。そもそ

それから、企業・団体献金の禁止についてのお尋ねでございます。

で出したものでもございません。個々の問題と制度改正は明確に区分をして考える必要があると思っておりますが、政治資金規正法違反の多くが企業・団体献金に絡むものであると、それは客観的な事実でございますので、誤解と疑念を払拭するためには禁止をすることが有効な改革だと私は考えております。

無責任な改正は後進が迷惑だという御主張でございますが、私は国民の多くの皆様方は決してこのことを迷惑だと思っていないと思っております。ただし、この件は各党にかかわる問題でございますので、全党挙げての参加の協議機関の中でしっかりと御議論をいたしたい、その進展の中で今国会で成案を得ることを願っているところでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇、拍手)

○国務大臣(菅直人君) 私には、消費税の議論をすること自体が、財源確保ができる前提であれば論理的におかしいと考えるということでありま

す。ちよつとこの意味が私には理解が十分できないんですが、消費税を含む税制全般にわたって議論をするというのは、もちろん税財源の確保という問題もありますが、必ずしも目の前の財源確保だけを目的にして議論するのではないことは皆さんもよく御承知のとおりであります。この十数年の経緯を見ておりまして、これだけ国債残高が急激に増大した原因を分析してみますと、社会保障などでの歳出増大と税制改正による歳入の減少が大体半々ぐらいのウエートでそうした結果を生み出

しているというふうに分析をしております。

そういったことも踏まえて、二十二年税制改正大綱において税制全般の見直しを進めていくこととしておりまして、消費税の在り方についても、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて税制全般の見直しを進めていく中で検討していくというのがこの大綱における閣議決定の中身であります。

こういった意味で、消費税の議論はこうした方針に沿って始められるものでありまして、消費税の議論をすること自体がおかしいという指摘は全く当たらないと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) 荒木清寛君。

(荒木清寛君登壇、拍手)

○荒木清寛君 私は、公明党を代表して、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案につきまして、鳩山総理大臣並びに関係大臣に質疑いたします。

我が国経済は、リーマン・ショック後の最悪期からは脱したものの、鳩山政権の理念なき経済財政運営によりデフレの進行に歯止めが掛からず、国民の生活不安は募るばかりです。

このような鳩山不況の最大の原因は、経済効果が見込まれていた第一次補正予算を不要不急の理由で一部執行停止し、わざわざ景気を押し下げたばかりか、デフレ対策を日銀任せにするなど、政府の無策ぶりにあることは言うまでもありません。しかし、このような政府の失政により苦しめられるのは中小企業や家計であり、私たちは断じて看過することはできません。デフレ対策につい

て、日銀頼みにせず、政府として責任ある対策を早急に講じるべきと考えます。総理の明快な答弁を求めます。

このような極めて厳しい経済状況において、景気回復、雇用拡大が最優先課題であり、とりわけ中小企業に対しては金融面、税制面での適切な支援策が不可欠であります。しかし、今般の予算、税制を見てみると、子ども手当の財源を事業主や地方に押し付ける一方で、中小企業減税の多くは現状維持、さらに民主党がマニフェストで掲げた中小法人の軽減税率の半減は財源確保の見通しの甘さから先送りとなっていました。

公明党は、中小企業支援に対する予算を更に充実するとともに、資金繰り対策、貸し渋り防止対策や景気を刺激する投資減税を今こそ大胆に講ずるべきと考えます。この点について、鳩山総理、財務大臣及び金融担当大臣の答弁を求めます。

また、中小企業支援と併せて、公明党は国民生活の安全、安心の確保にも積極的に取り組んでまいりました。しかし、鳩山総理は、二十二年予算において学校の耐震化予算を大幅に削減するなど、とてもいのちを守る政治とは思えない対応を講じようとしております。このような理念のなき歳出削減に対して我々が指摘を申し上げた結果、鳩山総理からは予備費で賄う余地もある旨の答弁がありました。改めて、学校の耐震化を予備費で対応するかどうか、明快な答弁を求めます。

あわせて、国債発行により確保した一兆円の経済危機対応・地域活性化予備費について、財政規律を守りつつどのように活用していくのか、その方針を財務大臣にお尋ねします。

業の活性化など、国民のための施策を進めていくためには、その一方で将来世代に負担を押し付けることのないよう国の財政規律を確保し、将来の不安を払拭することが政府の責務であります。

しかし、鳩山総理が無駄遣いの削減等で確保するとした子ども手当等の財源は、二十二年に必要七兆一千億円のうち、わずか二兆三千億円しか確保できません。二十三年には十二兆六千億円の恒久財源が必要となりますが、いわゆる埋蔵金によるその場しのぎはもう限界です。結局、特例公債に依存することとなるのではありませんか。総理は、負担先送りの回避を将来世代に對してどのように約束されますか、お答えください。

負担の先送りを回避し、国民の将来不安を解消するためには、財政健全化目標を責任を持って示すことが必要です。複数年度を視野に入れた中期財政フレームや中長期的な財政規律の在り方を含む財政運営戦略は一体いつ示されるのですか。当初、予算編成時の十二月ごろとされていたその作成時期は、いつの間にか本年前半となり、ついには六月ごろだと総理はさきの党首討論において明言されました。公明党としては、財政健全化目標を早急に策定すべきと主張してまいりましたが、次々と先送りされていく印象を受けるのは私だけでしょうか。一体、早期策定の重要性を認識しているのかどうか、総理の見解を求めます。

あわせて、財政健全化に向けた具体的な道筋と検討状況を財務大臣及び国家戦略担当大臣にお尋ねいたします。

次に、所得税法等の一部改正案について質疑いたします。

例えば、社会で子育てを支援することや、控除から手当へという考え方の下、控除を見直すことと自体については特に異議はありません。しかし、子ども手当や高校の実質無償化の財源確保のため、個人住民税を含めた扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減など、マニフェストに掲げていないまま食いつまみ食いのな控除の廃止を行うのであれば一部の世帯は負担増になります。本来、人的控除の在り方は税制抜本改革の中で総合的に検討されるべきであり、理念なき増税は国民生活を不安にさせるだけです。

マニフェスト違反という点では、ガソリンの暫定税率が実質的に維持され、二兆五千億円の実質増税となった点についても批判は免れません。総理にはまず、ガソリン値下げ隊など過剰なパフォーマンスで暫定税率の廃止を国民との約束だと明言されてきたことについて、不明を恥じるとともに、その真意を改めて説明していただきたい。

負担などについて国民に十分な理解を求めることが不可欠となります。二十三年度税制改正に向けた総理の決意をお尋ねします。

いわゆる租特透明化法案については、これまで参議院の議員立法について様々な問題点を指摘してきたところです。今回の政府案については、個別企業名の公表が削除されるなど改善が図られており、参議院における充実した審議が反映されたものとして評価します。その上で、さらに、適用額明細書の提出や適用実態調査に当たって納税者及び課税当局の事務負担の軽減について更に配慮が必要であることを政府に要請をいたします。財務大臣の答弁を求めます。

最後に、眞に國民に納得される税制を構築するという点で、鳩山総理の贈与税問題は極めて重大です。税制に対する國民の信頼を傷つけた徴税行政の最高責任者のこうした行為は到底許されるべきものではありません。改めて御自身の贈与税問題に対し國民の納得できる明確な説明を求めるとともに、総理の納税意識の欠落に対し猛省を求め、質疑を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇 拍手〕

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君） 荒木議員にお答
えをいたします。

まず、デフレ対策についての御質問がございました。

政府は、デフレの克服に向けて日銀と一体となつて強力かつ総合的な取組を今日まで行つてまいりましたし、これからも行つてまいりたいと思つています。日銀に対して、したがつて今後とも適切かつ機動的な金融政策運営によつてデフレ克服に向けて頑張つていただかなきゃならぬと、その思

いで経済を下支えするように期待をしたいと思っております。

また、緊急経済対策に伴う第二次の補正予算と、今御審議をいただいている平成二十二年度の予算、さらに、これは中長期的でありますが新成長戦略の推進、こういったものを行つて、デフレ克服と景気回復、この道筋を確かなものにしていきたいと、そのように考えているところでございます。

中小企業の支援に対する御質問でございました。

国の礎である中小企業への対策は、この内閣の最も重要な柱の一つでございます。二十二年度の当初予算案の中では、資金繰りの対策あるいはものづくり、さらには商店街、海外の展開支援などの、前年度比二十一億円増であります。千九百一十一億円を確保したところでございます。特に、資金繰りの対策については、当初予算案と二次補正予算を合わせまして一兆二千億円以上の予算を確保しております。中小企業金融円滑化法の適切な執行も併せて行っているところでございます。

また、本国会に提出中の改正税法において、中小企業者が一定の設備投資を行った場合に税制上の優遇措置を設ける制度についても、平成二十三年度末まで延長する内容を盛り込んでいるところでもあります。

それから、学校の耐震化についての御質問もいただいたところでございます。

子供たちや地域の住民の皆さん方のいのちを守るという観点から、学校の施設の耐震化は早期に進めるべき重要な課題であると、公明党さんもおか

ねてから主張しておられます、私どももそうに考えております。まずは、平成の二十二年度の予算の早期成立を目指して、その上で予算の効果あるいは効率的な執行に努めるとともに、その執行状況を踏まえて二兆円の景気対策枠の活用なども視野に入れてまいりたいと思っております、学校の耐震化を積極的に推進をしてまいりたいと思っております。

恒久的な財源に関するお尋ねでございます。

二十二年度の予算におきましては、国の総予算の見直しによって二兆三千億円に上る大幅な歳出削減を行うとともに、公益法人の基金の返納などによって一兆円の税外収入も確保したところでありまして、国債増発に依存することなく、マニフェストの工程表の主要事項に充てることでできる財源を合わせて三兆三千億円確保したところでございます。

二十三年度以降についても、今後策定をいたします中期財政フレームやあるいは財政運営戦略、こういった戦略を踏まえて、行政刷新会議などを積極的に活用してまいります。そのことによって必要な財源をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

その中期財政フレームあるいは財政運営戦略の策定時期についてのお尋ねが重ねてございました。

未来に向けて国民の皆さんが安心してお暮ら
 ができる社会保障の整備と、さらに新たな経済成
 長への投資を行うために財政の健全化は不可欠の
 前提だと認識をいたしております。したがいまし
 て、本年前半には、複数年度を視野に入れまし
 た中期財政フレームをつくり上げますとともに、中

長期的な財政規律の在り方を含む財政運営戦略を策定をする。そのことによって、財政健全化への道筋をきちと示してまいります。

揮発油税などの暫定税率についての御質問がございました。

これは先ほどもお答えをいたしました。ガソリン税などの暫定税率につきまして熟慮を重ねた結果、現行の十年間の暫定税率そのものは廃止をいたしますけれども、厳しい財政事情や地球温暖化防止の観点、それから原油価格が現在安定しているということなどを勘案した結果、当分の間、その税率水準は維持をするということにいたしましたわけでございます。

暫定税率の取扱いに係りましてこのような考え方になりましたこと、これまでも率直に国民の皆様方におわびを申し上げてまいったところでございまして、これからもしっかりと説明をしてまいります。

地球温暖化対策税の導入について御質問がございました。

地球温暖化対策のための、いわゆる環境税とおっしゃっていましたが、税につきましては、所得税法等の一部を改正する法律案において、平成二十三年度の実施に向けた成案を得よう検討を行うと、その旨の規定を盛り込んだところでございます。したがって、この方針にのっとりまして、政府としてしっかりと取り組んでまいります。検討に当たりましては、税の在り方について国民の皆様方の御理解が得られるよう努めてまいります。公明党さんにも様々な御指導願えらばと思っております。

それから、贈与税につきましての御質問でございます。

います。

これまでもお答えを申し上げておりましたが、検査の捜査によりまして初めて母から資金提供があるということを理解をいたしました。したがって、脱税とか滞納の意図というものは全くなかったわけでございます。これまで全く承知をしておらなかったと。そして、検査の捜査によって初めて解明されたということ自体がやはり私の不徳の致すところだと、そのようにも認識しております。

納税が遅れたことを真摯に反省をいたしております。納税者の皆さん、国民の皆様方に改めて深くおわびを申し上げておきたいと思っております。国民の皆様方になかなか御納得いただくにはまだ時間が掛かるとは思っておりますが、事実は事実としてありのままに説明を尽くすしかない、そのように思っております。一方で、政権交代で私どもに与えられました使命を果たさなければなりません。したがって、身を粉にして働くことで責任を取ってまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇、拍手)

○国務大臣(菅直人君) 荒木議員にお答えします。

中小企業支援対策については、予算全体を必要性の高い分野に配分するとの考えの下、重点的に措置をしているつもりであります。

まず、二十一年度二次補正予算では、中小企業の資金繰り対策等について一兆円を超える予算を講じたところであります。さらに、二十二年当年初予算案においても、中小企業対策を充実させる

観点から、中小企業の資金調達の円滑化、仕事をつくるための研究開発支援、中小企業の経営支援・下請取引適正化に関する施策等に重点的に予算配分をし、前年度比一・一％増の金額を確保しております。

また、本国会に提出中の改正税法において、中小企業投資促進税制の適用期限を延長する内容を盛り込むなど、中小企業にはできる限りの配慮を行つて、そのようにいたしております。

二番目に、経済危機対応・地域活性化予備費に関する御質問でありますけれども、二十一年度予算ではこの項目に一兆円を計上いたしております。これは、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい景気の現状にかんがみ、景気の二番底を回避するため万全の備えをすることとしたものであります。予備費は予見し難い予算の不足に充てるものであります。現段階で具体的に決まっているわけではございませんが、我が国経済や地域の動向を注視し、必要に応じて機動的に対応してまいりたいと、このように考えております。

財政健全化の道筋についてでありますけれども、現在、内閣の下に、成長戦略、税制調査会、新しい年金制度の検討、社会・税制番号等の議論を始めておりまして、そういうものを踏まえながら、いよいよこれから財政健全化のある意味での議論にそれぞれの中で得た結論を反映させていきたいと思っております。

そういった意味で、本年前半には、国家戦略担当大臣を中心に、複数年度を視野に入れた中期財政フレーム及び中長期的な財政規律を含む財政運営戦略を策定し、財政健全化への道筋を示していく方針です。中期財政フレームと財政運営戦略の

基本的な枠組みについては、その検討のために、一月末に、これは国家戦略室において有識者による中期的な財政運営に関する検討会を立ち上げていただいております。財務省からも副大臣、政務官が参加をして国家戦略室と連携して検討を進めてまいることとしております。

次に、配偶者控除、成人扶養控除の廃止及び給付付き税額控除の導入についての御質問でありますけれども、昨年末に閣議決定いたしました税制改正大綱において、まず成人扶養控除については、議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組みとしており、配偶者控除については、考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組み。さらに給付付き税額控除については、我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めるとされております。こういった形で検討を進めていきたいと、このように考えております。

租特透明化に関する事務負担についての御質問をいただきました。

適用額明細書の提出を求めるに当たっては、明細書の様式や記載を求める内容を工夫するなど、納税者の事務負担には極力配慮をすることとしております。今後、納税者への周知徹底を図るなど、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

また、租特透明化法の執行に当たっては、まずITの活用などにより極力効率的な事務の実施に努めることといたしており、それでも現状の体制で人員が不足されると見込まれる場合には所要の

手当ても検討しなければなりません、できるだけITの活用などによってそうした人員増は避けてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣亀井静香君登壇、拍手〕

○国務大臣(亀井静香君) お答えいたします。

中小企業、零細企業、また商店、サラリーマンの金繰りを少しでも楽にあげるために、昨年の臨時国会において、公明党の強い御協力をいただきまして金融円滑法案を成立をさせ、現在施行しておるわけであります。

また、金融庁といたしまして、監督検査マニュアル、これを抜本的に改正いたしました、金融機関がコンサルタントのそうした役割を果たすように、今もう必死になって指導を展開しておるところであります。

ただ、私が今痛感しておりますことは、金繰りを楽にしてあげることも大事なことであります、それ以上にもうかる仕事をどう出していくかと、このことだと私は思っております。金融政策と相まって内需の拡大を大胆に思い切ってやっていくことをやらなければならない、そのように考えております。鳩山総理は今後それを私はやっていただける、このように確信をしております。以上であります。(拍手)

〔国務大臣仙谷由人君登壇、拍手〕

○国務大臣(仙谷由人君) 財政健全化についての御質問をいただきましたので、答弁をいたします。

我が国の財政状況が主要先進国の中で最悪の水準であることは御承知のとおりでございます。先ほど総理大臣、財務大臣からお答えをいた

しましたので重複しないように補充をいたしますと、この中期財政フレーム、財政運営戦略の策定に際しましては、諸外国の取組も参考としながら構造的な財政赤字の削減につなげる、中長期的には公的債務残高の対GDP比を安定的に縮減させていく、このことを念頭に置いて検討を進めます。

もう少し具体的に申し上げますと、私の下に設置されております中長期的な財政運営に関する検討会におきまして、今月末までをめぐり論点整理を取りまとめた。この論点整理を踏まえて今後更に検討していきたい、こう考えております。以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、平成二十二年地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。原口総務大臣。

〔国務大臣原口一博君登壇、拍手〕

○国務大臣(原口一博君) 平成二十二年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。まず、平成二十二年地方財政計画の概要につ

いて御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保すること、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、地域のニーズに適切に対応するために必要な経費を計上するほか、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本としております。

過去最大規模の財源不足については、適切な補てん措置を講じることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針の下に、平成二十二年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、八十二兆一千二百六十八億円となり、前年度に比べ四千二百八十九億円の減となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行うこととし

ております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十二年分の地方交付税の総額については十六兆八千九百三十五億円を確保するとともに、単位費用の改定を行うほか、平成二十二年における措置として雇用対策・地域資源活用臨時特例費を創設し、あわせて、旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置の延長、公営競技納付金制度の延長、地方特例交付金の拡充等を行うこととしております。

以上が、平成二十二年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。加賀谷健君。

〔加賀谷健君登壇、拍手〕

○加賀谷健君 民主党・新緑風会・国民新・日本の加賀谷健です。

ただいま議題となりました平成二十二年地方財政計画並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をさせていただきます。

初めに、本日、この本会議場で質問に立つ機会をお与えいただき、また私の演説に耳を傾けてくださるすべての会派の先輩、同僚議員の皆様には深く感謝を申し上げます。

さて、地方の長期債務残高と国債等を合わせた

我が国の借金は、平成二十二年度末で一兆円を優に超えます。国民一人当たり一千万円近い借金は、残念ながら間違いなく私たちの子供や孫に押し付けることとなります。国会においては、こうした視点から、子供たちに納得してもらえないよう真摯で建設的な議論をする責任があるのではないのでしょうか。

しかし、昨今の国会の状況はいかがでしょうか。審議拒否や激しいやじはとも子供たちのお手本とは言えません。政権交代が実現しても、国民の間に国会審議の在り方は何も変わらないではないかという失望感が漂うことを私は心配をしております。

今年は我が国の議会制度がスタートをして百二十年目になりますが、尾崎行雄翁は、昭和二十二年三月十三日の衆議院本会議で議会の在り方を次のように問うています。

立憲政治によって開かれたところの議会は、打ち解けて国家全体のために懇談熟議すべき場所である。各々己の主張はあるけれども、それはごく穏やかに述べて、お互いに譲り、力を合わせて国家全体の利益を図らなければならない。それが議会の本体であり、激しい言葉を用いて、互いに悪口さんぼうするのが議会の真面目と心得て、今日もなおそれを継続して下さるように見受けられる。

このように述べてから六十年余り、憲政の神様は今国会をどのように御覧になつていらっしゃるのでしょうか。

今、我が国から信頼が失われつつあります。それは政治や行政、世界的な我が国の大企業、マスコミ、さらには警察、検察まで広がり、日本総不

信と言つても言い過ぎではありません。

敗戦以来とも言える危機的な状況から我が国を立ち直らせ、国民の生活を守り、希望と安心を与えることこそ、政治の、そして私たち政治家の最大の使命であるはずです。そして、私たち国会議員が真摯な議論と行動によって国民からの信頼を取り戻すことがその第一歩ではないのでしょうか。信なくば立たずであります。

さて、政権交代が実現し、鳩山内閣が誕生し、今月の十六日で半年を迎えます。地域主権を掲げる民主党を中心とする鳩山内閣が、小泉内閣以来の五兆円もの交付税大幅削減により格差が拡大し、疲弊し切った地方を三位一体改憲以前の水準に戻そうとしている点は高く評価できます。そこで、原口総務大臣に小泉構造改革の評価と地方交付税に対する基本的な考え方を尋ねたいと思います。

平成二十二年度地方財政計画では、大幅な税収減の下でも地方交付税を一・一兆円増額し、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税を三・六兆円増額するなど、地方自治体からおおむね好意的な評価をいただいているものと思います。

さらに、地方交付税の在り方を含め、地方の自主財源の充実強化に向けてまだまだ見直しが必要だと考えます。私たち民主党政は、マニフェストの中でひも付き補助金の廃止と一括交付金化を掲げ、また折半ルールの見直しを求めてきました。

原口大臣は、地域主権改革担当大臣として地域主権改革関連二法案をまとめられ、地方と国とが真に対等な地域主権国家に向けて大きな一歩を踏み出されましたが、税財源についても今後更に地方への移譲を進めるべきと考えますが、具体的に

どのように取り組まれようとしているのか、お聞かせください。

この点に関連し、地方財政審議会が昨年十二月に出した意見では、地域主権型地方財政においては、国と地方の役割分担に応じて五対五に税源を配分することを当初目標として、歳入の中心を地方税とすべき、一括交付金制度は過渡的な制度と位置付け、できるだけ速やかに地方が自由に使える財源としていくことを前提とすべきと提言されています。政府としてこの提言を具体的にどのよう

に受け止め、取り組んでいく方針なのでしょう。また、地方財政の基盤を強固にしない限り、地方の借金も膨らむばかりです。消費税を含む我が国の税制全体の在り方や納税者番号制度など、タブーをなくし、自治体や広く国民の声を聞きながら早急に議論をすべきと考えていますが、いかがでしょうか。併せて伺いをいたします。

公債費負担対策については、一・一兆円規模の公的資金補償金免除、繰上償還を三年間延長しました。このことは、当面の措置としては大いに評価すべきと思います。しかし、地方が抱える過去の借金への負担を軽減することはもとより、根本的かつ将来的に地方の借金をなくしていくための取組が求められます。原口大臣の考えをお聞かせください。

昨今の景気と雇用の悪化による生活保護費など社会保障関係経費の急増は、失業者などが集中する大都市の一般財源を大きく圧迫しています。大阪市では市民の二十人に一人が生活保護受給者という状態で、朝日新聞が県庁所在地や指定都市など六十九自治体を対象に調査したところ、生活

保護関連予算は前年比四・二倍の千三百八十四億円にも上つたとのことでした。

生活保護制度は憲法二十五条が保障する国の制度であり、必要な費用は全額国が負担すべきとの意見も少なくありません。大臣のお考えをお聞かせください。

私の地元千葉市では昨年、三十一歳で熊谷市長が誕生をいたしました。脱・財政危機宣言を出し、財政健全化に向けて積極的に取り組んでおります。ところが、不良債務を抱える土地開発公社などを整理するために、第三セクター等改革推進債を活用すると、かえって早期健全化団体となつてしまつたため、債務処理に対しちゅうちょせざるを得ない状況となつております。指定都市の自主的な財政健全化推進を促すためにも、一般市町村とは異なる基準の設定や実質公債費比率の弾力的な算定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、各論についてはこれからの委員会でも議論をさせていただきたいと思いますが、政権交代で地方が元気になるんだという強いメッセージを込めた決意を是非原口大臣にお伺いしたいと思ひます。

私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇、拍手)

○国務大臣(原口一博君) 加賀谷議員から八点お尋ねがございました。

尾崎聖堂公のお言葉を引かれて、そして県議として五期連続、一貫して地域の発展に貢献された議員に心から敬意を表します。

小泉構造改革の評価についてでございますが、これはトリクルダウンといひまして、だれかが一

点を持つて、そしてその人が先に行けば、あと地域は何かなるだろうと、こういう考え方、私たちはこういう考え方に立ちません。小泉政権時に実施された三位一体改革は、地方交付税の五・一兆円減などにより、財政力の弱い自治体を中心に地方をより疲弊させたというふうに考えています。私たちはそのような立場に立つんではなくて、日本は様々な可能性を地域が持っています。その可能性をどこからでも開けるようにする、これが大事だと思います。

地方交付税については、鳩山内閣の一丁目一番地である地域主権改革を財政面で支える重要な財源です。このため、法定率の引上げを視野に入れ、これから地方の自主財源確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方の税源移譲についてお尋ねがございました。

地域主権を実現するためには、地方が自由に使える財源を増やし、自治体が地域のニーズに適切にこたえられるようにしなければなりません。公共サービス格差が広がっています。この格差は是認できません。そのため、地域の自給力と創富力を高める緑の分権改革を推進するとともに、ひも付き補助金の一括交付金化等に向けた検討を行います。

さらには、平成二十二年度税制大綱を踏まえ、地方環境税、それから地方消費税の充実に向け、税制調査会において積極的に議論を行い、地方の御意見を勘案しつつ、地方税財源の充実に取り組んでまいります。

次に、地方税に関する地方財政審議会の意見についてお尋ねがございました。

地方自らが課税権を持つ地方税を地方の歳入の中心となるよう充実していくことは極めて重要です。先ほども申し上げました大綱においても、地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国、地方間の税財源の配分の在り方を見直すことと明記したところがございます。地方財政審議会の意見や税制改正大綱の方向性に沿って、地方の御意見を踏まえながら、地方消費税の充実など、税の偏在性が少ない、税収が安定的な地方税体系の構築に努めてまいります。

次に、一括交付金に関する地方財政審議会の意見についてお尋ねがございました。

鳩山内閣の一丁目一番地である地域主権の実現のためには、地方が自由に使える財源を増やす、先ほど申し上げたとおりです。その中で、ひも付き補助金の一括交付金化や地方税財源の充実確保に向けた検討を行い、更には財源保障機能や財政調整機能、これを強化して新たな制度の検討を進め、地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいります。

次に、税制全体の在り方に関する議論についてお尋ねがございました。

先ほどの大綱の中には、歳入構造改革と歳出構造改革一体に議論すべきだということを入れさせていたいただいています。具体的な我が国の中長期的な税制抜本改革実現に向けて、具体的ビジョンの調査研究を行うため、先般、税制調査会に専門委員会を設置し、検討を開始したところでございます。

また、番号制度の導入に関しても、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会において検討を開始いたしました。地域主権改革を推進する観点から、地方の意見、国民の声を伺いながら早急に議論を重ねてまいります。

次に、地方の借金をなくしていくための取組についてお尋ねがございました。

財政の健全性や自由度の確保は重要であり、このため、地方債発行量の抑制に取り組むことは大変意義深いことであると、議員がおっしゃるとおりだと思います。

地域主権改革が財政面で過度に地方債に依存するものとならないよう、地方交付税の法定率の引上げを視野に入れ、地域主権戦略会議において、地方税財源の充実確保に向け、財源保障機能と財政調整機能を強化した新たな制度の検討を進め、何といたしても地方が自由に使える、今回も随分増やさせていただきましたが、この財源の充実強化に取り組んでまいります。

生活保護についてお尋ねがございました。

生活保護費について、地方も一部、これ四分の一ですけれども、負担をする趣旨は、地方もその区域内の住民の保護の実施について責任を負っている等によるものでございます。

現行の国庫負担率四分の三については、生活保護が国として責任を持つべき事業であることから他の制度と比べて高い水準の負担率となっております。また、地方の負担四分の一については、地方交付税の基準の財政需要額、この中に算入し、財源保障を行っているところでございます。

最後に、実質公債費比率についてお尋ねがございました。

千葉・熊谷市長さん、随分頑張っていた聞いています。ありのままの財政状況を公表し、財政の健全性を確保する見地から、実質公債費比率は客

観性や全国での共通性を維持する必要があります。金融市場関係者にも指標の客観性を信頼していただいております。

また、御指摘の公社等の処理も全国的な課題でございます。第三セクター等改革推進債の償還期間を十分に、薄く長くすね、確保し、毎年度の負担や実質公債費比率にも配慮することが可能であると考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 磯崎陽輔君。

(磯崎陽輔君登壇、拍手)

○磯崎陽輔君 自由民主党の磯崎陽輔です。

自由民主党・改革クラブを代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに平成二十二年度地方財政計画について質疑を行います。

初めに、チリ大地震において被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。あわせて、一刻も早い復興をお祈りいたします。

平成二十二年度予算案を審議する参議院予算委員会の冒頭で、原口総務大臣、前原国土交通大臣、仙谷特命担当大臣の三人が遅刻をするという前代未聞の不祥事が起きました。内閣の緩み切った姿勢が明らかにされるとともに、参議院を軽視した極めて遺憾な事態であります。今回は遅刻三兄弟と呼ばせていただいたとも与党の皆様は御不満はないと思います。政治主導、政治主導と言いつつ、いかに事務方との意思疎通を欠いているかということも露呈いたしました。

原口総務大臣は、予算委員会開会時刻後にツイッターをしていたと聞いています。先日のチリ

大地震の際にも津波警報をツイッターに掲載したとして批判されたばかりであります。ツイッターが悪いとは言いませんが、消防庁を所管する危機管理担当大臣としても少し職務に専念してはいかがなものでしょうか。大臣が日々ツイッターに明け暮れている姿は国民が望むものではないでしょう。原口総務大臣の答弁を求めます。

今、地域経済は極めて厳しい状況に陥っています。高校生や大学生の就職も本当に深刻です。そうした中で政府は、コンクリートから人へと称して、公共事業費を一八%以上削減する予算案を提出しています。このことにより失業率が一・%以上増大するという民間機関の調査結果も出ています。

前原国土交通大臣は、公共事業が減っても地方に配るお金は増えているから大丈夫だという趣旨の答弁を繰り返しています。本当でしょうか。原口総務大臣は、地方交付税を一兆一千億円増やして地方が自由に使える財源を増やしたと大言吹しています。これも本当でしょうか。

平成二十二年度の地方の財源不足額は十八兆円を超え、本年度と比べても一気に八兆円近く増大しています。財源不足額とは、簡単に言えば基準財政収入額と基準財政需要額の差額で、本来地方交付税で補てんすべき額が地方交付税の法定分だけでは満たされない額をいいます。

今、財源不足額が十八兆円もあるのです。地方交付税を一兆一千億円増額して、後年度、国と地方が折半する財政対策債の発行を縮減したことは一定の評価ができます。しかし、それは十八兆円にも及ぶ財源不足額のごく一部であり、焼け石に水であります。かつ、地方交付税の増額は財源不

足額の補てんであつて、これによって地方が自由に使える財源が増えるわけでは決してありません。

さらに、この措置は単年度の措置であり、平成二十三年以降の保証は全くありません。原口総務大臣は、昨年の臨時国会における私の質問に対し、地方交付税の交付率を一〇ポイント程度引き上げると答弁しました。全然実現していません。約束違反ではありませんか。原口総務大臣の答弁を求めます。

地方が自由に使える財源が増えたと言えるためには、地方財政計画上、一般歳出や一般財源が増えていることが必要です。このことについて、総務省資料では、地方一般歳出が三年連続の増で、一千億円増額したと宣伝しています。本当でしょうか。

驚いたことには、総務省資料のどこにも書いていないのですが、この一般歳出の増の中には子ども手当一兆三千億円が含まれていたのです。今日は子ども手当の善しあしは論じません。しかし、御承知のとおり、子ども手当は一部を除き全額国が負担するスルーの経費、すなわち財政的には地方を素通りする経費であります。当然地方が自由に使える財源などではなく、子ども手当を差し引けば、一般歳出は実に一兆二千億円のマイナスではないですか。さらに、子ども手当以外の義務的経費の増も差し引けば、一般歳出は本年度より二兆一千億円のマイナスになります。大緊縮予算ではないのですか。

また、地方一般財源についても、総務省資料では、地方税が減る中、一般財源が三千億円増額したと宣伝しています。本当でしょうか。この増額

の中にも子ども手当に係る五百億円が含まれていました。義務的経費の増に係る一般財源五千億円や、起債の償還財源である公債費の増一千億円までも含まれており、これらを差し引けば、実質的には一般財源は三千億円のマイナスになります。

このように、総務省資料による厳しい財政状況の中、地方一般歳出や地方一般財源を増額したという宣伝は、全くの誇大広告と言わざるを得ません。子ども手当のような義務的経費を加えれば、一般歳出や一般財源は、形式的には本年度より多少増加していますが、これを差し引けば実質的には大幅なマイナスになっています。

このような官僚の作文を総務大臣がうのみにして、地方の皆さんに誤解を与えるような表現で都道府県知事や市町村長に伝えていいのでしょうか。原口総務大臣の答弁を求めます。

最大の問題は、コンクリートから人へと称して、地方単独事業を一兆二千億円、一五%も削減したことです。

昨年の臨時国会で私は、地方交付税を増額しても財政需要を積み上げなければ全く意味がないと質問しました。そのとき、原口総務大臣は何を言われたのかちんぷんかんぷんな顔をしていました。その後、理解してくれたようであります。結果的に、地域活性化・雇用等臨時特例費九千八百五十億円を地方財政計画に計上したことは一定の評価をします。

しかし、その一方で、地方単独事業を一兆二千億円削減し、本年度計上された地域雇用創出推進費五千億円を削減し、合計で一兆七千億円の歳出を削減しては何にもならないじゃないですか。差し引き約七千億円のマイナスになります。どうして

これで地方が自由に使える財源が増えたことになるのですか。単純な引き算をすれば分かることでしょうか。

このことを一般財源ベースで見ても同じことです。地方単独事業は、現実にはその財源として大部分が地方債を充てていますが、地方財政計画上は約六割が一般財源とされています。そのため、一兆二千億円の事業費の削減に伴い、七千億円の一般財源が削減されています。一般財源割合の高い地方単独事業費を削減するのが、財務省が一番喜ぶことなんです。地方交付税を一兆一千億円増やしたといつても、一方で地方単独事業を一兆二千億円削ってやれば、財務省はほいほいと笑顔で応じたことでしょうか。お釣りも一千億円出ます。

国の予算で公共事業が大幅に削減され、さらに地方財政計画で地方単独事業も大幅に削減され、地方は踏んだりけつたりです。地方財政と地域経済は本年度よりも一層厳しくなりました。

報道によれば、都道府県予算案の地方単独事業は本年度よりも一%しか減っていません。公共事業を一八%も削減されると、地方では地方単独事業に望みを託すしかないのです。そのため、徳島県では、地方単独事業を積み上げるため、万やむなく自殺対策基金や雇用再生基金まで取り崩したと聞いています。これだけ大幅な地方単独事業費の削減を行っていないながら、地方が自由に使える財源を増やしたなどといったげんなことを言うのはもうやめてください。

このような縮小された国や地方の財政措置の下で、どうしたら地域経済の活性化を図ることができるとお考えですか。原口総務大臣及び前原国土交通大臣の答弁を求めます。

結局、地方財政計画は官僚ベースで作られ、地方財政を一層厳しくするものになっているのです。与党の皆さんは政治主導ということを声高に唱えています。そうであれば、地方財政についても官僚主導にならないようもっとしっかり勉強してほしいものです。

民主党は、地域主権は二丁目一番地の政策であると言っています。自民党は地域主権という言葉は不適切な言葉であると考え、使っていません。しかし、地方分権はこれまで与野党一致して取り組んできた課題であり、今後も一緒に取り組んでいかなければならない重要な政策です。

そうした中、来年度の地方財政計画を見る限り、原口総務大臣は財務省というお釈迦様のたなごころの上できん斗雲に乗って世界を飛び回っているのと勘違いしている孫悟空にしか見えません。これから大出世するのでは、今の厳しい地域経済を救うのには手遅れです。

地方交付税は増額されましたが、地方が自由に使える財源は全然増えていないのです。地方財政計画は、地方交付税の増額を主張する原口総務大臣の顔を立てるため、一方で地方単独事業を大幅に削減して均衡を図ったものと考えますが、違いますか。原口総務大臣の答弁を求めます。

地方財政計画も、結局子ども手当に振り回されました。経常的な財源であった地方単独事業が大幅に削減されたことも地方にとつては大きな痛手です。私は、今年も財務省の壁が破れなかったと落胆せざるを得ません。

最後に、真に地方財政の自立を確実なものとするため、地方交付税関連五税の交付率の大幅な引上げを求めます。引上げの方針について、原口総

務大臣及び菅財務大臣の明確な答弁を求め、質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣原口一博君登壇、拍手〕

○国務大臣(原口一博君) 磯崎議員から六点お尋ねがございました。

まず、危機管理担当大臣としても少し職務に専念すべきところのお尋ねがございました。参議院予算委員会の遅刻については、改めておわびを申し上げます。そして、二度とこのようなことが起らないよう三重の対策を講じたところでございます。

総務大臣としては消防庁も所管しており、危機管理には万全を尽くす必要がございます。先般のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波に際しまして、地震発生当日の二月二十七日から、消防庁に対し今回の津波の対応に万全を期すよう指示し、津波当日の二十八日には、消防防災・危機管理センターに設置した災害対策本部にて随時指示を行うとともに、北海道、青森、岩手、宮城の四道県知事とは直接連絡を取り、状況を確認いたしました。今後とも、国民の安全確保のため、危機管理に万全を期してまいります。

なお、ツイッターについては、適時適切に正確な情報の発信のツールとして活用しておるところでございます。

次に、地方交付税の法定率の引上げができたかった理由及び今後の方針についてお尋ねがございました。

法定率の引上げについては、平成二十二年度における国税五税の税率が異常とも言える低い状況にあることも踏まえ見送ることとなりましたが、財源不足の補てんルールは平成二十二年度限りの

措置としたところでございます。

今後は、地域主権改革を財政面で支えるため、議員が御指摘のように法定率の引上げを視野に入れ、地域主権戦略会議において、地方税財源の充実確保に向けて、地方が自由に使える財源の充実強化とともに取り組んでまいります。

次に、一般歳出及び一般財源が実質的にマイナスであり、地方に誤解を与えるのではないかとのお尋ねがございました。

来年度の地方財政計画では、単独の投資的経費は一・二兆円の減としておりますが、約一兆円の地域活性化・雇用等臨時特例費の創設などによって減少分と同額を歳出に計上しています。これにより、地方の一般歳出の総額は、前年度に比べて〇・一兆円の増を確保しています。これは歳出で目、財源、一般財源についても、総額で〇・三兆円の増、不交付団体の水準超経費に相当する額を除いた場合には一・〇兆円の増となっており、地方が自由に使える財源を充実しているところでございます。

次に、地域経済活性化の方策についてお尋ねがございました。

平成二十二年度においては、当面の地方単独事業の実施に必要な歳出として地方財政計画に約一兆円の特別枠、地域活性化・雇用等臨時特例費を創設し、同額を交付税に加算したこと等により、交付税を一・一兆円増額しています。また、本年度の第二次補正予算において、自治体によるインフラ整備等を支援する地域活性化・きめ細かな臨時交付金五千億を創設しております。

これらの地方が自由に使える財源を活用して、地域の実情やニーズに応じた経済活性化につながる

施策を展開していただくとともに、地域の、議員がおっしゃるように、財源が十八兆も不足していたら、それはやれることは限りがあるんです。その中で、やはり地域の自給力、創富力、富を生み出す力、これを高める緑の分権改革を推進してまいります。

最後に、地方単独事業の削減と交付税の増額についてお尋ねがございました。

来年度の地方財政計画では、単独の投資的経費は一・二兆円の減としておりますが、当面の地方単独事業の実施に必要な歳出として約一兆円の地域活性化・雇用等臨時特例費を創設し、同額を先ほど申し上げましたように地方交付税に加算したこと等により、一般歳出総額で前年度増の〇・一兆円を確保するとともに、地方交付税を一・一兆円増額しました。これにより、各自治体は、経済情勢など地域の実情やニーズに応じた施策を実施できるものと考えております。地方六団体からも高く評価する旨の共同声明もいただいております。付け加えて、答弁に代えます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣前原誠司君登壇、拍手〕

○国務大臣(前原誠司君) 磯崎議員にお答えいたします。

公共事業削減に関するお尋ねがありました。人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という日本が置かれた状況を踏まえ、公共事業を抑制し、一方で、子育て、教育、社会保障など、人への予算配分へと変えていかなければならないと考えております。

来年度予算におきましては、公共事業を通じた地方への資金供給は確かに減っておりますが、一

方で、地方交付税一・一兆円の増額、子ども手当や農業戸別所得補償制度の創設、高校の実質無償化、さらには医療、介護向けの予算等が増えており、これらのいのちを守る予算が民間消費の拡大を通じて地域経済を下支えるものと考えております。

ちなみに、議員が選出をされています大分県で見ますと、投資的経費推計は確かに二百八十五・八億円減っておりますけれども、地域活性化・雇用等臨時特例費配分推計五十八・七億円、子ども手当あるいは高校無償化予算配分を含めた一般行政経費増分二百六十二・八億円、農家戸別所得補償配分七十二・二億円と、プラスマイナスいたしますと七十二・九億円の増となっております。議員は自治体へのお金のプラスマイナスを論じておられましたが、鳩山政権は家計に直接渡る比率を増やしておりますので、地方自治体のみ予算の増減で論ずるのは極めて一面的であります。

いずれにいたしましても、これからは、暮らしの安心を支える医療や介護、未来への投資である子育てや教育、地域を支える農業、林業、観光などの分野でしっかりとした産業を育て、新しい雇用と需要を生み出していくことが地域経済の活性化に重要であり、政府一体となって取り組んでいきたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅直人君) 議員にお答えを申し上げます。

地方交付税法定率の引上げについての御質問をいただきました。
私どもとしては、地域主権戦略の工程表に従

い、ひも付き補助金の一括交付金化などによって地域主権を支える財源を確保してまいっている所存です。
地方交付税については、平成二十二年度予算において地方に最大限配慮したところでありますけれども、厳しい国の財政状況や国と地方の役割分担を踏まえつつ、法定率を含むその在り方について引き続き真摯に検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) 西田実仁君。

〔西田実仁君登壇、拍手〕

○西田実仁君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案等について質問をいたします。

景気の低迷、急激な公共事業の削減による地方経済の停滞は、法人住民税のみならず、個人住民税をも大きく落ち込ませています。その結果、日本全国、地方税収はどことも大幅に減少しております。

地方経済の落ち込みは中小企業の不振と同義です。地元埼玉を歩いてみても、三、四年前の設備投資が重くのしかかり、廃業したくてもできないとうつむく経営者や、これまでにない売上減にうなだれる外食企業の社長、職人さんの手当をかつてないほどに抑えざるを得ないと嘆く建設会社の事業主と、その惨状は目を覆うばかりであります。

中小企業対策として、法人税の引下げや相続税の軽減も結構ですが、いずれも黒字で企業の永続性が保証されているのでなければ対象となりませ

ん。中小企業が今最も欲しているのは売上高、すなわち仕事であります。

新産業の育成や国内供給経路の開発、海外市場の開拓などもっと活発な中小企業育成策を用意するのでなければ、地方の時代も日本経済の復活もあり得ません。地方の税収回復策についてどのように考えているのですか。中小企業はいつまで我慢をすればよいのでしょうか。仙谷国家戦略担当大臣にお聞きします。

鳩山政権では、改革の一丁目一番地に地域主権を位置付けています。しかし、その具体的な未来図はいまだよく見えません。

鳩山政権の言う地域主権は、地方政府と中央政府との対立関係を前提としているのでしょうか。そうであれば、米国のような州政府こそ政府であるとする連邦国家を目指していくのでしょうか。それとも、国がのさばり過ぎていたので地方の自主性が喪失されているという意味であれば、地方分権という言葉が当てはまります。どちらでしょう。原口地域主権推進担当大臣にお聞きします。

地方が本来的に認められている税収は、中央政府の容喙や介入を許すことなく自らの歳入として確保できなければなりません。

平成二十二年度の国と地方間における租税収入の実質的配分状況を見ると、国税収入三十九兆四千六百億円から地方交付税、地方譲与税や国庫支出金などを控除した国の純租税収入は九兆二千二百億円にすぎません。一方、地方政府は、地方税三十二兆九千三百億円に加えて国から地方への税収入や補助金等が加わり、その純計は六十三兆一千九百億円にも上ります。

租税純収入の九割近くを地方が占めています。しかし、これは地方が豊かというわけではありません。本来的には地方が地方独自の財源として確保し、歳出に向けるところが、すべて国の台所を通して容喙、介入が行われた結果がこうした比率となっております。

片や、歳出について、国と地方の重複分を差し引いてそれぞれの純歳出を計算すると、国の純歳出は約五十八兆円、地方の純歳出は約八十九兆円、合計百四十九兆円となります。四割弱が国、六割弱が地方となります。鳩山政権では、国と地方の純歳入と純歳出に関する配分について、今後どのようにしていくべきと考えているのですか。総務大臣、お聞かせください。

平成二十二年度地方交付税の概算要求において、総務大臣は、地方の財源不足の補てんは国による従来のような一般会計加算ではなく、法定率引上げによる対応を求めました。結果は従来どおりでしたが、総務大臣の主張は率直に評価したいと思えます。今回の措置は単年度とされています。再来年度に向けて、地方の税財源の安定化にどう取り組みますか。原口総務大臣の決意をお聞きます。

国税三税など地方独自の財源であるべきものが、国の政策、方針によって大きく変動するのは、地方政府は国の方針に従って補助金などを受け取るしかなくなります。景気落ち込み時の歳入欠陥補てん策や国の増減税などについて、地方政府が発言権や拒否権を持たないのはおかしい話です。国と地方の協議の場において、こうした地方の言い分は主張できるのです。総務大臣に確認を求めます。

地方にとって安定財源として最も望ましいのは消費税であり、本来、地方政府の主要財源として育てるべきと考えます。その消費税は、予算総則で、全額を社会保障関係費に充当することになっています。その提唱者は当時の小沢自由党党首、平成十年十一月の自民党との連立合意に盛り込まれました。政権の枠組みは変わっても、この予算総則は今日まで維持されております。

しかし、平成二十二年度当初予算を見ると、基礎年金、老人医療、介護という対象経費の合計額は十六兆五千五百六十一億円、これに対して消費税の国分は六兆七千九百四十八億円にすぎず、実に九兆七千六百十三億円の不足となっています。不足額は年々大きくなっており、平成二十二年度のそれは十年前の約四倍、過去最大です。

しかし、鳩山政権は、今後四年間は消費税は引き上げないと明言しています。他に新規の財源があるわけでもなく、今後の財政運営はどのようにしていくのでしょうか。その展望について菅副総理にお聞きします。

消費税収入が充てられる範囲は、基礎年金、老人医療、そして介護となっております。子育て支援は、今後、予算総則の消費税収が充てられる対象経費に入ってくるのでしょうか。消費税の使途と子育て支援の関係について菅副総理にお聞きします。

今回、個人住民税の扶養控除について、子ども手当の創設と相まって廃止とされました。しかし、地方分権の立場からは、子ども手当の財源は国の一般会計から拠出すべきであり、勝手に地方税も含めた特定の世帯構成、例えば専業主婦や手当対象の子供のいない世帯に対する増税などで賄

うのはもつてのほかです。本来、歳出の削減により子ども手当の財源を捻出すると言いつつ、実質的には税負担の付け回しに走っているのではありませんか。総務大臣の見解を伺います。

子ども手当交付金一兆六千億円は年金特別会計から支払われます。なぜ子ども手当が年金からなのでしょうか。児童手当が消えるとされる再来年度の子ども手当は年金特別会計からは支払われないのでしょうか。年金特別会計から支払われると、歳出削減あるいは増税などの財源捻出措置がどれだけなされたのかの判明が困難になります。子ども手当に関する歳入と歳出の対応をより明確にしたい。総務大臣にお聞きします。

本来、所得税も住民税も原則として税負担者の属性を問いません。所得水準に対して課税されるだけで、税金の使途は特定していません。しかし、子ども手当を支払うために、今後、子供のいない夫婦世帯や専業主婦世帯などから税金を徴収して子ども手当の財源にするのであれば、明らかに所得税、住民税の一部が目的税化されることになります。

控除から手当へという美名の下に、特定の歳出のための財源捻出に向けて所得税制の基本構造を変えるのは全くの本末転倒ではないでしょうか。最後に菅財務大臣にお聞きして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇、拍手)
○国務大臣(原口一博君) 西田議員から六点お尋ねがございました。

まず、地域主権についてでございますが、政府が今国会に提出する地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の中では、地

域主権改革についてこのように書いています。日本国憲法の理念の下、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革、この位置付けているところでございます。

地域への愛なくして国家への思いというのはなかなか遂げることができません。あるいは、地域をつくる参加なくして国家全体の国づくりということも考えられません。このように、地域主権改革とは連邦制を志向するものでも国家主権と対立する概念でもございません。日本国憲法の掲げる国民主権の理念の下、主権を持つ国民が自らの住む地域を自らの責任においてつくっていくという改革の取組でございます。これに対して地方分権というのは、中央にあった様々な権限を地方に移していくという、分け与えていくというパラダイムだと考えております。

地域主権改革を推進し、補完性の原理に基づいて、基本的に基礎自治体を中心となって自分たちの地域は自分たちの責任でつくっていくという方向に変えていきたいと考えています。

次に、国と地方の純歳入と純歳出の配分についてお尋ねがございました。

平成二十二年度の税制改正大綱において、地域主権を確立するために国の役割を限定して地方に大幅に事務事業の権限を移譲し、国と地方の役割分担を踏まえ、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の間の税財源の配分の在り方を見直すこととしております。

今後、この方針に沿って、例えばサービス給付

については住民に身近な地方が主に担うこととするなど、歳出構造及び歳入構造の改革を一体的に行ってまいりたい、そして地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいれる所存でございます。

次に、再来年度に向けた地方税財源の安定化についてお尋ねがありました。

今、地方税が減っているのは、今の景気で減っているんじゃないんです。これは前の景気で減っておりまして、法定率の引上げについては、平成二十二年度における国税五税の税収が異常とも言える低い状況にあることも踏まえ見送ることとなりましたが、委員が御指摘のように、財源不足の補てんルールは平成二十二年度限りの措置としたところでございまして、地域の自主財源、これの拡充に努めてまいります。

また、地域の自給力と創富力を高める緑の分権改革を推進するとともに、これ、議員がおっしゃるとおりです。地方自治体が見えやすくなる、これがまた安定的であると、財源が安定的に見える、これとても大事な点と考えておりまして、地方交付税の安定性、そういう観点から消費税の議論についてもやっていきたいと思っております。地方税財源の充実確保に向け、財源保障機能と財政調整機能を強化し、新たな制度の検討を含め、地方が自由に使える財源の充実強化に取り組んでまいります。

次に、国と地方の協議の場における協議事項についてお尋ねがございました。

政府が今国会に提出する国と地方の協議の場に関する法律案では、協議の対象を地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項な

ど三項目のうち重要なものと規定しております。したがって、御指摘の点も含め幅広く協議の対象となるものでございますが、具体的な協議事項の設定については、法制化後、地方側の意見も踏まえ、政府内でも調整の上適切に対応してまいります。

また、協議の結果については、協議の参加者には協議が調った事項について、協議結果の尊重義務を課すこととしております。いづれにしても、国の政策については、国と地方の協議を踏まえ、内閣が責任を持って決めていくものでございます。

次に、子ども手当についてお尋ねがございました。

二十二年度予算においては、国の総予算の見直しによる大幅な歳出削減や税外収入の確保により、子ども手当を始めとする新規施策に充てることのできる財源を合計三・三兆円確保したものでございます。ただ、これは暫定的な措置でございます。まして、平成二十三年以降については、四大臣合意にはございますように、地域主権戦略会議等の場において、地方が実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担の在り方等について議論を行い、予算編成過程において検討してまいります。

最後に、子ども手当交付金についてお尋ねがございました。

現行の児童手当は、費用の一部が事業主からの拠出金により賄われていることから、年金特別会計に児童手当勘定を区分して経理していると承知しております。平成二十二年の子ども手当は、暫定的な措置として児童手当法を存続させ、

児童手当分について事業主負担を求めることとしたことから、会計上の取扱いも現行と同様にされたものと承知しております。いづれにせよ、平成二十三年以降の子ども手当の制度設計を行う一環において、国の予算措置の在り方についても検討がなされるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣仙谷由人君登壇、拍手)

○国務大臣(仙谷由人君) 西田議員の御質問は、地方税収の回復策についての質問でございます。

国家戦略室といたしましては、本年六月ごろに取りまとめます新成長戦略に向けまして、今後、中小企業の知財活用や中小企業の技術開発の促進に対する具体策の検討を行うということにしております。このような中小企業の活性化策を通じて地方経済の回復を図って、ひいては税収の回復に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇、拍手)

○国務大臣(菅直人君) 西田実仁議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後の財政運営についての御質問でありますけれども、財政の運営には成長戦略、税制、あるいは今後の社会保障、特に年金、そういった議論が必要でありまして、今その議論の場を順次準備をいたしております。

その上で、二十三年以降についても、今後策定する、これは戦略担当大臣のところで中心になつていただきますが、中期財政フレームや中長期の財政運営戦略を踏まえ、また行政刷新会議等

と連携しつつ、歳入歳入両面にわたる徹底した予算の見直しを行うことにより必要な財源を確保し、また財政の規律も確保してまいりたいと思っております。

また、子育て支援について、消費税収が充てられる対象になるのかという御質問であります。

私は、広い意味ではこの子育て支援も社会保障の範囲に入るといふふうに認識をいたしておりますけれども、現在のところは、御承知のように基礎年金や老人医療費、介護等で消費税収を超える費用が既に掛かっておりますので、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて検討してまいりたいと、このように考えております。

また、控除から手当への考え方についてでありますけれども、何か目的税化というものを御心配をされているようにも受け止められるわけですが、決して一般の税制改正についての控除から手当へという考え方は目的税化ということを考えてのことではなくて、ある意味では所得再配分機能の回復や、あるいは高齢者の皆さんにもう少し大きな負担をしていただく、そういうところで子ども手当の創設と相まって年少扶養控除を廃止することといたしましたし、その結果がやや高所得者に大きな負担をいただくことになってくると、このように理解をいたしております。

また、子ども手当の創設によつて、一定額の手当の支給を行うことで低所得者の方についてはより手厚い支援が実現するものと考えております。

なお、配偶者控除については、昨年末に閣議決定した税制改正大綱において、考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、

その見直しに取り組むとされており、今後、それに沿つて取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案 衆議院提出を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤泰介君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長近藤昭一君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域における規制緩和の在り方、過疎対策事業債に係る交

付税措置の充実、過疎地域における図書館の整備等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十八

賛成

二百十八

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山本 博司君 山内 徳信君
金子 洋一君 西田 実仁君
谷合 正明君 近藤 正道君
風間 直樹君 植松恵美子君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
横峯 良郎君 轟木 利治君
浜田 昌良君 澤 雄二君
山本 香苗君 淵上 貞雄君
広田 一君 富岡由紀夫君
蓮 舩君 渡辺 孝男君
加藤 修一君 弘友 和夫君
魚住裕一郎君 加藤 敏幸君
鈴木 陽悦君 喜納 昌吉君
松 あきら君 荒木 清寛君
山下 栄一君 風間 昶君
松井 孝治君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 平野 達男君
浜四津敏子君 草川 昭三君
山口那津男君 白浜 一良君
木庭健太郎君 家西 悟君
工藤堅太郎君 長浜 博行君
小川 勝也君 直嶋 正行君
吉川 沙織君 土田 博和君
平山 誠君 外山 斎君
友近 聡朗君 舟山 康江君
大久保潔重君 米長 晴信君
行田 邦子君 金子 恵美君
牧山ひろえ君 姫井由美子君

武内 則男君 谷岡 郁子君
大河原雅子君 藤原 良信君
相原久美子君 藤末 健三君
尾立 源幸君 前川 清成君
島田智哉子君 大久保 勉君
白 眞勲君 那谷屋正義君
足立 信也君 柳澤 光美君
小林 正夫君 下田 敦子君
大石 尚子君 今野 東君
中村 哲治君 森 ゆうこ君
神本美恵子君 山根 隆治君
谷 博之君 広野ただし君
高橋 千秋君 増子 輝彦君
櫻井 充君 羽田雄一郎君
峰崎 直樹君 北澤 俊美君
築瀬 進君 柳田 稔君
円 より子君 広中和歌子君
山下八洲夫君 高嶋 良充君
興石 東君 平田 健二君
梅村 聡君 平山 幸司君
松浦 大悟君 中谷 智司君
森田 高君 川合 孝典君
徳永 久志君 水戸 将史君
大島九州男君 川崎 稔君
亀井亜紀子君 加賀谷 健君
藤谷 光信君 川上 義博君
林 久美子君 室井 邦彦君
長谷川憲正君 藤本 祐司君
水岡 俊一君 犬塚 直史君
津田弥太郎君 松岡 徹君
芝 博一君 主濱 了君
吉村剛太郎君 松野 信夫君

佐藤 公治君
藤田 幸久君
岩本 司君
自見庄三郎君
一川 保夫君
福山 哲郎君
小川 敏夫君
西岡 武夫君
佐藤 泰介君
岡崎トミ子君
大石 正光君
田名部匡省君
川田 龍平君
塚田 一郎君
糸数 慶子君
佐藤 正久君
石井みどり君
秋元 司君
松下 新平君
岡田 直樹君
小池 正勝君
中川 雅治君
世耕 弘成君
舩添 要一君
松山 政司君
椎名 一保君
岩城 光英君
衛藤 晟一君
鈴木 政二君
中曽根弘文君
青木 幹雄君
林 芳正君
佐藤 寛君
池口 修次君
内藤 正光君
郡司 彰君
亀井 郁夫君
藤原 正司君
前田 武志君
千葉 景子君
田中 直紀君
石井 一君
古川 俊治君
森 まさこ君
長谷川大紋君
牧野たかお君
荻原 健司君
川口 順子君
神取 忍君
末松 信介君
西島 英利君
小泉 昭男君
鶴保 庸介君
吉田 博美君
愛知 治郎君
有村 治子君
加納 時男君
伊達 忠一君
藤井 孝男君
鴻池 祥肇君
若林 正俊君
尾辻 秀久君

丸川 珠代君 山下 芳生君 西田 昌司君 紙 智子君 丸山 和也君 佐藤 信秋君 二之湯 智君 中村 博彦君 大門実紀史君 石井 準一君 山谷えり子君 大江 康弘君 市田 忠義君 木村 仁君 岩永 浩美君 山本 一太君 荒井 広幸君 佐藤 昭郎君 南野知恵子君 溝手 顕正君 松村 龍二君		義家 弘介君 中山 恭子君 磯崎 陽輔君 島尻安伊子君 山田 俊男君 仁比 聡平君 野村 哲郎君 北川イッセイ君 井上 哲士君 関口 昌一君 河合 常則君 小池 晃君 加治屋義人君 市川 一朗君 橋本 聖子君 山内 俊夫君 谷川 秀善君 泉 信也君 矢野 哲朗君 浅野 勝人君 渡辺 秀央君		内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣(金融) 内閣府特命担当大臣(地域主権推進) 国土大臣 内閣官房副長官 内閣官房副長官	
副大臣 総務副大臣 財務副大臣		議長 議長 議長		議長 議長 議長	
議長の報告事項 去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君	
辞任 中谷 智司君 福山 哲郎君		補欠 福山 哲郎君 中谷 智司君			

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問主意書(加藤修一君提出(第二四号))

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書(草川昭三君提出(第二五号))

閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書(草川昭三君提出(第二六号))

家族性大腸ポリポシスに関する質問主意書(山本香苗君提出(第二七号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出既存住宅(中古住宅)市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問に対する答弁書(第二二号)
去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大河原雅子君

姫井由美子君

農林水産委員

辞任

補欠

姫井由美子君

大河原雅子君

予算委員

辞任

補欠

林 久美子君

植松恵美子君

行政監視委員

辞任

補欠

植松恵美子君

林 久美子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

松山 政司君

鈴木 政二君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 加藤 敏幸君 (加藤敏幸君の補欠)

理事 藤原 良信君 (鈴木寛君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国家公務員のキャリアシステムに関する質問主意書(山下栄一君提出(第二八号))

天下り問題に関する再質問主意書(山下栄一君提出(第二九号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問主意書(加藤修一君提出(第三三号))

去る二月二十三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

武内 則男君

梅村 聡君

藤末 健三君

外山 斎君

鈴木 政二君

松山 政司君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

辞任

補欠

尾立 源幸君

谷岡 郁子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「子ども環境保健関係大臣世界サミット(仮称)」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問主意書(加藤修一君提出(第三〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山下栄一君提出公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問に対する答弁書(第二三三号)

去る二月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

山口那津男君

澤 雄二君

外交防衛委員

辞任

補欠

澤 雄二君

山口那津男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

梅村 聡君

武内 則男君

外山 斎君

藤末 健三君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

辞任

補欠

谷岡 郁子君

尾立 源幸君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政府開発援助等に関する特別委員会

理事 木村 仁君 (松山政司君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第三二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第三四号)

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第二五五号)

閣議決定(独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について)に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第二六六号)

家族性大腸ポリポーシスに関する質問主意書(山本香苗君提出)(第二七号)

国家公務員のキャリアシステムに関する質問主意書(山下栄一君提出)(第二八号)

天下り問題に関する再質問主意書(山下栄一君提出)(第二九号)

去る二月二十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 補欠

木村 仁君 鈴木 政二君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三二二号)

自殺対策に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三三三号)

年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第三四四号)

去る二月二十六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 補欠

鈴木 政二君 木村 仁君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

間質性肺炎に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第三五五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問に対する答弁書(第三三三号)

去る一日議員から次の質問主意書が提出された。

稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書(加藤修一君提出)(第三六六号)

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書(小池晃君提出)(第三七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「子ども環境保健関係大臣世界サミット(仮称)」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問主意書(加藤修一君提出)(第三〇号)

植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第三二二号)

国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三二二号)

自殺対策に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三三三号)

年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第三四四号)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

櫻井 充君 姫井由美子君

蓮 舫君 川合 孝典君

荒井 広幸君 大江 康弘君

泉 信也君 林 芳正君

橋本 聖子君 脇 雅史君

牧野たかお君 義家 弘介君

行政監視委員

辞任 補欠

川合 孝典君 蓮 舫君

大江 康弘君 荒井 広幸君

議院運営委員

辞任 補欠

義家 弘介君 牧野たかお君

懲罰委員

辞任 補欠

林 芳正君 泉 信也君

同日衆議院から次の議案が提出された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)

同日内閣から次の議案が提出された。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務

保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(閣法第三六六号)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三三三号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案(閣法第一五五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十二年度一般会計予算(閣予第三三三号)

平成二十二年度特別会計予算(閣予第四四号)

平成二十二年度政府関係機関予算(閣予第五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(閣法第三四四号)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第三五五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第三三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問に対する答弁書(第二四号)

参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問に対する答弁書(第二五号)

参議院議員草川昭三君提出閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問に対する答弁書(第二六号)

参議院議員山本香苗君提出家族性大腸ポリポーシスに関する質問に対する答弁書(第二七号)

参議院議員山下栄一君提出国家公務員のキャリアアシステムに関する質問に対する答弁書(第二八号)

参議院議員山下栄一君提出天下り問題に関する再質問に対する答弁書(第二九号)

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日議長は、チリ共和国中部において二月二十八日発生した地震による被害に対し、ホビノ・ノボア・パスケス同国上院議長宛見舞電報を発送した。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

高嶋 良充君

補欠

喜納 昌吉君

辞任

川合 孝典君

補欠

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

高嶋 良充君

櫻井 充君

林 芳正君

泉 信也君

義家 弘介君

牧野たかお君

脇 雅史君

橋本 聖子君

草川 昭三君

白浜 一良君

澤 雄二君

大門実紀史君

小池 晃君

行政監視委員

辞任

蓮 舫君

補欠

川合 孝典君

谷合 正明君

澤 雄二君

議院運営委員

辞任

牧野たかお君

補欠

義家 弘介君

懲罰委員

辞任

泉 信也君

補欠

林 芳正君

白浜 一良君

草川 昭三君

稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書(加藤修一君提出)(第三六号)

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書(小池晃君提出)(第三七号)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠

高嶋 良充君

木庭健太郎君

加藤 修一君

予算委員

辞任

尾立 源幸君

補欠

川合 孝典君

櫻井 充君

高嶋 良充君

蓮 舫君

大江 康弘君

荒井 広幸君

西島 英利君

加藤 修一君

白浜 一良君

草川 昭三君

近藤 正道君

小池 晃君

紙 智子君

山内 徳信君

近藤 正道君

行政監視委員

辞任

衛藤 晟一君

補欠

西島 英利君

議院運営委員

辞任

川崎 稔君

補欠

蓮 舫君

懲罰委員

徳永 久志君

補欠

櫻井 充君

辞任

草川 昭三君

補欠

白浜 一良君

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

加藤 修一君

補欠

木庭健太郎君

予算委員

辞任

梅村 聡君

補欠

武内 則男君

川崎 稔君

外山 斎君

鈴木 陽悦君

森木 利治君

徳永 久志君

相原久美子君

衛藤 晟一君

小泉 昭男君

古川 俊治君

若林 正俊君

丸川 珠代君

木庭健太郎君

加藤 修一君

紙 智子君

山下 芳生君

議院運営委員

辞任

相原久美子君

補欠

尾立 源幸君

西島 英利君

衛藤 晟一君

行政監視委員

辞任

尾立 源幸君

補欠

櫻井 充君

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

補欠

櫻井

充君

徳永

久志君

武内

則男君

梅村

聡君

外山

斎君

川崎

稔君

古川

俊治君

小泉

昭男君

丸川

珠代君

若林

正俊君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

放送法等の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(閣法第四二号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出「子ども環境保健関係大臣世界サミット(仮称)」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問に対する答弁書(第三〇号)

参議院議員加藤修一君提出植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員糸数慶子君提出国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員糸数慶子君提出自殺対策に関する質問に対する答弁書(第三三号)

参議院議員浜田昌良君提出年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問に対する答弁書(第三四号)

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

又市

征治君

近藤

正道君

外交防衛委員

辞任

補欠

井上

哲士君

大門実紀史君

財政金融委員

辞任

補欠

田村耕太郎君

大島九州男君

水戸

将史君

松浦

大門実紀史君

井上

哲士君

文教科学委員

辞任

補欠

大島九州男君

田村耕太郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

近藤

正道君

又市

農林水産委員

辞任

補欠

松浦

大悟君

水戸

国家基本政策委員

辞任

補欠

石井みどり君

小泉

昭男君

予算委員

辞任

補欠

相原久美子君

姫井由美子君

芝

博一君

武内

則男君

大久保潔重君

外山

斎君

梅村

聡君

轟木

利治君

徳永

久志君

古川

俊治君

鈴木

陽悦君

牧野たかお君

石井みどり君

山田

俊男君

丸川

珠代君

若林

正俊君

山下

芳生君

仁比

聡平君

近藤

正道君

又市

征治君

決算委員

辞任

補欠

尾立

源幸君

相原久美子君

仁比

聡平君

大門実紀史君

行政監視委員

辞任

補欠

又市

征治君

近藤

正道君

議院運営委員

辞任

補欠

大門実紀史君

山下

芳生君

梅村

聡君

武内

則男君

大久保潔重君

芝

博一君

徳永

久志君

外山

斎君

小泉

昭男君

古川

俊治君

山田

俊男君

牧野たかお君

丸川

珠代君

若林

正俊君

大久保潔重君

芝

博一君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

地球温暖化対策及び原子力政策に関する質問主意書(加納時男君提出(第三八号))

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

近藤

正道君

又市

征治君

外交防衛委員

辞任

補欠

大門実紀史君

井上

哲士君

財政金融委員

辞任

補欠

大島九州男君

田村耕太郎君

水戸

松浦

大悟君

大門実紀史君

井上

哲士君

大門実紀史君

文教科学委員

辞任

補欠

田村耕太郎君

大島九州男君

厚生労働委員

辞任

補欠

又市

征治君

近藤

正道君

農林水産委員

辞任

補欠

水戸

将史君

松浦

大悟君

国家基本政策委員

辞任

補欠

小泉

昭男君

石井みどり君

井上

哲士君

大門実紀史君

予算委員

辞任

補欠

芝

博一君

二四

川合 孝典君 平山 誠君
姫井由美子君 米長 晴信君
円 より子君 森 ゆうこ君
石井みどり君 小泉 昭男君
山田 俊男君 牧野たかお君
草川 昭三君 西田 実仁君
仁比 聡平君 井上 哲士君
又市 征治君 近藤 正道君

を求めるの件(閣条第一二号)
特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機
関との間の協定の締結について承認を求めるの
件(閣条第一二二号)
国際再生可能エネルギー機関憲章の締結につい
て承認を求めるの件(閣条第一三三号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等
の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平
成二十年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処
理に関する法律に定める施策の実施の状況に関す
る報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に
よる平成二十一年度第三・四半期における予算使
用の状況の報告を受領した。

平山 誠君 尾立 源幸君
大門実紀史君 仁比 聡平君
近藤 正道君 又市 征治君

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とクウェート国との
間の条約の締結について承認を求めるの件(閣
条第九号)
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣
法第四四号)
公共建築物等における木材の利用の促進に関す
る法律案(閣法第四五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する
法律案(衆第三号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する
法律案

櫻井 充君 川合 孝典君

同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する
法律案(衆第三号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する
法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する
法律案

芝 博一君 大久保潔重君
牧野たかお君 山田 俊男君

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員草川昭三君提出問質性膀胱炎に関す
る質問に対する答弁書(第三五五号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に
よる平成二十一年度第三・四半期における国庫の
状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に
よる平成二十一年度第三・四半期における予算使
用の状況の報告を受領した。

辞任 補欠
木俣 佳丈君 ツルキン マルティン
藤末 健三君 風間 直樹君

同日内閣から次の議案が提出された。
社会保険に関する日本国政府とアイルランド政
府との間の協定の締結について承認を求めるの
件(閣条第一〇号)

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別
措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有
林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の
状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別
措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有
林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の
状況に関する報告を受領した。

同日内閣から次の議案が提出された。
社会保険に関する日本国政府とアイルランド政
府との間の協定の締結について承認を求めるの
件(閣条第一〇号)

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別
措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有
林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の
状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別
措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有
林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の
状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、国有林野事業の改革のための特別
措置法第十七条の規定に基づく平成二十年度国有
林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の
状況に関する報告を受領した。

性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。
右決議する。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十二年三月二日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる要件」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「いずれかに該当する」を「いずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(次号において「財政力指数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数

値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値以下(四十五年間人口減少率という。)が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「自立促進方針は、」の下に「おおむね」を加え、同条に次の二項を加える。

5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

第六条第一項中「定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「市町村計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第六項中「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

第七条第一項中「定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「都道府県計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「前条第五項を」を「前条第六項」に、「第一項」を「前項に、」同条第五項を「同条第六項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

臣に提出するものとする。
第十二条第一項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 図書館

第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。)

第十二条第二項中「前項を」を「第一項に、」又は「を若しくは」に改め、「整備」の下に「又は過疎地域自立促進特別事業の実施」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該

該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができ、第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)」に、「又はソフトウェア業」を「又は情報通信技術利用事業」に改める。

第三十一条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

第三十二条中「第二条第一項第一号中」の下に「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、を加え、「同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」とを削る。

附則第三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(以下「新法」という。)第二条第一項第一号及び第三十二条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行により新たに新法第二条第一項の過疎地域をその区域とすることとなる市町村については、新法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という。)(平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。)から適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表第二号中「平成十二年法律第十五号」第十二条第二項を「平成十二年法律第十五号」第十二条第三項に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第六条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第十二項中「同法第七条第四項」を「同法第七条第五項」に、「同条第一項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同法第六条第六項」を「同法第六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日
過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日
過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日
過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

投票者氏名
日程第一 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名

足立 信也君 相原久美子君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 恵美君
金子 洋一君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
喜納 昌吉君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 奥石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 直紀君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君

投票者氏名
質問主意書及び答弁書

谷岡 郁子君 千葉 景子君
ツルネ マルティ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 土田 博和君
外山 斎君 徳永 久志君
轟木 利治君 富岡由紀夫君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
内藤 正光君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 長谷川憲正君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
平山 誠君 広田 一君
広中和歌子君 広野ただし君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松岡 徹君
松野 信夫君 円 より子君
水戸 将史君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森田 邦彦君
森 ゆうこ君 森田 高君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 横峯 良郎君
吉川 沙織君 吉村剛太郎君
米長 晴信君 蓮 舫君

愛知 治郎君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 広幸君
有村 治子君 石井 準一君
石井みどり君 泉 信也君
磯崎 陽輔君 市川 一朗君
岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大江 康弘君 岡田 直樹君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 北川イツセイ君
小池 正勝君 小泉 昭男君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中山 恭子君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 昌司君
野村 哲郎君 南野知恵子君
橋本 聖子君 林 芳正君
藤井 孝男君 古川 俊治君
牧野たかお君 舩添 要一君
松下 新平君 松村 龍二君
松山 政司君 丸川 珠代君
溝手 顕正君 森 まさこ君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山田 俊男君 山谷えり子君

反対者氏名

山本 一太君 吉田 博美君
義家 弘介君 若林 正俊君
渡辺 秀央君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 浜田 昌良君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 博司君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
近藤 正道君 洲上 貞雄君
又市 征治君 山内 徳信君
糸数 慶子君 川田 龍平君
山東 昭子君 長谷川大紋君

○名

既存住宅(中古住宅)市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月九日

参議院議長 江田 五月殿

加藤 修一

既存住宅(中古住宅)市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問主意書

国土交通省の住宅着工統計によれば、平成二〇年九月のリーマンショック以降、新築住宅の着工戸数は減少の一途を辿り、平成二一年八月には六七・六万戸(季節調整済年率換算値)と平成一八年の約半分にまで落ち込み、その後若干持ち直したとはいえ依然低水準にある。

一方、我が国における既存住宅の流通シェアは増加しつつあるとはいえ、全住宅流通量(既存住宅流通+新築住宅着工)に占める割合は平成一五年で約一三%にとどまり、欧米諸国の七割から九割に比べ極めて低い。

最近では長期優良住宅(二〇〇年住宅等)が普及しつつあるが、我が国の木造住宅などは三〇年程度で建て替えるケースが多く、欧米に比べて住宅寿命が短いのが実態である。

また、住宅建物の場合の資産価値については、法人税法上の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定(木造住宅二二年、鉄骨造住宅二七年又は三四年、鉄骨鉄筋コンクリート造住宅四七年))に準拠しており、金融機関等もこれを融資の際の住宅資産価値としているようである。

しかし、欧米では建物に手を加えることによって資産価値を維持又はグレードアップし、収入に応じてよりグレードの高い既存住宅に住み替えるという考え方が、住宅に対する一般的な価値観であると聞いている。

そこで我が国の住宅政策における既存住宅市場の活性化について、以下の質問をする。

一 住宅政策と既存住宅市場の活性化について

住宅の資産価値について欧米諸国と日本とで決定的に違うのは、欧米諸国では、適切なりフォームさえしていれば住宅の価値はほぼ永久的に保全される資本財となっており、税法上の減価償却が終わった建物でも、実際は、購入価格より時価の方が高いことが一般的である。それに對し、日本の住宅は税法上の減価償却年数より早く価値が減価し築年数に大きく左右され、約一五年で建物部分が無価値となり、住宅の平均利用年数は三〇年と極めて短く、耐久消費財と化しているとの報告がある(知的資産創造二〇〇八年一〇月号)。

国土交通省国土交通政策研究所のレポート「住宅の資産価値に関する研究」では、日本では中古になった時点で価格が二割下落し、木造戸建ての場合は築二〇年でゼロ査定となるのに對し、米国ではメンテナンスを適切に行うことで価値が維持されることが一般的であると指摘している(国土交通政策研究第六五号)。

地球温暖化対策や省資源の観点から、我が国においても住宅政策を転換し、既存住宅市場の活性化による既存住宅のストック化を進めることは重要な社会資本であると明確に位置付けるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 制度に基づき実施された保険・検査・リフォームの結果が既存住宅の価格算定に反映されるような価格評価システムの導入について
国土交通省の試算によれば、東京の二階建て、延床面積一四七平方メートルの一戸建て住宅において、開口部面積四四・一四平方メートル

ルの内窓を単板ガラスから単板ガラス+樹脂製内窓(複層ガラス)に断熱改修をした場合、暖房費を三一・六%削減(年間二万九八四五円削減)、冷房費を三・四%削減(年間七二七円削減)することができ、窓の断熱改修のみでも効果があるとしている。

平成二一年度第二次補正予算による「住宅版エコポイント制度」の創設や、長年、国土交通省が住宅のストック化に向けて検討してきた「環境・リフォーム推進事業」が平成二二年度予算に盛り込まれたことは、既存住宅流通市場の活性化に向けて高く評価するものである。

さらに、太陽光発電、太陽熱利用、高効率給湯、家庭用燃料電池、合併処理浄化槽などとの組み合わせにより、かなりの費用削減効果と温暖化ガス削減効果が期待できる。

「環境・リフォーム推進事業」については、一戸当たり一〇〇万円を限度に補助するというもので、保険法人の検査員によるインスペクション(建物検査)や瑕疵担保保険加入、住宅履歴情報の蓄積等への協力が要件となっている。

ところで、現在の既存住宅流通市場では、売買の際、リフォーム等の履歴が資産価値として評価されていないのが現状で、リフォーム工事を直接対象とする法制度上の評価・表示制度はない。

しかし、税務大学校法人税法(基礎編)によれば、事業用固定資産では使用期間が延びるような改良に要した費用を、新たな固定資産の取得価格として又は既存の固定資産の取得価格に加え、資本的支出として資産価値の変更として見るとある。

そこで、事業用資産と同様に、既存住宅についても新たな資産価値評価の仕組みを導入、確立すべきと思うが、政府の見解を示されたい。

三 保険加入時のインスペクション(建物検査)について

平成二二年度予算に盛り込まれた、瑕疵担保責任等をてん補する各種保険制度の構築を支援する「既存住宅流通円滑化事業」は、リフォーム事業や既存住宅の流通円滑化の推進に大きく寄与するものと思われ、住宅の資産価値を評価する上で画期的なシステムである。

保険加入の際実施されるインスペクションの情報は、住宅の新築、改修、修繕、点検時において、設計図書や施工内容等の情報を「住宅履歴情報」として蓄積するもので、既存住宅の流通やリフォーム工事において品質を評価・表示する際に、過去の住宅に関する工事内容等の情報は極めて有益であり、消費者にとっても住宅の価値や品質を判断する際の重要な情報となるものである。

リフォーム工事における評価及び表示には、マンション改修や耐震改修、設備更新など改修の規模的側面と品質基準などの性能レベル的側面がある。また、住生活基本法に基づく住宅の質も重要な要素となる。

しかし今回は、保険加入時の簡易なインスペクションであると思うが、制度スタートに当たりの様々な内容のインスペクションを考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 インスペクション(建物検査)制度の分離と既存住宅の「資産価値評価機関」の創設について
平成二二年度「住宅のストック化に向けた支

援施策事業」をスタートさせるに当たり、これを機会に、既存住宅流通市場を活性化するため、「既存住宅資産価値評価機関」の創設を検討すべきである。

また、住宅ローンの評価や住宅履歴情報、ハザードマップ等の環境条件とリンクさせるなどの仕組みを構築するとともに、既存住宅やリフォーム工事におけるインスペクションは資産価値を評価できる内容のものとすべきであり、インスペクションの結果についての法的責任や保証についての内容や担保措置を明確にすべきである。

現在、平成一四年に制度が発足した「既存住宅性能評価制度」の利用戸数は平成二一年五月末時点で一九五八戸と極めて低調である一方、住宅瑕疵担保責任保険法人の検査員は全国で約一六一万、申込窓口も三〇〇〇箇所以上配置されている。

そこで、既存住宅の住宅履歴情報など各種情報を蓄積するとともに、専門家の立場から、第三者機関として総合的に資産価値を評価する「資産価値評価機関」を新たに設置し、保険制度とは別に、こうした検査員を活用した既存住宅やリフォーム工事における検査制度を構築し、既存住宅の取引の際に「性能」や「評価」がなされた既存住宅であることを、マル適マークのように「認証」、「表示」する仕組みが必要であると考え、政府の見解を示されたい。

五 既存住宅購入ローン融資とセーフティネットについて

私は第一七一回国会の参議院予算委員会において、住宅ローン施策に関し、より一層補強すべきことを主張したのに対し、金子前国土交通

大臣は、住宅ローン減税のPRの必要性、瑕疵担保責任完成保証制度の更なる推進について言及するとともに、個人住宅の融資に際し金融機関の融資余力がかなり下がっていることにより住宅ローンで非常に審査が厳しい状況にあることに対応していきたいと答弁した。

ところで、「新築住宅の購入は無理だが中古住宅なら購入したい。しかし、先行きの経済的不安と雇用不安で踏み出せない。」という若い方々の声を多く聞くが、既存住宅のストック化及び既存住宅市場の活性化には、環境・リフォーム推進事業や既存住宅流通円滑化事業の推進だけでなく、既存住宅購入層の不安に対するセーフティネットが必要であり、金融機関の融資に対する思い切った施策が重要であると考え、

そこで既存住宅購入層に対しては、住宅ローンの借り手である購入者が、万が一、失業や病気などにより無収入状態になって担保である住宅を売却するような事態になって、残債が生じた場合でも、支払い義務のない仕組みを景気回復までの期間限定で新たに創設すべきである。

すなわち、年収が既存住宅購入価格の限定条件を付して、売却後の残債の支払い義務が生じない「ノンリコースローン（不遡及融資）」制度を導入するとともに、併せて、その残債を補完する新たな「保険制度」を創設し、両者をセットにするなどの工夫を提言したいと思うが、政府の見解を示されたい。

また、住宅関連融資特別経理（特別勘定）の設置を前提に民間金融機関に公的資金を注入し、既存住宅ローン融資を促進する必要があると考

えるが、併せて政府の見解を示されたい。

六 「住宅のストック化に向けた支援施策事業」の実施と合併処理浄化槽への転換の促進について
平成一二年の浄化槽法改正以降、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されたが、現在でも、約六〇〇万基の単独処理浄化槽が存在している。

「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進」することは、公共用水域の水質保全というエコの観点からも焦眉の急であり、このような転換は、合併処理浄化槽が建築基準法上、建築物の付帯物であり、国土交通大臣の型式認定を受けているものであることから、住宅の資産価値の評価にも大きな要素を占めるものであると考え、

そこで、「住宅のストック化に向けた支援施策事業」の実施に当たり、合併処理浄化槽の普及・促進を図るための施策を更に充実拡大していくことについて、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出既存住宅（中古住宅）市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出既存住宅（中古住宅）市場の活性化と住宅のストック化に向けた施策に関する質問に対する答弁書
一について
政府としては、環境問題や資源・エネルギー

問題の深刻化を踏まえ、従来の「住宅を作っては壊す」社会から「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会への移行を図るという観点から、「新成長戦略（基本方針）」（平成二十一年十二月三十日閣議決定）において、「ストック重視の住宅政策への転換」を「観光立国・地域活性化戦略」の一つとして位置付け、既存住宅の流通市場等の環境整備を図ることとしている。

二及び四について

これまでのところ、御指摘の「新たな資産価値評価の仕組み」の導入や「資産価値評価機関」の設置は検討していないが、既存住宅についての性能等を適正に反映した評価が行われるための環境整備の一環として、既存住宅の住宅性能表示制度の更なる普及を図るとともに、個々の住宅について、リフォーム工事の内容や、既存住宅の売買時等において保険に加入する場合に受ける検査結果等の情報が蓄積されるよう、支援していくこととしている。

三について

御指摘の保険については、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人が提供するための枠組みを整理したところであり、お尋ねの「インスペクション」についても、当該整理を踏まえ、保険契約者によるいわゆるモラルハザードを防止するとともに、保険制度の安定的な運営を図る観点から、建築士の資格を有する検査員によって現場検査が行われることを想定しているが、その具体的内容は、各法人が保険の内

容に依じて定め、国土交通大臣の認可を受けることになる。

五について

御指摘の「ノンリコースローン」については、米国等においてそのような融資が実態上行われているとは承知しているが、これらの国における既存住宅市場の状況は、流通量、流通価格等の点で我が国と大きく異なっていると認識している。政府としては、我が国の既存住宅市場の環境整備を推進するため、これまで、住宅性能表示制度の創設及び普及の促進、既存住宅の改修等に係る情報の蓄積の促進等を図ってきているところであり、これらの施策の実施に引き続き取り組んでいくとともに、ノンリコースローンの導入等に関する検討を進めてまいりたい。

また、既存住宅に係るローンも含め、住宅ローンについては、独立行政法人住宅金融支援機構を活用して、一定の基準を満たす優良な住宅の取得に係る融資の金利の引下げや、住宅融資保険制度に係る民間金融機関の保険料率の引下げを行っているところであり、これらの施策の実施に引き続き取り組んでまいりたい。

六について

合併処理浄化槽に関しては、新たに導入する住宅版エコポイント制度において、住宅の断熱性能を向上させるためのリフォーム等を対象に発行されたポイントを、合併処理浄化槽の設置工事を含め、ポイント発行対象工事の施工業者が同時に行う様々な工事の費用に充当できる仕組みとすることとしており、合併処理浄化槽の普及・促進に寄与するものと考えている。

公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十二日

山下 栄一

参議院議長 江田 五月殿

公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問主意書

鳩山総理は、第百七十四回国会の施政方針演説において「すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始」するとした。今般、政府より、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるためとして、公立高等学校の授業料を不徴収するとともに私立高等学校等の生徒を対象に就学支援金を支給する法律案(以下「本法律案」という。)が提出されている。

本法律案に基づく制度(以下「本制度」という。)は、新年度からの運用開始が予定されているにもかかわらず、現行の学校教育法令との関係等制度の理念についていまだ明確な説明がなされていない。そこで以下のとおり質問する。

一 憲法第二十六条第二項では、「義務教育は、これを無償とする。」と定め、教育基本法第五条第四項では、国公立の義務教育については授業料を徴収しない旨定めている。一方、本制度では、公立高等学校の授業料を不徴収とし、高等学校の課程に類する課程を含む私立高等学校等の生徒については原則として公立高等学校授業料相当の就学支援金が措置される。本制度によ

り義務教育の教育費負担の現状に近づくこととなるが、義務教育とは異なり、公私間の入学定員調整により公立高等学校への進学機会は地域間で大きな差が生じている。

1 国の責務としてともに授業料不徴収としながら、義務教育とは異なり、公立高等学校への進学に際しては入学定員の制限があり、そこに地域間の差が生じることの妥当性について政府の見解を示されたい。

2 義務教育無償と公立高等学校の授業料不徴収の考え方の相違を明らかにされたい。

二 政府は、公立高校の実質無償化について、「財務省公表資料「平成二十二年度予算編成上の主な個別論点(文部科学省予算について)」(平成二十一年十二月三日)に対する文部科学省の見解」の中で、「後期中等教育の無償は世界的な常識」として、国際人権A規約に「中等教育における無償化の漸進的導入」を定めた規定があることを挙げている。

1 政府は、本法律案の提出の理由として、国際人権A規約の当該規定の留保撤回を考えているのか。また、本法律案の提出の理由と国際人権A規約との関係について、政府の見解を示されたい。

2 政府における中等教育の定義とは何か。我が国において中等教育を行う教育施設とは何か。本制度の対象となる教育施設以外に後期中等教育を行うものはあるか、明らかにされたい。

3 高等学校の課程に類する課程が否かを峻別する基準は何か。また、当該基準に教科等の教育内容に係るものはあるか、教育内容に係

る基準は誰がどのように審査するのか、明らかにされたい。

4 高等学校卒業程度認定試験、専修学校高等課程の設置認可及び本制度による高等学校の課程に類する課程の指定について、それぞれの求める教育内容の違いを明らかにされたい。

5 学校教育法以外の法律に基づく特定教育施設への就学を本制度により支援する考え方を明らかにされたい。

三 本制度は、高等学校等の教育費のうち、授業料に限って家庭の負担軽減を図ろうとするものであるが、「高校の実質無償化」は何をもって達成されるのか。実質無償化の対象とは何か。「実質無償化」、「無償化」と「無料化」の三者の違いは何か、明らかにされたい。

四 予定される公立高等学校基礎授業料月額を上回る授業料を現に徴収している地方公共団体は、その差額を補てんするため別の費目で徴収することは可能か。その場合、本制度による授業料不徴収規定との整合性をどのように考えるか、政府の見解を示されたい。

五 高額所得世帯の生徒を本制度による支援の対象とする必要性を明らかにされたい。

六 政府は、「地域主権の確立を政策目標に掲げている。従来、高等学校等の設置・運営は設置者の責任において実施されているが、本制度により高等学校等に係る地方行政に対して国の関与が強まること懸念される。教育行政における地域主権の考え方と本制度の理念との関係を明らかにされたい。

七 現在、義務教育修了後の教育費負担軽減に係

る施策の目的には、家計負担の軽減と教育を受ける者の自立支援の両面がある。日本学生支援機構や地方公共団体が実施している奨学金事業は、その債務を生徒・学生が負う仕組みである。本制度も就学支援金の受給者は生徒本人であり、当該生徒の属する世帯ではない。これらの制度の本来の目的は、本人の自立支援にあるのか、家計負担の軽減にあるのか、政府の見解を示されたい。

八 義務教育修了後、学ぶ意志のある若者が受ける教育は高等学校に類するものに限らないのではない。若者に対する支援を公平に保障しようとするならば、高等学校の課程に類する課程に限らず多様な学びに対応した制度設計が必要となる。本制度の対象外である教育施設での学びの方が学習意欲を高める場合もある。

1 本制度は、入学選抜競争の激化等により、高等学校への不本意入学、学校生活・学業不適應による中途退学の現状をより悪化させることになるのではない。今以上に、生徒の意志にかかわらず高等学校への進学が求められる事態となり、特に、意欲の低い生徒にとつては、更に学ぶ意志を阻害し、若者のためにならないのではない。政府は、学校現場に与える影響をどのように検討したのか。具体的な検討の成果とその根拠を明らかにされたい。

2 いわゆる高校無償化法案の提出に至る経緯については、当初、全国ほぼ一律の授業料を徴収してきた公立高等学校の授業料負担軽減が目的であったと思われる。本法律案の対象としている学校、教育施設の多様な実態にか

んがみて、高等学校に類する教育に拘泥せず、義務教育修了後の学びの支援、生涯学習支援の仕組みとして位置づけし直した方が、現在の義務教育修了後の若者の実態に即していると考え、政府の見解を示されたい。九 国際人権A規約には、高等教育についても「無償教育の漸進的な導入」が規定されている。今後の我が国の高等教育の授業料の在り方について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年二月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山下栄一君提出公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出公立高校の授業料無料化及び高等学校等就学支援金に関する質問に対する答弁書

一の1について

公立の高等学校の入学定員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第四条の規定に基づき、各都道府県において、地域の状況等を踏まえつつ、適切に定められているものと認識している。

一の2について

義務教育は、日本国憲法第二十六条第二項の規定により、無償とすることとされているものである。

これに対し、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案(以下「本法律案」という。)は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校について、授業料を徴収しないこととしたものである。

二の1について

本法律案の提出の理由は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする必要があることである。本法律案の内容は、特に無償教育の漸進的な導入により、中等教育の機会を与えることについて定めた経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第六号)第十三条2(b)の趣旨にも沿うものと考えている。

二の2及び3について

お尋ねの「中等教育」については、法令上の明確な定義はないが、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校のうち、一般に中等教育を行うものと理解されているものは、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部である。

御指摘の「本制度の対象となる教育施設及び「高等学校の課程に類する課程」等について、本法律案においては、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援

学校の高等部について授業料を徴収しないこととするともに、これらの学校以外の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第一学年から第三学年までに限る。並びに専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの)に限り、学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。)の生徒等で一定の受給資格を有する者に対し、高等学校等就学支援金を支給することとしている。これらの文部科学省令の具体的内容については、高等学校の課程が、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的として、学校教育法等に基づいて教育を行うものであることを踏まえつつ検討しているところである。

二の4について

高等学校卒業程度認定試験は、学校教育法第九十条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のために行うものである。また、専修学校の高等課程は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達にに応じて、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うものである。その設置認可に当たっては、学校教育法等に規定する基準に適合するかどうかについて審

査される。お尋ねの「高等学校の課程に類する課程」については、二の2及び3についてお答えしたとおりである。

二の5及び八の2について

高等学校を始め義務教育を修了した者を対象とする教育を行う学校は、これらの者の大半が進学し、その教育の成果が広く社会に還元されるものとなっていることから、これらの学校における教育に係る費用について社会全体で負担していくことが適当であると考えられる。また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、家庭の状況にかかわらずすべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、その経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっている。さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育段階の学校を無償としている。本法律案は、これらの状況にかんがみ、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校以外の教育施設である本法律案第二条第一項第五号に規定する特定教育施設に在学する者に対しても高等学校等就学支援金を支給することとしたものである。

三について

第七十四回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説における「高校の実質無償化」は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する施策の方針について述べたものであり、本法律案及び関連施策により達成されるものである。なお、お尋ねの「無償化」及び「無料化」の内容が明らかでないため、「実質無償化」、「無償化」及び「無料化」の違いをお答えすることは困難である。

いをお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「差額を補てんするため別の費目で徴収すること」の趣旨が必ずしも明らかではないが、本法律案第三条第一項の規定は、地方公共団体は、同項ただし書に規定する場合を除き、公立高等学校について授業料を徴収することができないものとしている。

五について

本法律案は、二の5及び八の2について述べた諸状況にかんがみ、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とするものであり、このような趣旨から、高等学校等就学支援金の支給対象者について所得制限を設けないこととしたものである。

六について

本法律案が高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校について授業料を徴収しないこと等としていることは、地方行政に対する国の関与の強化を図るものではなく、御指摘の「教育行政における地域主権の考え方」と矛盾するものではないと考えている。

七について

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与は、個別に、経済的理由によって修学に困難がある優れた学生の修学を援助するために行うものである。これに対し、本法律案は、一般的に、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与

することを目的として、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものである。なお、地方公共団体が実施する奨学金事業は、地域の実情に応じて各地方公共団体の判断により行われるものである。

八の1について

本法律案による公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給により、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込むことができるようになることともに、高校生等に対して自らの教育に係る費用が社会に支えられていることの自覚を促すことにより、学習意欲を向上させる効果も期待できると考える。また、文部科学省においては、本法律案の立案に当たって、地方公共団体その他の関係団体との意見交換等を行ってきたところである。

九について

文部科学省としては、我が国の高等教育段階では、家計負担を中心とした私費負担が大きいと考えている。教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を支援するための制度としては、奨学金事業、各大学が実施する授業料減免等があり、文部科学省としては、引き続きこれらの者に対する支援に努めてまいりたいと考えている。

循環型社会及び自然共生社会への移行を目指すとして、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十六日

参議院議長 江田 五月殿

加藤 修一

循環型社会及び自然共生社会への移行を指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問主意書

平成二十二年二月二日付け「循環型社会及び自然共生社会への移行を指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一七四第八号。以下「答弁書」という。)に関し、以下のとおり再質問する。

一 平成二十年度の実態調査結果と土木工事共通仕様書への反映状況について

答弁書において「公共工事における再生骨材コンクリートの使用状況については、(中略)平成二十年度の実態について調査を実施し、現在、その結果を取りまとめているところ」とされているが、その結果の取りまとめは、いつまでに行われるのか。また、その結果を公表すべきである。更に、答弁書において「土木工事共通仕様書については、(中略)JIS A 5021(コンクリート用再生骨材Ⅱ)を(中略)平成二十一年度から使用している」としているが、平成二十年度の実態調査はどの様に反映され、どのような具

体的な改善がなされているのか、見解を明らかにされたい。

二 再生骨材コンクリートのJISA 5022及び5023の利活用について

「建設リサイクル推進計画二〇〇八」の趣旨を踏まえ、答弁書においては「現在、再生骨材コンクリートの一層の活用を図るための検討を進めているところ」とされているが、JISA 5022及び5023(再生骨材コンクリート)については、経済合理性(エネルギー収支などを含む)や資源効率性などの観点から、いかなる課題について検討し、いつまでに利活用に関する結論を出すのか。更に、いつまでに土木工事共通仕様書に記載されるのか、時期を明確に示されたい。

三 再生骨材コンクリートの利活用の促進と生物多様性の確保・維持について

再生骨材コンクリートの利活用の促進は、バージン骨材の活用を少なくすること、即ち、骨材採取場の拡大の防止につながることから、生物多様性の確保・維持にも貢献する旨をかねてより指摘してきたところである。

更に、前述の二点の指摘を踏まえて実効性を拡大することは、生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)に向けての我が国のグッド・プラクティスとして貢献、発信できるものと確信する。

そこで、より一層の知恵を出して循環型社会への積極的な対応を図ることが必要であり、建築・土木材一般についても「再生資源利活用行動計画」を策定することが求められる。政府の見解を示されたい。

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「平成二十年度の実態調査」の結果については、平成二十年度のできる限り早い時期に取りまとめを終えて、公表する予定であり、国土交通省が発注する土木工事に係る土木工事共通仕様書についてこれまでに行った改正は、当該調査の結果を踏まえたものではない。

二について

御指摘のJISA 5022及び5023(再生骨材コンクリート)に関しては、品質管理等の課題について検討を進めているところであるが、土木工事共通仕様書に記載することするか否かを含め、JISA 5022及び5023(再生骨材コンクリート)の公共工事における利活用の在り方について、品質評価手法等の課題に関する今後の十分な技術的知見の蓄積を踏まえ、更に検討を進めることが必要と考えられることから、現時点において、その結論を出す時期をお答えすること

は困難である。

三について

国土交通省においては、循環型社会への対応を図る観点から、建設工事に係る資材の再資源化等の推進に向けた基本的な考え方、施策等を内容とする「建設リサイクル推進計画二〇〇八」を平成二十年四月に策定し、建設工事に係る再生資源の利活用に向けて取り組んでいるところである。

外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十九日

加藤 修一

参議院議長 江田 五月殿

外国人土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問主意書

二〇〇四年九月、我が国において「水のグローバルガバナンス」人間安全保障の観点から」と題して、国連大学等の共催による国際会議が開催され、私も環境副大臣として会議に参加した。同会議においては、水は人間の安全保障と密接に係るものであり、水の「グローバルガバナンス」の確立は世界における重要な課題であると確認された。

現在では、地球上至る所でレアメタルを含めた資源、勿論、水資源を含めた地下資源の争奪戦が

深く静かに、そして急速に展開されていることは報道されているとおりである。

そこで、以下の質問をする。

一 食料自給率の向上と仮想水(バーチャルウォーター)との関連について

我が国の食料輸入率は約六〇%である。相当量の食料が輸入されており、これは仮想水の考え方からすると、その分の水量を我が国内で使わないで、海外の水を使用していることになる。今後、食料自給率の向上を目指す日本の農政においては、国内で使用する水量に当然跳ね返ってくることになる。

1 政府は仮想水、さらに、間接水、直接水の考え方についてどの様に捉えているのか、また、これらの考え方を踏まえ、今後、政策的にどの様に対応していくのか、見解を示されたい。

2 仮想水の考え方に基づき、日本への農産物等の輸出国が仮想水を使用する日本に対し、仮想水に相当する応分の負担を求めていることが考えられる。それ故、仮想水に係る負担についての考え方を整理すること、国際社会において日本ばかりが海外の仮想水をあたかも自国の水のように浪費しているかのごとく喧伝されないようにすること、さらに本質的には、なるべく仮想水に依存しないように国内の水資源を涵養する対策を講ずることが重要と考えるが、政府の見解を示されたい。

3 食料自給率の向上を目指すに当たり、食料自給率四五%及び五〇%のそれぞれの段階で、水量の需要・供給分析は十分に行われているのか、また、都道府県レベル及び各地域

における水量需給のバランスは十分にとれて
いるのか、政府の見解を示されたい。

4 水量の需要・供給分析に当たり、今後の気
候変動の状況によつては、積雪量や春季の残
雪量に変化し、営農等ばかりでなく、商工業
等にも相応の影響を与え、利水条件が変化す
ることが考えられる。よつて積雪寒冷地にお
ける積雪量の実態調査と農業等への影響につ
いて分析を行うべきであると考え、政府
の見解を示されたい。

二 外国人(法人)等による不動産取得の実態の把
握について

ファンドを含む外国人(法人)が仲介者やダ
ミー会社を多用して真の投資者を明らかにしな
い形で、我が国の森林、特に山奥の水源林や経
営不振の酒造会社、水メーカを購入している
との噂が絶えないと聞くに及び、関係省庁にヒ
アリングをして確かめたところ、外国人(法人)
等による不動産取得の実態の確認ができないと
のことであつた。しかしその後も同様の噂が依
然としてある。

外国人(法人)等による不動産取得について
は、国益にかかわる重大な問題と考える。よつ
て政府は種々の手立てを講じて実態の把握・
確認を綿密に行うべきであると考え、見解
を示されたい。

また何故、実態の把握・確認が的確になされ
ないのか。通り一遍の調査ではなく、いま我々
が指摘していることが、調査不徹底で仮に皆無
と判断し、後日、懸念した案件が出てくること
がないように調査しなければならないと考える
が、政府の見解を示されたい。

三 土地所有権と安全保障について

土地制度について、欧米においては土地の最
終処分権や優先的領有権を政府が持つているの
に對し、我が国においては土地の私的所有権が
公権に對抗しうるほど強いという特徴がある。

特に外国人(法人)の土地所有については、イ
ギリス、フランスなどでは、私的所有権に一定
の制約を課したり、アジアでは、その土地所有
に地域を限定したり、事前許可制とするなどの
制限を課している国もある。例えば、韓国は
「外国人土地法」を有し、許可又は申告を義務付
けている。

即ち、米国やEUなどは地下資源や不動産を
含む「重要なインフラ」に対しては、公共秩序、
公衆衛生、安全保障の観点から公的な介入が可
能な制度を整備している。

一方、我が国では外国人(法人)であっても、
日本人と同様に土地所有ができ、かつ私的所有
権は公権に對抗しうるほど強いことから、外国
人(法人)の土地所有は法的には野放しの状態に
ある。

我が国は地下資源が希少であり、また、国土
が狹隘であることを考えると、同資源を大事に
扱いつつ、より一層の国土保全を進めることが
国益上重要と考える。

よつて政府は、我が国の安全保障の観点から
国土資源(土・緑・水等を含む「重要なインフ
ラ」)を守るための包括的なルールの策定や法制
化に着手すべきと考えるが見解を示されたい。

四 「国土利用計画法」など関連法の改正について
長期にわたる確かな利回りを得ることができ
るものとしてインフラファンドは、世界の投資

家の長期的な投資先として注目を集めていると
いう。森林、農地などの自然系インフラである

国土資源を含む基盤インフラに対する保全、管
理のためのルールと監視のための仕組みづくり
は、生物多様性の観点からもより、我が国の安
全保障の観点からも非常に重要な課題である。

しかし、我が国における森林などの土地取引
の現状は、国土交通省の「国土利用計画法」に基
づく届出等に係る統計によると、山間部での
土地取引総面積が過去十年で倍増しており(二
〇〇八年では三万二〇〇〇ヘクタール)、しか
も、五ヘクタール以上の大規模土地取引件数に
ついては、直近の三年間(二〇〇六年〜二〇〇
八年)で一・一〇〇件から二・二〇〇件と二〇〇
年頃と比べ五割近く増加している。

また、都市計画区域外の一ヘクタール以上の
土地売買については、国土利用計画法で都道府
県知事に対し事後の届出が義務付けられている
が、届出書は不動産登記の際の必要書類となつ
ていないため、無届けでも登記が可能であるな
ど、国として売買の正確な実態が掴みきれない
という法の欠陥が露呈している。

そこで、「国土利用計画法」や「不動産登記法」
等の抜本的改正による「事前承認」制度の導入や
「登記要件」の強化など、土地の所有、占有、運
営管理、転売等に関する関連法の見直し、整備
を検討すべきと考えるが、政府の見解を示され
たい。

五 「外国人土地法」の改正について
対馬の自衛隊施設の隣接地における外国人
(法人)の土地取得問題が、参議院予算委員会、
内閣委員会などの各委員会に取り上げられてき

た。

我が国における外国人(法人)による土地取得
は、前述したように売買についての規制は全
くないに等しい。従つて、外国人(法人)による土
地取得の実態も掌握されておらず、安全保障な
どの観点からの公的な介入は極めて困難な状況
にあり、諸外国に比べて法的な整備も未整備の
ままである。

大正一四年に成立した「外国人土地法」は、第
一条に規定する、相手国との相互主義に基づく
制限的措置に対する政令は制定されたことがな
く、第四条に規定する、国防上の禁止又は制限
措置に対する政令は、戦前に一度制定されたこ
とがあるが戦後廃止され、全く機能していない
法律となつている。

そこで、今やグローバル化が拡大し
ていることを踏まえ、「外国人土地法」の抜本的
改正を行い、地下資源や不動産を含む「重要な
インフラ」に対する公共秩序、公衆衛生、安全
保障の観点からの公的な介入等を可能とする制
度の整備を検討することは時宜に合ったことと
考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出外国人土地法等の規
制強化と国民共有の財産である国土資源(土・
緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関す
る質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出外国土地法等の規制強化と国民共有の財産である国土資源(土・緑・水)等の保全及び我が国の安全保障に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の「仮想水」、「間接水」及び「直接水」の考え方については、現在のところ、一般的に確立されたものはないと認識している。いずれにしても、適切な農林業活動等を通じて発揮される森林や農地等の水源かん養機能の維持・向上を含め、水循環系の健全化を図っていくことが重要であると考えている。

一の3について

政府としては、「食料・農業・農村基本計画」(平成十七年三月二十五日閣議決定。以下「基本計画」という。)における総合食料自給率目標(供給熱量ベース)四十五パーセントの前提となる生産努力目標を達成するため、農業用水の安定的な確保を図ってきたところであり、現在検討している基本計画の変更においても食料自給率目標の達成のために農業用水の安定的な確保は重要であるとの認識に変わりはない。

また、農業用水は、その性格上、供給範囲が限られており、また、その需要量は農家の作付作物等の意向により大きく変動するものであることから、これらを考慮に入れた地域ごとの分析を踏まえてその効率的な利用等を図っているところである。

一の4について

御指摘の気候変動による積雪寒冷地における積雪量の変化及びこれに伴う利水条件への影響

については、現在確立された分析手法があるわけではないが、農業用水の安定的な確保を図っていくことは重要であると認識しており、今後の観測データや知見の蓄積に応じて、検討を進めてまいりたい。

二について

お尋ねについては、例えば、不動産の取得の事実を公示するものとして、不動産の登記があるが、登記記録からは、登記名義人の国籍等を把握することはできないこと等にかんがみると、外国人等による不動産の取得の実態について調査等を行い、詳細を把握することは困難である。

三及び五について

御指摘の「重要なインフラ」を守るための包括的なルールや「重要なインフラ」に対する公共秩序、公衆衛生、安全保障の観点からの公的な介入等を可能とする制度」が具体的にどのような制度を指すのか必ずしも明らかではないが、外国土地法(大正十四年法律第四十二号)については、外国人等による自衛隊施設の周辺の土地の買収が部隊等の適切な運営に支障を及ぼしているとは認識していないこと等から、現在のところ、同法の改正を行う必要があるとは考えていない。

四について

御指摘の「関連法」が具体的にどのような法令を指すのか必ずしも明らかではないが、適正かつ合理的な土地利用の確保、取引の安全と円滑等を図る観点から、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく土地取引規制制

度、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)に基づく不動産登記制度等が設けられており、現在のところ、土地の売買等に関し、新たな事前承認制度の導入等の措置を講ずる特段の必要性があるとは考えていない。

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十二年二月十九日

参議院議長 江田 五月殿 草川 昭三

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書
平成二十一年十二月四日付け「行政刷新会議に設置されたワーキンググループと評価者等に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一七三第六三号)において、「ワーキンググループの開催に要した費用については、現在、精算の手続を行っているところであり、現時点で具体的な金額をお示しすることは困難である」旨の答弁があったところであるが、同答弁から時間が経過したことを踏まえ、以下の質問をする。

一 ワーキンググループの開催に拠出された内閣府予算の金額はいくらか。人件費、施設使用料、印刷経費、インターネット中継費用など詳細な内訳を添え明らかにされたい。
二 評価者に支給された謝金、交通費などの金額

について、評価者別に費目ごとに算定基準を示した上で明らかにされたい。

三 ワーキンググループの開催に要した費用を内閣府以外の省庁等で負担した事実はないか。

四 「事業仕分け」について、平成二十二年度においては、どのような方針で実施するのか。仕分けを実施する組織やそれに要する費用の規模も含めて、政府の方針を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問に対する答弁書
一及び二について

お尋ねについては、現在、謝金、旅費、印刷製本費、速記料等について引き続き精算の手続を行っているところであるが、平成二十二年二月二十四日時点で精算が終了している主なものは、会場借上費四十九万七千七百円、会場設営等経費千八百二十四万三千二百二十六円、ライブ中継等経費三百八十三万四千五百七十円及び警備費百四十万八百三十七円である。

なお、評価者のうち民間有識者については、ワーキンググループへの参集に対し、謝金及び旅費を支給することとしており、謝金について

は内閣府における諸謝金の使用基準に基づき評価者の経歴等を勘案して一日当たり一万五千三百円、一万四千円、一万二千六百円、一万四百円又は一万三百円を、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に基づき計算した額を、それぞれ支給することとしている。

三について

御指摘の事実はない。

四について

お尋ねについては、独立行政法人や政府関連公益法人の行う事業等について、行政刷新会議による事業仕分けを実施することとしており、その詳細については、今後、行政刷新会議等において検討することとしている。

閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十九日

草川 昭三

参議院議長 江田 五月殿

閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問主意書

政府が平成二十一年九月二十九日に閣議決定した「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(以下、「閣議決定」という。)

に關し、以下の質問をする。

一 閣議決定を受けこれまでに役員名の公募を行った法人名を所管府省別に、公募日、公募役員名、当該役員に対する所管大臣の任命権の有無、公募結果を明記の上、明らかにされたい。

二 閣議決定にいう「外部の有識者による選考委員会(以下「選考委員会」という。))において選考が行われたにもかかわらず、その後任命されなかった事実があれば、当該法人名と公募役員名を明らかにされたい。また、「選考委員会」の選考結果を見直した理由について、「選考の公平性及び透明性を十分に確保する」(閣議決定)との観点から詳細に明らかにされたい。

三 各法人に設置された「選考委員会」は、「選考の公平性及び透明性を十分に確保」していると考えらる。また、これまで「選考の公平性及び透明性」を欠くなど、選考にあたり手続きに瑕疵があったと見なされた事実はあるか。

四 「外部の有識者」はどのように選任されているのか。

五 「選考の公平性及び透明性を十分に確保する」とあるが、どのような手段で公平性、透明性を担保するのか。

六 「外部の有識者による選考委員会」の選考結果は、尊重されるべきであり、法令に違反する場合などを除き行政側は介入を慎むべきと考えらる。右質問する。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員草川昭三君提出閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員草川昭三君提出閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの独立行政法人等の法人名、公募役員名及び当該役員に対する所管大臣の任命権の有無並びに公募結果については、内閣官房及び当該独立行政法人等の所管府省のホームページ上において、所管府省別に公表しているところである。また、公募の日程については、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において、平成二十一年十月三十日に募集を開始し、平成二十二年一月十二日に選考結果を公表したところである。

二について

今回の役員任命については、選考委員会が「選考結果」を出したわけではなく、選考委員会において、応募者の適格性について書類や面接による評価を行い、その評価結果に基づき、複数の候補者を任命権者に対して提示しており、それらの候補者について、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣が、それぞれの役員の選考基準に基づき、適任者かどうか判断したものである。なお、今回の公募において適任者が見つからず、再公募となった独立行政法人等

の法人名及び公募役員名については、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において明らかにしているところである。

三から五までについて

今回の役員任命については、選考基準等について特定の者が優遇されないようにしているほか、選考委員会についても、それぞれの独立行政法人等の役員任命権者が、民間企業等の法人の管理、運営等に関し知識や経験を有する者から委員を選考している。

また、選考委員会における候補者の選考に当たっては、応募者の適格性について書類や面接による評価を行い、その評価結果に基づき、複数の候補者を任命権者に対して提示し、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣は、選考委員会から提示された候補者について、選考基準に基づき適任者かどうか判断したところである。

さらに、内閣官房、当該独立行政法人等の所管府省及び当該独立行政法人等のホームページ上において、選考理由及び選考過程を公表するなど、選考の公平性及び透明性を確保しているところである。

六について

二についてお答えしたとおり、選考委員会から提示された候補者について、任命権者である独立行政法人等の長や所管大臣が、それぞれの役員の選考基準に基づき、適任者かどうか判断したものであり、選考委員会の提示は尊重している。

家族性大腸ポリポシスに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月十九日

参議院議長 江田 五月殿 山本 香苗

家族性大腸ポリポシスに関する質問主意書

家族性大腸ポリポシス(以下「本疾患」という。)は、大腸に夥しい腺腫(ポリプ)が発生することを特徴としたAPC遺伝子変異を原因とする優性遺伝性疾患である。本疾患については、放置すると大腸癌が高い確率で発症し、家族へ遺伝する確率が極めて高いこと等も指摘されている。

本疾患の患者は、外科手術や生涯にわたる検査と治療を繰り返すことが欠かせず、生涯及び世代にわたつて、身体的、社会的、心理的のみならず、経済的に重い負担を負っており、国からの支援を必要としていると考える。

そこで以下、質問する。

- 一 本疾患を小児慢性特定疾患対象疾病とすべきではないか。あるいは、特定疾患治療研究事業、若しくは難治性疾患克服研究事業の対象とすべきではないか。
- 二 一ができない場合、その理由は何か。それぞれ具体的な理由を明らかにされたい。
- 三 本疾患に対する医療面、経済面での支援について、政府の考え方を明らかにされたい。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山本香苗君提出家族性大腸ポリポシスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本香苗君提出家族性大腸ポリポシスに関する質問に対する答弁書

一及び二について

家族性大腸ポリポシスを含め、個々の疾患を御指摘の事業の対象とすることについては、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、これらの事業も含め、今後の難病対策の在り方を検討しているところであり、その結果を踏まえ検討してまいりたい。

三について

家族性大腸ポリポシスについては、厚生労働科学研究費補助金により、安全性の高い有効ながん化予防方法の確立に関する研究等を推進しているところである。

また、家族性大腸ポリポシスの患者が満十八歳までにがんを併発した場合については、小児慢性特定疾患治療研究事業において、医療費の自己負担分について補助を行い、医療費の負担軽減を図っているところである。

さらに、公的医療保険制度上、再度にわたる手術等により患者の負担が過重とならないよう、高額療養費制度を設けているところである。

国家公務員のキャリアシステムに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十二日

参議院議長 江田 五月殿 山下 栄一

国家公務員のキャリアシステムに関する質問主意書

主権在民の民主主義国家において、公務員の本来の仕事は、主権者としての国民に共通する社会一般の利益である「公共の利益(国家公務員法第九十六条第一項)の実現を図ることである。そのうちであるからこそ、公務員は「全体の奉仕者」であつて、「一部の奉仕者」ではなく(日本国憲法第十五条第二項)、公務は「民主的且つ能率的」に運営されなければならないこととされている(国家公務員法第一条第一項)。しかし今日、国家公務員のキャリアシステムのために、民主的で能率的な公務運営の実現は大きく妨げられている。それは、キャリアシステムが「特権的な公務員」を生み出す非民主的人事管理であるため、公務員が「一部の奉仕者」となり、結果として主権在民に反する公務運営を行うことになっているからである。そこで、「主権者としての国民全体に奉仕する公務員により、民主的で能率的な公務運営を実現する」との観点から、キャリアシステムの問題について、以下のように質問する。

なお、答弁書においては、複数の質問項目を一括し、まとめて回答するのではなく、各質問項目について丁寧に回答するよう求める。

- 一 人事院の平成十九年度年次報告書では、「I種試験による採用は制度上幹部要員たることを意味するものではないが、各府省における人事運用としては、I種試験が実質的に幹部要員の採用試験としての機能を果たしていることは否定できない」と指摘している。また、平成二十年六月三日、参議院内閣委員会における国家公務員制度改革基本法案の審議の際に、渡辺喜美行政改革担当大臣は、キャリアシステムについて、「法律に書いてあるわけではございません。しかし、採用試験の段階で事実上幹部候補が固定化され、その後も同期が横並びで昇進していくという人事運用が身分制的であるという批判を受けてきた」と述べている。したがつて、キャリアシステムは、幹部要員の選抜で採用試験を著しく重視する法的根拠のない人事慣行であると考えますが、いかがか。
- 二 キャリアシステムは、堅固な年功序列システムであるため、ピラミッド型の行政組織において職員の早期退職を促す結果、天下りの温床となつていると考えるが、いかがか。
- 三 キャリアシステムは、各省独立人事の中核として機能することで、いわゆる省庁割拠主義の原因にもなつていると考えるが、いかがか。
- 四 キャリアシステムに起因する天下りと省庁割拠主義は、行政改革の重要課題の一つである独立行政法人の整理合理化の障害となつていると考えるが、いかがか。
- 五 キャリアシステムは、二、三及び四で指摘したように民主的で能率的な公務運営の実現を大きく妨げており、主権者としての国民に奉仕する公務運営を実現するためには、キャリアシ

システムの廃止が不可欠と考えるが、いかがか。

六 国家公務員法は、「職員が(中略)民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべき(第一条第一項)」、「職員の任用は(中略)能力の実証に基づいて行わなければならない(第三十三条第一項)」と、職員の民主的な任用のために能力実績主義を根本原則としており、採用時の一回限りの試験で幹部要員の選抜を行う人事管理は、元々想定していない。さらに、平成十九年の同法の改正では、「職員の人事管理は採用試験の種類にとらわれてはならない旨の規定(第二十七條の二)が「人事管理の原則」として加えられている。したがって、キャリアシステムは、現在では明らかに国家公務員法(第一条第一項、第二十七條の二及び第三十三條第一項)に違反する人事慣行であると考え、いかがか。

七 国家公務員法は、職員が定年六十歳まで勤務することを原則としており(第八十一条の二)、その完全実施のためには、各府省で人事慣行として行われている職員の早期退職勧奨を止める必要があるが、その障害となっているのが、堅固な年功序列により職員の早期退職を促すキャリアシステムであると考え、いかがか。

八 日本国憲法第七十三條第一号は、「法律を誠実に執行」することを内閣が行う第一の事務として規定している。しかし、六及び七で指摘したように、国家公務員の人事管理では、キャリアシステムという違法な人事慣行のために、職員の採用から退職までの全過程において、国家公務員法の誠実な執行が著しく妨げられている。その意味で、国家公務員の人事管理は、明

らかに日本国憲法第七十三條第一号)違反の状態にあると考えるが、いかがか。

九 人事院の平成十九年度年次報告書では、キャリアシステムについて、「従来から、「採用時の一回限りの選抜で、生涯にわたる昇進コースまでが決定されるのは不合理である」、「閉鎖的なキャリア・システムが特権的な意識を生じさせている」などの批判がなされてきた」と指摘している。キャリアシステムは、幹部要員の選抜を採用試験に著しく重点を置いて行っているため、人事管理全般におけるキャリア職員とノンキャリア職員の区別につながり、一で指摘した渡辺大臣の説明のように、結果として一種の身分制度のように機能していると考えるが、いかがか。

十 キャリア職員は、任用を通じて「特権的な公務員」となり、さらに天下りを通じて国民の中でも「特権者」となっている。これは、明治憲法下の「天皇の官吏」と思想的に通じるところがあり、日本国憲法が求める「主権者としての国民全体に奉仕する公務員」に反すると考えるが、いかがか。

十一 キャリアシステムは、職員の新規採用の段階から一貫して公務のジェネラリストを養成しようとする仕組みであり、特定分野の専門家であるスペシャリストを養成するものではない。したがって、キャリアシステムを中心とする人事管理では、航空管制官や国税専門官等のスペシャリストの職員が、各府省の局長級以上にまで昇進することは困難であり、実際にもそういう任用がなされてこなかったと考えるが、いかがか。

十二 今日の公務はどの分野でも専門性が非常に高くなっており、各府省の局長級の幹部職員といえども、担当分野では高度な専門知識が求められる状況となっている。そのような状況下で、スペシャリストの重視と専門職の正当な評価は、民主的で能率的な公務運営の実現のため不可欠であると考え、いかがか。

十三 公務における政策の企画立案は、常に実現すべき「公共の利益」が何であるかを現実的・具体的に考えながら行わなければならない。実務と離れた机上の勉強では真の能力は身に付かないと考えるが、いかがか。

十四 公務における業務管理能力については、採用試験の段階では判定できないと考えるが、いかがか。

十五 特に幹部職員は、「主権者としての国民全体に奉仕する公務員」であることの強い意識を持つていなければならない。それをチェックするための面接重視の試験を任用のあらゆる段階で徹底して行う必要があると考えるが、いかがか。

十六 十三、十四及び十五で指摘したように、中央省庁の幹部職員に求められる能力は、公務員採用試験の受験の能力とは本質的に異なるものであり、実際の職務遂行を通じてしか身に付かず、適正な判断もできないはずである。したがって、採用試験に著しく重点を置いて幹部要員を選抜するキャリアシステムは、本質的に間違った人事管理の方法と言わなければならないと考えるが、いかがか。

十七 人事管理上、採用試験を考慮するのであれば、成績上位者に給与面で期間を限定した処遇

をすることと十分であり、それ以上に採用試験を重視することは妥当でないと考えるが、いかがか。

十八 平成二十年六月三日の参議院内閣委員会で、渡辺喜美行政改革担当大臣は、キャリアシステムの廃止について、次のように明言している。

「昨年の国家公務員法改正による能力・実績主義の導入と併せてこれらの改革を実施していくことによって、まさに採用試験の種類にとらわれず、能力ある多様な人材が能力と実績の評価に基づいて幹部候補として育成され幹部へと登用されていくようになり、現行のキャリアシステムは廃止され、根本的に異なる仕組みができ上がるものと考えております。」

キャリアシステムを廃止する方針を現政権が踏襲するのは当然と考えるが、いかがか。

十九 国家公務員制度改革基本法は、キャリアシステムの廃止を主要な目的として立案されたはずである。しかし、同法は、採用試験を「総合職試験・一般職試験・専門職試験」等に分け(第六條第一項)、「総合職試験」を「政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う試験」と位置付け(同条同項第一号イ)、さらに「幹部候補育成課程」では、「管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修を行うものとする」としている(同条第三項)。したがって、「総合職試験」と「幹部候補育成課程」を直結する人事運用が行われる場合には、逆にキャリアシステムを維持強化することになると考えるが、いかがか。

二十 キャリアシステムの維持強化にならないためには、大学卒業者の採用試験で「総合職試験」と「一般職試験」の区別をしてはならないと考えるが、いかがか。

二十一 国家公務員制度改革基本法によれば、「総合職試験」の採用者と比較して、「専門職試験」の採用者は、幹部候補になる可能性が低く、専門職を軽視する非常識な人事管理が続くことになる可能性が高いと思われるが、いかがか。

二十二 政策の企画立案は、常に特定の行政分野について行われることから、その能力も、特定の行政分野に係る専門的知識と無関係に判定することはできないはずであり、幹部要員の選抜は、「専門職試験」の採用者についても、「総合職試験」の採用者と同じ条件とすることが合理的と考えるが、いかがか。

二十三 国家公務員制度改革で重要なことは、特権的意識とは異なる職業公務員としての高いプライドを持った優秀な幹部職員を育成することであり、そのためには、「主権者としての国民全体に奉仕する公務員」という意識を徹底させる必要があると考えるが、いかがか。

二十四 平成二十年六月五日、参議院内閣委員会において可決された「国家公務員制度改革基本法案」に対する附帯決議においては、幹部候補育成課程について、「公務員が憲法第十五条第二項に規定する全体の奉仕者であることを踏まえ、課程対象者に特権的意識を持たせるものとならないよう研修等において十分配慮しなければならぬ」とされている。この附帯決議は、全会一致をもって可決されたものであり、現政

権がこれを尊重するのは当然と考えるが、いかがか。

二十五 二十四の附帯決議を実現するためには、幹部候補育成課程において、日本国憲法が依拠する民主主義思想や、「全体の奉仕者」、「公共の利益」の意味等について深く考える哲学的な研修を徹底して行う必要があると考えるが、いかがか。

右質問する。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山下栄一君提出国家公務員のキャリアシステムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出国家公務員のキャリアシステムに関する質問に対する答弁書

弁書

一について

「採用時の一回限りの選抜で昇進コースが決定されるのは不合理」などの批判がなされているいわゆるキャリアシステムについては、法令上の根拠はなく、各任命権者において、採用試験の種類や採用年次等を重視した人事慣行であると考え。いずれにせよ、国家公務員の人事管理は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十三条に定める任免の根本基準に基づき行われている。

二及び七について

お尋ねのキャリアシステム及び天下りについて

て、御指摘のような意見があることは承知しているが、定年まで勤務できる環境等の整備については、平成二十一年九月二十九日の閣議における鳩山内閣総理大臣の「公務員が天下りをせざる定年まで勤務できる環境を整備するなど公務員制度改革を速やかに実施していくこととしております」との発言等を踏まえ、今後、早期退職勧奨の取扱いを含め、その具体的な在り方について検討することとしている。

三について

お尋ねのキャリアシステム及び省庁割拠主義について、御指摘のような意見があることは承知しているが、政府としては、これまで各府省合同の行政研修や省庁間の人事交流等に取り組んできたところであり、また、国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号。以下「基本法」という。)に基づき、幹部職員人事の内閣一元管理に関する規定の整備等を行う国家公務員法等の一部を改正する法律案を今国会に提出するとともに、採用試験の見直しや幹部候補育成課程の整備等の改革に取り組んでいるところである。

四について

お尋ねのキャリアシステムに起因する天下りと省庁割拠主義については、二及び七について並びに三についてのとおりである。なお、独立行政法人については、御指摘のような意見があることも踏まえ、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、国民的視点から抜本的な見直しを行っていくこととしている。

五について

お尋ねのキャリアシステムの廃止が具体的に何を指すのかが明らかではないが、国家公務員法第二十七条の二の規定において、人事管理は、職員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行わなければならないこととされている。また、基本法は、政府が、内閣の人事管理機能を強化するため、幹部職員を対象とした新たな制度を設けることとしており、さらに、重視する能力に着目した総合職試験、一般職試験、専門職試験を設けるなど、現行の採用試験の種類及び内容を見直すとともに、採用後一定の期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて対象者を随時選定する幹部候補育成課程を設ける等の改革を行うものとしている。こうした基本法等を踏まえ、政府としては、今国会に提出した国家公務員法等の一部を改正する法律案において、幹部職員人事の内閣一元管理に関する規定を整備するとともに、再就職のあつせんを禁止する等国家公務員の退職管理の一層の適正化を図ることとしている。

六について

各任命権者は、国家公務員法第二十七条の二に定める人事管理の原則にのっとり、任用、給与その他の人事管理を行うこととされている。八について

国家公務員の人事管理は、国家公務員法第二十七条の二に定める人事管理の原則及び同法第三十三条に定める任免の根本基準に基づき行われているところであり、憲法に違反しているとの御指摘は当たらない。

九について

人事院の平成十九年度年次報告書において、お尋ねの中で引用している記述があることは承知している。いずれにせよ、各任命権者は、国家公務員法第二十七条の二に定める人事管理の原則にのっとり、任用、給与その他の人事管理を行うこととされている。

十について

お尋ねの「特権的な公務員」及び「特権者」の趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員法は、憲法第十五条第二項及び国家公務員法第九十六条第一項の規定に従い、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものと考えている。

十一について

お尋ねの「ジェネラリスト」及び「スペシャリスト」の趣旨が必ずしも明らかではないが、これまでの各府省における人事管理においては、本府省の局長級以上の官職についても、個々の官職の職務に必要な能力や適性を勘案した適材適所の任用が行われているものと承知している。

十二について

御指摘のとおり、幹部職員は、行政の専門家として、担当分野における専門知識への精通が求められており、高い専門性と幹部職員としての管理能力を兼ね備える必要があると考える。

十三について

お尋ねの「実務と離れた机上の勉強」の趣旨が必ずしも明らかではないが、公務における政策

の企画立案が公共の利益を考えながら行われなければならないことは御指摘のとおりである。

十四について

お尋ねの「公務における業務管理能力」の趣旨が必ずしも明らかではないが、国家公務員法第四十五条において、「採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定する」とされ、人事院規則八―一八（採用試験）において、採用試験の対象となる官職として、採用試験の種類ごとに特定の係員等の官職を定めていることから、採用試験においては、係員等の官職に係る標準職務遂行能力及びそれぞれの採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定している。

十五について

国家公務員法第五十八条第一項において、「職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うもの」とされているところであるが、幹部職員の人事評価に当たっては、国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有しているかどうかという点についての評価を重視する必要があるものと考えている。

十六について

各任命権者は、国家公務員法第二十七条の二に定める人事管理の原則にのっとり、任用、給与その他の人事管理を行うこととされている。

十七について

国家公務員の初任給については、国家公務員法第六十二条に定める職務給の原則に基づき、採用試験の種類別に採用時の官職に応じて設定されているが、採用後の人事管理は、同法第二十七条の二に定める人事管理の原則や同法第三十三条に定める任免の根本基準に基づいて行われているものである。

十八について

政府としては、国家公務員法の規定を踏まえ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、基本法の規定を踏まえ、採用試験の見直しや幹部候補育成課程の整備等の国家公務員制度改革を進めてまいりたい。

十九について

国家公務員法第二十七条の二の規定において、人事管理は、職員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならないこととされ、また、基本法第六条第三項第一号においては、幹部候補育成課程の対象者の選定については、採用後一定の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて行うこととされているため、採用試験における区分と幹部候補育成課程が直結することにはならないものと考えている。

二十について

基本法第六条第一項においては、それぞれ重視する能力に応じた試験として総合職試験と一般職試験の区分を設けているが、いずれの試験を受験するかは本人の希望に沿うべきものと考えている。なお、国家公務員法第二十七条の二の規定において、人事管理は、職員の採用年次

及び合格した試験の種類にとらわれてはならないこととされている。

二十一について

国家公務員法第二十七条の二の規定において、人事管理は、職員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならないこととされており、御指摘は当たらないものと考えている。

二十二について

基本法第六条第三項第一号において、幹部候補育成課程対象者の選定については、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行うものと規定されており、採用試験の種類は、そもそも幹部要員の選定における判断基準とはされていない。

二十三について

基本法第二条及び第三条において、国は、国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立することを基本理念の一つとして国家公務員制度改革を推進する責務を有していると規定されており、政府としては、これを踏まえて国家公務員制度改革を推進してまいりたい。

二十四について

御指摘の附帯決議については、御趣旨を踏まえ配慮してまいりたい。

二十五について

幹部候補育成課程において実施する研修については、基本法に定められた国家公務員制度改革の基本理念及び基本方針を踏まえつつ、その内容を検討してまいりたい。

天下り問題に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十二日

山下 栄一

参議院議長 江田 五月殿

天下り問題に関する再質問主意書

「天下り問題に関する質問主意書」(第一七四回国会質問第七号。平成二十二年一月二十五日提出)に対する「答弁書」(内閣参質一七四第七号。平成二十二年二月二日付け)は、論点に答えるものとなっていないため、再度以下のように質問する。

なお、答弁書においては、複数の質問項目を一括し、まとめて回答するのではなく、各質問項目について丁寧に回答するよう求める。

一 天下り問題の本質は、「公務の民主的且つ能率的な運営」(国家公務員法第一条第一項)の実現を妨げる有害な公務員の再就職とはどのようなものか、また、それを防ぐためにどうすべきかである、と考えるが、いかがか。

二 「公務の民主的で能率的な運営」の実現を妨げる有害な公務員の再就職とは、許認可権等の行使により特定の民間企業との間に癒着が生じ、又は、予算権限の行使により独立行政法人等を通じ税金の無駄が発生する原因となる公務員の再就職のことである、と考えるが、いかがか。

三 許認可権等の行使により特定の民間企業との間に癒着が生じ、又は、予算権限の行使により独立行政法人等を通じ税金の無駄が発生する原因となる公務員の再就職は、「府省庁のあつせ

ん」が無くても行われる、と考えるが、いかがか。

四 現政権政党である民主党は、平成十九年に「天下り根絶法案」を衆議院に提出している。同法案は、「府省庁のあつせん」による公務員の再就職だけを禁止するものではない、と考えるが、政府としてどのようにとらえているか示されたい。

五 四の「天下り根絶法案」は、従来、国家公務員法が規定していた公務員の再就職自体を規制する制度(事前規制)の強化を含んでいる、と考えるが、政府としてどのようにとらえているか示されたい。

六 四の「天下り根絶法案」は、許認可権等の行使により特定の民間企業との間に癒着が生じ、又は、予算権限の行使により独立行政法人等を通じ税金の無駄が発生する原因となる公務員の再就職を事前に規制する内容である、と考えるが、政府としてどのようにとらえているか示されたい。

七 現政権は、公務員の再就職自体を規制する制度(事前規制)の必要性について、どのように考えているか。

八 そもそも「天下り」は、明治憲法下の「天皇の官吏」の発想の言葉であり、「主権者である国民全体に奉仕する公務員」に、まったくふさわしくない表現である、と考えるが、いかがか。

九 平成二十一年十一月十日、参議院議院運営委員会(の理事会において、松井孝治内閣官房副長官は、天下り問題に関し次のように説明している。

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企

業、団体等に再就職させることをいう。したがって、公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職をすることは、天下りには該当しない。」

最近の日本郵政株式会社(の社長人事は、政府の強い介入があつて行われた。この人事は、「府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」に該当しないことになるが、そのような理解で良いか、確認したい。

十 平野博文内閣官房長官は、平成二十一年十一月十日の衆議院議院運営委員会(の理事会で、国家公務員の天下りをあつせんする「府省庁」について、閣僚、副大臣など政務三役や官僚OBは該当しないとの見解を表明したと報道されているが、これは事実か、確認したい。

十一 十の平野官房長官の発言によれば、閣僚、副大臣など政務三役のあつせんにより、公務員が再就職する場合は、九の「府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」に該当しないことになるが、そのような理解で良いか、確認したい。

十二 内閣、内閣総理大臣、各省大臣、副大臣、大臣政務官のあつせんにより、公務員が再就職する場合は、九の「府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」に該当しないとすれば、内閣任命、大臣任命等の政治主導による公務員の再就職は九の「天下り」に該当しない、ということになるのか、確認したい。

十三 天下り問題に対する国民一般の意識は、とにかく「公務の民主的で能率的な運営」の実現を妨げる有害な公務員の再就職を根絶してもらい

たい、というものであり、それは公務員の再就職が政治主導によるか、官僚主導によるかとは関係がない、と考えるが、いかがか。

十四 先の日本郵政株式会社の社長人事は、国民一般の意識からすれば、いわゆる「渡り」だけでなく、特定企業との癒着や税金の無駄が疑われる、政治主導による退職公務員の再就職である、と考えるが、いかがか。

十五 天下り問題への対策として国民が求めているのは、政治主導による公務員の再就職ではなく、四の「天下り根絶法案」が採用した公務員の再就職自体を規制する制度(事前規制)である、と考えるが、いかがか。

十六 国家公務員法第十八条の五(平成十九年改正で導入)は、内閣総理大臣が職員の再就職援助をすることを規定しているが、再就職問題は行政機関の職員だけではなく、立法機関や司法機関の職員についても同様である。したがって、行政機関の職員に対してだけ再就職援助が行われるのは、法の下の平等に反する、と考えるが、いかがか。

十七 国家公務員法第十八条の五は、懲戒処分を受けた職員が退職する場合に再就職の援助をすることを想定していない、と考えるが、いかがか。

十八 社会保険庁職員の再就職問題では、懲戒処分を受けた職員に対してまで政府が再就職の援助を行っている。しかし、懲戒処分は、法令違反、職務上の義務違反や非行のあつた職員に対して行われる処分であり、そのような処分を受けた者に対して再就職の援助をすることは法の正義に反する、と考えるが、いかがか。

十九 日本国憲法第七十三条第一号は、「法律を誠実に執行することを内閣が行う第一の事務として規定している。懲戒処分を受けた職員に対してまで政府が再就職の援助を行うことは、国家公務員法第十八条の五を誠実に執行していないことになり、日本国憲法第七十三条第一号に違反する、と考えるが、いかがか。

二十 内閣総理大臣は、国家公務員法第十八条の二により、「退職管理等に関する事務」をつかさどり、また、同法第十八条の五により、「職員

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山下栄一君提出天下り問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出天下り問題に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「公務の民主的で能率的な運営」の

実現を妨げる有害な公務員の再就職」の意味するところが必ずしも明らかでないが、「天下り」については、例えば、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となっているのではないかといった点に關し、国民からの厳しい批判があるものと認識している。現内閣においては、こうした公務員の天下りに対する国民の厳しい批判にこたえらるとともに、行政の無駄をなくするため、天下りのあつせんの根絶を図ることとして行っているところである。

なお、御指摘の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一条第一項においては、「この法律は、(中略)国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。」と規定されており、同法における公務員の再就職等に関する規制も、このような目的を踏まえて規定されているものと認識している。

府省庁によるあつせんの有無にかかわらず、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となるような職員の再就職については、国民の厳しい批判があるものと承知している。

四から六までについて
お尋ねの法案には、職員による再就職のあつせんの禁止以外の規制も含まれているものと認識している。

七、十五及び二十について
公務員の再就職等に関する規制については、公務の公正性に対する国民の信頼の確保と公務員の有する職業選択の自由等とのバランスを考慮し、合理的な範囲とする必要があると考えて

いる。一及び二について述べたような国民からの厳しい批判にこたえるためには、現行の国家公務員法において導入されている再就職あつせんの禁止等の規制の実効性を高めることが肝要であると考えている。

なお、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、徹底的な見直しを行っていくこととしており、また、独立行政法人については、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日閣議決定)に基づき、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを当該役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行うこととしたほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、国民的視点から抜本的な見直しを行っていくこととしている。

八について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十二年二月二日内閣参質一七四第七号)一から三までについて述べたとおりであり、「天下り」という言葉は、御指摘のような発想に基づき用いているものではない。

九から十一までについて
御指摘の理学会はいずれも非公開で開催されたものであり、同理事会における発言の内容について内閣としてお答えすることは差し控えたが、お尋ねの「日本郵政株式会社の社長人事」

については、株主である政府が、齋藤次郎氏を同社取締役として適任であると考え、株主総会の決議により選任した上で、同社取締役会が同氏を代表執行役社長に選定したものであり、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることに該当しない。

また、御指摘の府省庁によるあつせんについては、国家公務員法第六六条の二の規定の適用を受ける職員等によるあつせんをいい、各府省の大臣、副大臣又は大臣政務官(以下「政務三役」という。)によるあつせんは含まれないが、平成二十一年九月二十九日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言により、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合の官民人材交流センターによるあつせんを除き、天下りのあつせんを全面禁止することを現内閣の方針としたことから、政務三役によるあつせんも、当然認められない。

十二及び十三について
内閣、各大臣等が、適材適所という考えから国家公務員出身者を法令に基づき登用することとは、「天下り」に該当しないものと考えている。また、このような登用は、あつせんによる再就職とは異なるものであつて、問題はないものと考えている。

十四について
先の答弁書五についてでお答えしたとおりである。

十六について

一般職の国家公務員、国会職員及び裁判所職員に対する再就職支援の在り方については、再就職に関する規制を含めた人事制度全体の中で

の整合性も考慮し、それぞれ国家公務員法、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)により定められるべきものであると考へており、「行政機関の職員に対してだけ再就職援助が行われるのは、法の下の平等に反する」との御指摘は当たらないものと考えている。

なお、官民人材交流センターによる一般職の国家公務員の再就職のあつせんは、平成二十一年九月二十九日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言により、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わないこととしたところである。

十七について

国家公務員法第十八条の五の規定は、一般職に属するすべての職員を対象とするものである。

十八及び十九について

社会保険庁の職員であつた者については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成二十年七月二十九日閣議決定)において、日本年金機構に採用されない職員については、退職勧奨、厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用など、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行うこととされている。御指摘の「法の正義」の意味するところが必ずしも明らかでないが、社会保険庁の職員であつた者に対する官民人材交流センターによる再就職のあつせんは、同計画を受け、懲戒処分の有無にかかわらず分限免職回避に向けた努力

の一環として、国家公務員法第十八条の五及び第十八条の六の規定に基づき行つていゝるものであり、「日本国憲法第七十三条第一号に違反する」との御指摘は当たらないものと考えている。

「子ども環境保健関係大臣世界サミット」(仮称)の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿 加藤 修一

「子ども環境保健関係大臣世界サミット」(仮称)の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問主意書

政府は、「子ども環境保健関係大臣世界サミット」(仮称)の開催や子ども環境全国実態調査などに関する質問に対する答弁書(内閣参質一七四第一八号。平成二十二年二月十六日付け)中の「二」について「お尋ねの『全国実態調査の実施』については、平成二十二年から実施する『子どもの健康と環境に関する全国調査』(以下「エコチル調査」といふ)の進展に従つて得られる知見も踏まえた上で、検討してまいりたい。」と答弁しているが、質問の趣旨を取り違えて不適切な答弁をしており、質問の趣旨に全く答えていない。そこで、全国実態調査の実施について、以下のとお

り改めて質問する。

二〇〇八年の米国の国立環境センター(EPA)の報告書では、子どもの神経、免疫等の機能は未発達で、また、体重比率で大人に比べ食物、飲料を多く摂取し、呼吸量も多い上、子どもは床を這う、モノを口に入れるといった行動パターンによつて暴露の程度も高く、環境汚染の影響を受ける危険性が高いと指摘している。

そこで、前回質問主意書の中で、暴露の原因になる化学物質はどこに存在するのかを明確にするとともに、暴露の機会をいかに少なくするかを検討し、予防的取り組み方法や代替原則等の施策につなげる為に、子どもがかかわる環境、即ち、保育所、幼稚園、グラウンド、教室、遊具と公園、遊園地、子ども部屋、産室、公共施設などにおいて、化学物質、塗料、脱臭剤、殺虫剤、ワックスなどの家庭用品等が、どの様にかかわり、どのくらい存在しているかについての全国実態調査を、環境省のみならず省庁横断的、日本列島縦断的なテーマとして連携して実施すべきことを提言したのである。

従つて、エコチル調査の「進展に従つて得られる知見も踏まえた上で」全国実態調査の実施を検討する旨の答弁は全く的外れであり、全国実態調査は、長期間を要するエコチル調査の「進展に従つて得られる知見」を待つて実施すべき調査ではない。当該調査は、世界的な化学物質に対する規制強化の動きの中で、子ども環境の「安全・安心」にかかわる極めて大事な調査であると指摘したい。

「全国実態調査」は、既に生誕している子どもが

置かれている環境を対象に調査する属地的調査であるのに対し、「エコチル調査」は、妊婦の時期からおよそ十五年間に及ぶコホート調査であり、被験者の属人的調査である。両調査の趣旨はまったく異なることは明白である。

全国実態調査の実施は、鳩山総理が施政方針演説で掲げた「人の命を守る」との趣旨に照らしても重要な課題であると考えが、改めて当該調査の実施について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出「子ども環境保健関係大臣世界サミット」(仮称)の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出「子ども環境保健関係大臣世界サミット」(仮称)の開催や子ども環境全国実態調査などに関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「全国実態調査の実施」については、平成二十二年から実施する「子どもの健康と環境に関する全国調査」の進展に従つて得られる化学物質に関する知見なども踏まえた上で、調査すべき場所及び化学物質も含め、十分に検討してまいりたい。

植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十四日

参議院議長 江田 五月殿 加藤 修一

植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問主意書

日本に牧場を所有する外国資本企業の関係者によれば、日本の魅力は、「外国人でも土地が所有できる」という。

北海道には香港資本やオーストラリア資本、長野県白馬村にはオーストラリア資本が入り、千葉県内の一四八のゴルフ場のうち約二割強を外資が買収し、その保有面積は山手線の内側の約八割(四五〇〇ヘクタール)になるといふ。その他、沖縄県の主だったホテルのほとんどや、青森県、福島県、群馬県、山梨県、鳥取県、福岡県、大分県、宮崎県などのスキー場、ゴルフ場、温泉施設にも韓国資本や欧米系の外資が進出しているといふ。外国人(法人)による土地保有や所有に対し、公権力による介入を可能としている諸外国に比べ、我が国では、土地所有に対する規制が全くないに等しい実態にあり、しかもその土地所有権は、東京外環道が何年たつても東名高速に接続できない事例などが示すように、公権力に対抗できるほど強く、その所有権の範囲は空間及び地下資源にも及ぶのである。言うまでもなく、我が国の

国土資源は日本国民共有の資産であり、それを保全する観点から、以下の点について質問する。

一 植林放棄地問題について

(財)日本不動産研究所によれば、林地価格は十八年連続で下落し、立木価格も、平成十九年の調査で杉立木価格が一時上昇に転じたものの、その後、住宅着工戸数の低迷と経済不況による需要の急激な落ち込みがあり、立木価格全体としては二十五年以上にわたつて下がり続けているという。

そのような中で、安い森林を購入した後、皆伐し、非合法であるが植林を放棄すれば採算が見込めるとして再造林しないといった森林法違反の植林放棄が各地で発生している。林野庁が公表している植林放棄面積は、山手線の内側面積の約二・三倍強に相当する一万四〇〇〇ヘクタール(二〇〇九年)に及ぶが、実際はさらに多いのではないかと言われている。また、国土交通省の衛星画像などの判読によると、無植栽伐採跡地は二万一〇〇〇〜二万二〇〇〇ヘクタールあると推計されており、九州南部では、四〇〇ヘクタールもの全山が伐採され、裸山になつてそのまま放置されているケースも報告されているという。これらは、持続可能な林業経営と言われつつも、実態は本来のあり方とはかけ離れており、ゆゆしき事態が進行していると言えらる。また、健全な水循環の基本理念にも反するものである。

普通林の伐採については森林法に届出制が規定されているが、このような事態にもかかわらず違反事例に対する罰金の適用事例は、平成十九年度は全国で〇件である。

一方、地方分権の中、監視業務に携わる地方自治体の森林専門担当者が絶対的に不足し、市町村の林業行政が機能不全に陥っているという実態もある。

政府は植林放棄の実態をどの様に捕捉しているのか、また、植林放棄に対して警告を発した件数と罰則を科した件数及び再造林はどの程度なされたのかについて示されたい。更に、植林放棄の実態調査と併せて、水源林や山地崩壊など水源涵養や防災上等の観点から、水源の諸元(名称、由来、湧出量、場所、ミネラル含有量など)に関する全国実態調査を実施すべきと思うが、政府の見解を示されたい。

二 植林放棄地に対する規制の見直しと強化について

植林放棄は悪質な違反行為であり、言わば違法伐採とも言える。再造林をしないことでコストを抑えた木材製品が流通すれば、比較優位性を持つことから市場を歪めることになる。従つて、木材価格等の監視体制と罰則の強化が必要である。これを放置することは、結果的に「悪貨が良貨を駆逐することになり、違法行為がまかり通ることにもなる。

このような植林放棄の実態に対し、森林法を改正し、普通林における伐採許可制の導入や植林放棄をした者に対する、当該放棄にかかる罰金相当分の林地等の公有林化、伐採時の山林所得減税分の返納及び各種減税措置の適用除外を行うなど、関係法の規制強化と監視体制の強化を図ると同時に、再造林を実行しやすくなるような政策的支援措置が必要であると考え、政府の見解を示されたい。

三 持続可能な林業経営について

以上のような植林放棄の状況が続くことは、水資源の涵養、生物多様性の保全、そして、言うまでもなく持続可能な林業経営の観点などから看過できないことである。その意味でSGECなどの森林認証制度の普及が急がれる。政府は、いち早く同制度の普及拡大に向けて特段の措置をとるべきである。如何なる措置を考えているか政府の見解を示されたい。

四 一ヘクタール未満の水源地の保全について

海外においては、「地下水の枯渇と地域の生態系攪乱」を懸念する住民と地下水を得たい企業との水争いが惹起されているという。我が国においては企業による事前の地元説明会を義務付けるルールさえないのが実態である。

国土利用計画法では一ヘクタール未満の土地売買であれば届出さえ必要なく、進出企業は住民が知らないうちに地下水目当ての水源地を手に入れ、大量取水することが可能である。

また、ファンドを含む外国人(法人)が仲介者やタミー会社を多用して真の投資者を明らかにしない形で、我が国の森林、特に山奥の水源林や経営不振の酒造会社、飲料水メーカーを購入しているとの噂が絶えないと聞く。

つては、林地保全や地下水保全のため、採水量規制や情報公開等のルール及び水源地等の取得などに関する法的整備を検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 地下水源の保全について

我が国では、河川、水路、ため池などの地表水については法的位置付けが明確になっているが、地下水や地下水源に関する法的環境は整っていないのが現状である。

従つて、我が国は森や水に恵まれた有数の資源国であるにもかかわらず、森林が下流域地域に對して果たしている水源涵養機能や土砂崩壊防備機能、あるいは安全保障にかかわる問題が起きてても、現行制度下で「合法的」な行為であれば、国が直ちに規制することは困難である。

地下水汚染や過剰な取水行為があつた場合、これを取り戻すための地下水涵養には気の遠くなるほどの時間を要するが、ドイツ、フランスなどの諸外国においては、水質保全のために、地区指定（ゾーニング）と土地利用規制が行われている。

我が国においても、地下水源等の資源保全に向けた予防的な措置として、地下水涵養に必要な「保全域」を設定するとともに、上流域の保全を図るために、生物多様性の視点をも含めた総合的な施策の策定と法的整備を検討する必要があると思うが、政府の見解を示されたい。

六 「水基本法」の制定について

我が国の場合、工業用水法、ビル用水法において、指定区域ごとに用水規制が設けられているが、生活用水と農業用の地下水採取は規制対象から外れており、地下水の涵養や地下水の利用調整を目的とした法律もないのが現状である。

また、地下水が土地所有者に独占され、揚水量などの情報を非公開とすることも可能であるなど、地下水の利活用の実態把握がほとんど手つかずの状態にある。

更に温泉についても、近年の温泉ブームによるボーリング数の増加に伴い、既存の温泉湧出量が減少、枯渇したなどの報告もなされている。

る。

地下水資源がグローバルな水ビジネスの対象となつていゝる昨今、有限な地下水資源について、地下水は「私水」ではなく「公水」であるとの意識の変革とともに、地下水の利活用のルールづくりと法体系の整備が必要であり、基本法である「水基本法」の制定が望ましいと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員加藤修一君提出植林放棄地問題と稀少な水資源にかかる水源林や生態系機能の喪失及び地下水保全に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「植林放棄の実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、都道府県に依頼して実施している造林未済地（人工林伐採跡地のうち伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して三年以上経過しても植栽等の更新が完了していないものをいう。以下同じ。）の現況調査により、造林未済地の実態を把握しているところである。平成二十一年に実施した同調査によれば、

平成二十年度末現在の造林未済地の面積は、約一万四千ヘクタールとなつていゝる。なお、平成十八年に実施した同調査により明らかとなつた平成十七年度末現在の約一万七千ヘクタールの造林未済地のうち、平成二十年度末までに再造林等によりその状況が解消されたものは、約九千八百ヘクタールとなつていゝる。

お尋ねの「植林放棄に對して警告を發した件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の九第三項の規定に基づいて市町村の長が行う伐採後の造林をすべき旨の命令については、平成十五年度から平成十九年度までの間に行われたことはないと承知してゐる。

お尋ねの「植林放棄に對して・・・罰則を科した件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、森林法第二百七条第二号に基づく同法第十条の九第三項の規定による命令違反に對する罰則を科した件数については、平成十五年度から平成十九年度までの間に行われたことはないと承知してゐる。

お尋ねの「水源の諸元」の意味するところが必ずしも明らかではないが、水源のかん養等の目的を達成するため、森林法に基づく保安林制度が設けられており、このために必要な個別の情報収集等は、農林水産省において行つてゐるところである。

二について

政府としては、造林未済地の解消及び発生未然防止を図るため、森林法に基づく森林計画制度の適切な運用や森林整備事業の活用等に取り組んでゐるところである。

また、農林水産省においては、適切な森林施業を確保するため、同制度や支援の在り方について検討してゐるところである。

三について

政府としては、御指摘の「森林認証制度」により認証された森林から生産された木材等、合法性及び持続可能性が証明された木材が消費者に選択され利用されるよう、合法木材の普及・啓発のための研修や説明会等への支援を行つてゐるところである。

四について

地下水の保全に関しては、地方公共団体が地域の実情に応じて条例等により取り組んでゐるところであり、これらの取組を通じた適正な地下水の管理が重要であると考えてゐる。また、森林の土地に関しては、森林法に基づく保安林制度や民有林における開発行為に對する許可制度等により、その保全に取り組んでゐるところである。

五について

御指摘の「保全域」を「設定」及び「生物多様性の視点をも含めた総合的な施策の策定と法的整備」が具体的にどのような制度を指すかは定かではないが、地下水の保全に関しては、四についてで述べたとおりである。

六について

水に関する基本的な法制度の在り方については、様々な議論があることから、これらの議論も踏まえながら考えるべきものと認識してゐる。

国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

糸数 慶子

国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に
関する質問主意書

全国の国立ハンセン病療養所の入所者で組織する全国ハンセン病療養所入所者協議会の宮里光雄会長らは平成二十二年二月二十四日、ハンセン病対策に取り組むハンセン病対策議員懇談会の舩添要一会長に対し、国立ハンセン病療養所における医療体制の充実に関する要請を文書でもって手交した。同要請は、国立ハンセン病療養所の職員の数削減等により入所者の生活が脅かされている現状を訴え、政府に対し医療体制の充実を求めている。

よつて以下、質問する。

一 国家公務員の定数削減の対象から国立ハンセン病療養所を除外することに対する政府の見解を示されたい。

二 国立ハンセン病療養所で働く職員の定員に対する政府の見解を示されたい。

三 ハンセン病施策に係る予算、特に療養所予算は対前年度の比較において減額の一途をたどっているが政府として必要な予算は確保されていると認識しているのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出国立ハンセン病療養所の医療体制の充実に関する質問に対する答弁書

一について

国立ハンセン病療養所においても、各府省の他の組織と同様に定員配置の見直しや業務実施方法の効率化の努力が必要であり、「平成二十二年以降の定員管理について」(平成二十一年七月一日閣議決定)の対象から除外することは困難である。

二について

国立ハンセン病療養所の職員の定員については、入所者数の減少や、ハンセン病の後遺症による身体障害、高齢化による認知症や合併症の入所者における発症状況等を勘案して定める必要がある。

いずれにせよ、厚生労働省としては、今後とも、入所者の療養環境の低下を招くことのないよう対応してまいりたい。

三について

国立ハンセン病療養所の予算については、入所者数の減少や人事院勧告による職員人件費の減少等を勘案して決定してきているところであり、必要な予算を確保しているものと認識している。

自殺対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

糸数 慶子

自殺対策に関する質問主意書

警察庁がまとめた自殺統計の暫定値によると平成二十一年の全国の自殺者は三万二千七百五十三人と、前年より五百四人増え、過去五番目に多かった。これで年間自殺者が三万人を超えるのは一九九八年から十二年連続となった。

政府は平成二十二年二月五日、関係閣僚による自殺総合対策会議を開き、心の健康や債務問題に関する相談窓口の拡充や、自殺未遂者や遺族への支援強化等を柱とする対策を取りまとめた。

しかし、政府の自殺対策は十二年連続で三万人を超える状況からして後手後手の感否めない。特に地域社会の現状に即したきめ細かい防止策や自治体との連携等において十分な対策が取られているとは言い難い。

沖縄県における昨年の自殺者の暫定値は四百六人で、これまで一番多かった平成十八年の四百人を超え、過去最悪となった。全国一低い二百万円弱の県民所得、全国一高い七%強で推移する完全失業率等を、自殺増加につながる要因として捉え直し、経済的な支援の必要性を痛感している。

自殺総合対策会議の自殺対策を基に以下、質問する。

示されたい。

二 自殺者減少のための数値目標を明らかにされたい。

三 ハローワークにおける精神医療専門家の窓口設置を継続するとしているが、全国のハローワークにおける精神医療専門家の配置人数を明らかにされたい。

四 予防策の一つとしてうつ病対策が重要視されているが、具体的なうつ病対策を詳細に列挙されたい。

五 多重債務者に対する具体的な経済的支援策を挙げられたい。

六 警察庁の自殺統計を分析し、地域別の対策を立てるとしているが、具体的にはどのような内容となるのか、明らかにされたい。特に沖縄県の地域対策を明示されたい。

七 地域社会や自治体との連携による具体的な予防策としてはどのようなものがあるか。例えば公民館等に相談員を配置することが考えられるが、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出自殺対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出自殺対策に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の自殺者数が平成十年以降、毎年三万

人を超える状態が続いていることについては、非常に痛ましいことであり、深刻な状況であると考えている。

政府としては、このような状況を踏まえ、内閣府に新たに設けた「自殺対策緊急戦略チーム」において平成二十一年十一月に「自殺対策一〇〇日プラン」を取りまとめるとともに、平成二十二年二月に自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、自殺対策の緊急的な強化を図っているところである。具体的には、三月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体及び民間団体等とも連携しながら、失業、倒産等の様々な社会的要因を踏まえた相談窓口の設置等の取組や自殺の防止等に関する国民の理解を深める取組を進めているところであり、今後とも総合的な自殺対策の一層の推進が必要であると考えている。

二について
お尋ねについては、自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)に基づき策定した「自殺総合対策大綱(平成十九年六月八日閣議決定)」において、平成二十八年までに、平成十七年の自殺死亡率を二十パーセント以上減少させることを目標としているところである。

三について
お尋ねの「精神医療専門家」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ハローワークにおける心の健康相談等の対面型相談支援事業は、都道府県が「地域自殺対策緊急強化基金」等を活用して実施するものであり、これに携わる精神保健福祉士等の専門家の数については、個々の都道府県等において、その実情に応じて

決められるものであることから、政府としては把握していない。

四について
うつ病に関する対策としては、平成十六年に策定した「こころのバリアフリー宣言」に基づくうつ病に関する正しい理解を促進することを目的とした普及啓発活動や、職場におけるメンタルヘルスに関する事業者への支援等を行っている。また、自殺対策の観点も踏まえて、うつ病の重症化を防止し、未受診のうつ病患者の早期発見の推進を図るため、地方公共団体への技術的支援や内科医等への研修を行うとともに、うつ病の治療の質の向上を図るため、うつ病の治療方法として有効性が認められている認知行動療法の普及を推進するなどの施策を実施しているところである。

五について
政府は、多重債務者に対する経済的支援策として、「多重債務問題改善プログラム」(平成十九年四月二十日多重債務者対策本部決定)に基づき、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の相談及び事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防及び悪化の防止に資する場合に限って行われる低利の貸付け等の顔の見えるセーフティネット貸付けの提供の推進等を図っているところである。

六について
お尋ねについては、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成二十二年度から、内閣府において、毎月、警察庁から都道府県別及び市区町村別等の自殺統計データの提供を受け、自殺者の性別、年代、職業等の状況につい

て明らかにし、公表することとしている。個々の都道府県等における自殺対策については、当該都道府県等において、それぞれの実情に応じて実施されるものであるが、政府としては、都道府県等が地域の実態を踏まえた効果的な対策を講じられるよう、引き続き必要な支援や情報提供等を実施してまいりたい。

七について
政府としては、これまでも都道府県等と連携し、自殺予防に関する普及啓発や、ハローワーク等の公共の施設を活用した対面型相談支援事業等の取組を推進してきたところであるが、御指摘のような対策も含め、都道府県等における対策が地域の実情に応じて講じられるよう努めてまいりたい。

年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

浜田 昌良

年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問主意書

現在、百年に一度という経済危機の中、年度末の資金需要期を控え、中小・零細企業においては信用保証の審査要件の緩和を望む声が多い。しか

し、都道府県などの信用保証協会がその審査要件を緩和しない理由として、代位弁済の際の信用保証協会の損失負担があると指摘されている。

一方、「中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会基金」は、平成十年十月から十三年三月までの間に行われた「中小企業金融安定化特別保証(以下「特別保証」という。)に係る代位弁済の際の信用保証協会の損失負担をゼロにするものであるが、平成二十年度末で、全国で四百三十四億円の残高があり、そのうちの三百九十一億円は今後も取り崩されることのないことが平成二十年度会計検査で明らかとなった。これを受け、平成二十年度に創設した「原材料価格高騰対応等緊急保証(以下「緊急保証」という。)等に係る損失処理に当該基金を充当できるように昨年六月に関連する省令改正が行われたところである。

また、緊急保証等においては保証料が〇・八%に引き下げられているものの、民間金融機関の金利は二%程度と下げ止まっており、合計約三%という負担はデフレ経済の中、中小企業に大きいくしかかっている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 当該省令改正により、緊急保証等に係る代位弁済の際の信用保証協会の損失負担が最高四%であったものが、ゼロになると考えられることから、当該基金の残高が大きい信用保証協会においては、審査要件の緩和を実施できる条件にあると考えられる。よって、年度末の資金需要期を控え、当該基金残高が大きい愛知、静岡、京都等の信用保証協会に対して、審査要件の緩和を図るよう早急に指導を行うべきと考えられるが、鳩山内閣の見解如何。

二 当該基金の残高のない都道府県などの信用保証協会に対しては、平成二十一年度第二次補正予算及び平成二十二年年度予算において緊急保証等の損失処理に対する基金造成資金として三百二十六億円及び三十九億円が計上されていることを踏まえ、当該損失補填の比率を従来の十分の八から特別保証並みの十分の十に変更することにより、年度末の資金需要に対する信用保証の審査要件の緩和を指導すべきと考えるが、鳩山内閣の見解如何。

三 一又は二の対応により、都道府県などの信用保証協会の代位弁済の際の損失負担が大きく減少することから、これらの対応の対象となる信用保証を行う場合の保証料を引き下げることが可能になると考えられる。また、緊急保証等においては信用保証協会が満額代位弁済を行い、民間金融機関は信用リスクを負っていないにもかかわらず、約二％という金利水準はデフレ経済の中で高すぎるのと中小企業からの不満があることにも鑑み、合計約三％という信用保証付融資の実質的な金利負担の引き下げを指導すべきと考えるが、鳩山内閣の見解如何。

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出年度末資金需要に対する中小企業信用保証の審査要件の緩和及び保証料・金利引き下げに関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、中小企業信用保険制度により、信用保証協会の代位弁済額の大部分を株式会社日本政策金融公庫を通じて補てんしているほか、信用保証協会の財政基盤の強化のため、原材料価格高騰対応緊急保証等(以下「緊急保証等」という。)に係る信用保証協会の損失を補てんするための補助金の交付や、中小企業金融安定化特別保証に係る損失を補てんするために信用保証協会に設けられた基金を緊急保証等に係る損失の補てんに充てることを可能とするなどの措置を講ずることにより、信用保証協会が信用リスクを取りやすくなるよう支援している。また、政府としては、信用保証協会等に対し、中小企業者等の年度末の資金繰りの円滑化に向けた取組を重ねて要請しているところである。

これらの取組を踏まえ、政府としては、信用保証協会が、適切な審査の実施を前提に、中小企業者等の年度末の資金繰りの円滑化に向けて積極的に取り組んでいくことを期待している。三について

信用保証制度の保証料については、信用保証協会の代位弁済額の大部分を中小企業信用保険によつて補てんすることにより、既に相当程度低い水準になっており、特に緊急保証等については、一及び二について述べた信用保証協会の財政基盤の強化のための措置を講ずることに

より、更に低い水準になっているものと認識している。

民間金融機関の貸出金利については、個々の民間金融機関の経営判断に基づき設定されるものであるが、民間金融機関がその設定を行うに当たっては、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るという信用保証制度の趣旨、及び特に緊急保証等においては民間金融機関は信用リスクを負っていないことを踏まえ、中小企業者等の負担に配慮がなされるなど、同制度が中小企業者等の資金繰りの円滑化に有効に活用されるよう、政府として適切に対応してまいりたい。

間質性膀胱炎に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月二十六日

参議院議長 江田 五月殿 草川 昭三

間質性膀胱炎に関する質問主意書

原因不明の膀胱壁の慢性炎症である間質性膀胱炎の代表的症状は、昼夜を問わず頻尿(重度の症例では一日六十回にも及ぶという。)と尿意切迫感で、膀胱の痛みや痙攣を伴う場合もある。しかしわが国では医療従事者を含めあまり認知されていない上、完全な治療法がなく治療が困難なことから、患者やその家族からは特定疾患への指定を望む声がある。したがって一日も早い病理の究明と治療法の確立を求める立場から、間質性膀胱炎について、以下の質問をする。

一 間質性膀胱炎とはどのような疾患であると認識しているか。

二 わが国で初めて発症が確認されたのはいつか、また厚生労働省が発症を認識したのはいつか。

三 これまでの発症者総数は何名か。また年間発症者数を過去十年にわたり年度ごと、発症者の世代別に明らかにされたい。

四 現在行われている有効な治療方法にはどのようなものがあるのか。

五 発症者が疾患と向き合いながら社会生活を営むには、疾患に対する国民の理解が必要と考える。特に医療従事者や学校教職員の理解は不可欠であると思うがどうか。また今後、本疾患について、どのように周知していくのか見解を明らかにされたい。

六 病理の究明と治療法の確立が急務と考えるが政府の見解を示されたい。

七 米国では認知度が高いと言われるが、同国における発症者数や、病理の究明と治療法の確立への取り組みについてはどのように把握しているのか。

八 いわゆる難病指定である「難治性疾患克服研究事業」の対象となる疾患は、どのような条件を満たした場合に、どういった手続きで選定されるのか。また同事業の対象となっている疾患のうち、どのような条件を満たしたものがどういった手続きを経て医療費の公費負担がある「特定疾患治療研究事業」に選定されるのか。右質問する。

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員草川昭三君提出間質性膀胱炎に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員草川昭三君提出間質性膀胱炎に関する質問に対する答弁書

一について

日本間質性膀胱炎研究会ガイドライン作成委員会が編集した「間質性膀胱炎診療ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、間質性膀胱炎とは、「膀胱の非特異的な慢性炎症を伴い、頻尿・尿意亢進・尿意切迫感・膀胱痛などの症状を呈する疾患」とであるとされている。

二について

厚生労働省としては、「わが国で初めて発症が確認されたのはいつか」は承知していない。また、同省として「発症を認識したのはいつか」についても必ずしも明らかではないが、間質性膀胱炎については、患者調査において、昭和五十四年以降、把握してきているところである。

三について

お尋ねについては把握していないが、患者調査によると、継続的に医療機関を受診している間質性膀胱炎の患者の数は、平成十一年が零、平成十四年及び十七年がそれぞれ千、平成二十年が二千であると推計されている。ただし、当該推計値は、百の位以下を四捨五入し、千人単位で表記されている。

四について

お尋ねについては、麻酔下で膀胱を水圧で拡張する手術や薬剤治療等がある。

五及び六について

間質性膀胱炎については、症状によって明確な診断が困難な場合もあることから、まずは、関係学会において診断基準や治療法等を確立するとともに、その周知を行うことが必要であると考えている。

七について

ガイドラインによれば、米国においては「全米に少なくとも四万三千五百人の間質性膀胱炎患者がおり、類似例を含めると二十一万七千五百人の患者がいる可能性がある」とされている。また、米国においても間質性膀胱炎の病理の究明と治療法の確立等に関する研究が行われていると承知している。

八について

難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)は、原因が不明で、根本的な治療方法が確立しておらず、かつ、後遺症が残るおそれが少なくない疾患のうち、患者数が少なく研究を進めることが困難である疾患を対象としており、その対象疾患の選定は、学識経験者から成る特定疾患対策懇談会の意見に基づいて、厚生労働省において行われる。

また、同事業の対象となつていてる疾患のうち、診断基準が一応確立したものであつて、難治度及び重症度が高く、かつ、患者数が少ないため、医療費について一定の公費負担を行わないう原因の究明、治療方法の開発等に困難を来すおそれのあるものについては、特定疾患治療

研究事業において、医療保険給付等に係る自己負担分の全部又は一部を公費により負担しているところであり、その対象疾患の選定も、特定疾患対策懇談会の意見に基づいて、厚生労働省において行われる。

稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月一日

参議院議長 江田 五月殿

加藤 修一

稀少な水資源にかかる水源林など国土資源保全のための戦略的取り組みに関する質問主意書

我が国の国土の六七%を占める森林は、生物多様性の宝庫であり、貴重な水源であると同時に、災害防備など様々な公益的機能を持ち、生命の維持に不可欠な国土資源(基本インフラ)である。

しかし、我が国の森林の約六割を占める私有林においては、木材価格の長期低迷により林業経営が圧迫される一方、森林や水資源を求める様々な資本の参入が密かに進んでいると指摘されている。その背景には、世界の投資マネーがウォーターファンドとして水資源事業への投資を加速させており、それが世界の潮流になりつつあると指摘する識者もいる。

このような投資が加速することにより、既に土

地の利用や資源の占有についてグローバルな環境にさらされている我が国にとつて、日本国民の人間の安全保障及び領土(国土)保全の視点から大きな影響を受けるのではないかと危惧するものである。

以上のような事態に対し、国土利用計画法では都市計画区域外の一ヘクタール以上の土地売買について、都道府県知事に対する事後の届出を義務付けているものの、当該届出書は不動産登記の際の「登記要件」となっていないため、国・地方自治体は売買の正確な実態が掴みきれていないというのが現状である。

そこで、「国土利用計画法」において「事前届出」制度を導入するとともに、当該届出を「不動産登記法」上の「登記要件」にするなどの法改正が必要であると考える。また、一ヘクタール未満の土地売買であっても水源地や地下水取水口については届出制にして採水量の報告を義務付けるなどの制度の検討も求められる。

更に、地図混乱地域問題や地籍調査の遅れなども実態把握の障害になつていているものと思われる。そこで、以下の質問をする。

一 資源戦略と安全保障について

二年前のトウモロコシ、大豆等の穀物市場の高騰による世界食糧危機を契機に、世界各国は食糧不足に備えるための戦略的な資源開墾込みの動きを急加速させており、今や、世界農地競争戦(ランド・ラッシュ)の展開が世界の潮流となつていてる。

例えば、インド、中国や産油国はアフリカにおいて、また、韓国は国内需要の四分の一を国外の自国大規模農場で賄うためにロシア・ウク

ライナ地方等において、それぞれの国家戦略として農地を確保し、大規模農場を建設しているのが実態であり、先述した水資源事業への投資もその潮流の中にあると思われる。

今や、食料の六割を輸入に依存している我が国は、世界食糧危機の際に価格高騰など甚大な影響を被ったことは記憶に新しい。「食の安全保障」の観点から食料自給率の向上を目指すことは勿論であるが、国家戦略として国外で自国向け農産物を生産しようとしている諸国とそれに遅れをとる日本の実状、気候変動による影響等をファクターとした、新たな「食料等の安全保障戦略」を描く必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、食料安全保障について、いわゆる「総合安全保障」には如何なる対応が示されているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 地籍調査事業の加速化について

地籍調査については、ドイツ、フランス、オランダ、韓国では完了し、地籍が一〇〇％確定しているという。一方、我が国では五二％が調査未了で、特に山林に至っては約六割が手つかずの状態にあり、このことが森林資源の保全や林業の展開（森林施業、生物多様性の保全に大きな障害となつてゐる。現実には毎年一％程度しか調査が進んでおらず、このままのペースで進めると調査完了までに五〇年近くかかることになる。

そこで、国土交通省が簡易版として実施している山村境界保全事業と併せて、「森林区画整理事業」の様な位置付けで調査を実施すること

が望まれる。勿論、合理的な優先順位を付け調査を行うことも重要であるが、問題はその進捗率である。各省連携して本格的な地籍調査事業を加速化させ、少なくとも年間二・三％の進捗率になるようにすべきと思うが、政府の見解を示されたい。

三 林地取引の透明化について

閉鎖的な相対取引で行われていた林地売買の透明化を図るため、森林関係者や地元金融機関、資産管理会社などが参画するオープンな林地市場を創設するとともに、同市場設立に対する支援措置や、同市場での取引を促進するためのインセンティブを働かせるために山林譲渡にかかる所得税、法人税の軽減措置を導入することが必要であると考え、政府の見解を示されたい。

また、林地取引価格の適正化を図るため、地価公示制度のように「林地価格公示制度」や、「林地鑑定士」制度を検討してはどうかと思うが、併せて政府の見解を示されたい。

四 国土利用計画法の改正による監視体制の強化について

森林のうち、特に公益上重要な水源林で保全が強く求められる区域（重要水源林）を指定する制度を創設し、森林売買の「事前届出」を義務付け、国土利用計画法に基づく「監視区域」とみなして「価格」と「利用目的」を都道府県知事がチェックできる制度に改める必要がある。

勿論、この「重要水源林」に指定された区域については、長期管理計画の策定や遵守義務、売買の許可制が課される一方、立木部分を含め林地の相続・譲渡にかかる非課税等の税制優遇措

置やその他の優遇措置を受けられるように配慮すべきである。

現在、私有林の二割程度が保安林制度の指定を受けているが、地下水の取水や転売に関しての規制はなく、保安林についても同様の制度を適用すべきである。

また、木材・林地価格の下落による林業経営の破綻などが原因で目的不明の売買が行われることを避けるためにも、私有林のうち、「重要水源林」や公益的機能の高いものについては公有林化する制度を創設するとともに、重要水源林公有化対策費、違法伐採等防止総合対策費などの予算措置と森林環境税的な税源措置とを併せて検討する必要があると考える。これらのことは、生物多様性の観点からも意義がある。

五 水源林保護のためのガイドラインの策定について

ドイツ、フランス、イギリスなどのEU諸国では、地下水保全のための法的措置やゾーニング（地区指定）に沿った土地利用規制措置が設けられている。即ち、公共水道の安全保持のため、湧水や地下水取水地周辺を法律によって保全（保護）地域に指定し、経済活動を禁止又は規制している。

我が国においても、地下水公水論の考え方の下、地下水源を守るために水源涵養保安林等のうち重要な森林（重要水源林）をゾーニング（地区区分）するためのガイドラインを国が策定する必要がある。

同ガイドラインに基づき、水源林や重要水源

林の定義を明確化し、「重要水源林」をゾーニングした上で、水源林・重要水源林の区分毎に土地利用の規制を設けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 林業・木材産業・住宅産業等の連携による再生ときめ細かな施策の実施について

木材価格の下落と林業従事者の高齢化が進む現状にあつて、林業経営には集約化・提案型森林施業の拡大によるコスト低減と効率化が不可欠であり、木材の品質の安定化と大ロットの安定供給には、中核企業を中心とした地域の製材業者等との連携・分担化システムの構築による、川上から川下までの安定供給体制の確立と拡大が急務である。また、森林施業計画書の簡素化と同計画の厳正な実施を図るとともに、林業経営の置かれてゐる状況として、①これから林地の適正な維持管理を続ける、②林地を手放すつもりはないが森林施業はしていない、③林業経営を維持していきけないので林地を森林組合や森林管理会社に長期管理委託する、④適正に管理できる者に林地を売却する、など様々なパターンが考えられることから、集約化などを含む林地流動化の促進や適正な森林管理を実施している者と、そうでない者に対するメリハリのある補助金や予算の配分を行うことが必要である。

更に、植林放棄地や無関心森林保有者に対する固定資産税等を引き上げるとともに、適正な管理をすることが出来る者への売買については譲渡税等を引き下げて林地流動化を促進するなどきめ細かな施策が求められると思うが、政府の見解を示されたい。

七 地域材認証制度の普及拡大と林業・木材産業の活性化について

持続可能な林業・木材産業循環システムの重要な力ギを握るのは住宅産業の活性化である。

そこで、日本の森林認証制度であるSGEC等とともに地域材認証制度の普及拡大を図り、住宅の新築、改築、リフォームに際し、住宅版エコポイント制度や環境・リフォーム推進事業のように、地域認証材の利活用の割合に応じた減税措置(例えばカーボンストック減税など)や補助金などの助成措置を講ずる制度を創設することが必要であると考え。それにより、地域認証材の利活用を促進し、ひいては、林業・木材産業の活性化、生物多様性の保全を促進させることになる。と考えるが、政府の見解を示されたい。

八 森林・林業に携わる人材の育成について

国土資源としての土地・森林・水(地下水を含む)といった自然系インフラは、生物多様性の保全など重要な社会的共通資本としての要素を併せ持っており、多少コストがかかっても国・地方自治体が責任を持つべき社会基盤としての性格を有している。

限界集落など辺境の再生に向けた取り組みは、里地・里山を再生させるとともに、山村に活力を復活させることになる。辺境の再生に当たっては、辺境部にとって必要な防人的な人材の定住を促進することが重要であると思われる。そのためには、国・地方自治体による、森林に対する監視体制の強化、林業の職業的魅力の向上、生活保障や賃金など労働条件の充実などに關するサポート体制の確立、林業のプロに

向けての人材育成・再教育の取り組みの強化など、地域において職業としての林業の社会的評価が高まる様なシステムの構築が求められると考えるが、政府の見解を示されたい。

また、地方経済の活性化と雇用の維持・拡大のため、作業機械のアタッチメントに対する助成等を行うことにより、建設業における機械と人をフルに有効活用する「林建協働」を加速化することが、路網や作業道を整備する事業の効率化を図ることになる。近年、国の公共事業の大幅な削減により、地方における建築・土木業等の中小零細企業の経営状況は深刻であり、この分野の活性化にもつながる右政策の推進を図ることが求められている。

更に、ハローワークや「ジョブカフェ」と連携しつつ、「緊急人材育成支援事業」(雇用保険を受給できない方を対象に月一〇万円からの生活費の支給を受けながら職業訓練が受けられる制度)などの雇用対策を推進していく中で、これらを活用し、林業にかかわる人材の確保を図るべきと考えるが、併せて政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出稀少な水資源にかか
る水源林など国土資源保全のための戦略的取
組みに關する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員加藤修一君提出稀少な水資源にかか
る水源林など国土資源保全のための戦
略的取り組みに關する質問に対する答弁書
一について

お尋ねの「いわゆる「総合安全保障」の意味するところ」が必ずしも明らかではないが、政府としては、我が国の食料安全保障については、世界の穀物等の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料自給率の向上を図ることを旨として、総合的な食料安全保障を確立することが必要であると考えている。

この一環として、世界の食料安全保障への貢献及び我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、海外農業投資を支援することとしている。また、気候変動問題への適応としては、農作物に対する高温障害を回避するための技術開発等を進めているところである。

二について

林地における国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)に基づく地籍調査(以下「地籍調査」という。)の実施については、森林管理の情報を地籍調査に活用する等、国土交通省と林野庁が連携してその促進を図っているところであり、政府としては、このような連携を強化することにより、今後とも林地の地籍調査の進捗率の向上に努めてまいりたい。

三について

御指摘の「オープンな林地市場を創設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)において

は、森林の土地の売買について特段の規制を設けておらず、森林の土地の売買は他の土地の売買に比して取引の透明性等を欠いているものではないことから、現在のところ、森林の土地であることに着目して新たに取引に係る市場の創設等を行う必要はないものと考えている。

また、森林の土地の価格については、国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条の規定により、都道府県知事は自由な土地取引において通常成立すると認められる価格である単位面積当たりの土地の標準価格を判定することとなっており、森林の土地についても、その判定の対象となっていることから、現在のところ、森林の土地のみについて取引価格の適正化を図るための制度を設ける必要はないものと考えている。

四及び五について

御指摘の「重要水源林」の意味するところが必ずしも明らかではないが、森林の土地の利用に關しては、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく土地取引規制制度、森林法に基づく保安林制度や民有林における開発行為に対する許可制度等が設けられており、これらの制度等により適正かつ合理的な土地利用の確保、水源のかん養を始めとする森林の有する公益的機能の維持が図られているところである。

六について

政府としては、木材の品質の安定化と安定供給を図ることが重要であると考えており、森林施業の集約化、作業道の整備、高性能林業機械の導入等を進めるとともに、品質の確かな木材

製品の供給が可能な施設の整備や専門家による製材工場に対する技術・経営指導等を進めているところである。

また、森林法に基づく森林施業計画制度を通じた森林施業の実施や受委託が進むよう、森林施業計画に基づく森林施業に対する補助、税制上の優遇等の措置を講じているところである。

さらに、農林水産省においては、適切な森林施業を確保するため、森林計画制度や支援の在り方について検討しているところである。

七について

政府としては、林業及び木材産業の発展を図る上で地域材の利用を促進することが重要であると考えており、地域材を低コストで安定的に供給する体制の整備のほか、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって消費者が納得する地域材を使用した家づくりを行う「顔の見える木材での家づくり」への支援等に取り組んでいるところである。

なお、御指摘の「地域認証材の利活用」に対する支援措置については、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組んでおり、政府としては、こうした取組を全国に紹介することで地域認証材の利用の促進に努めているところである。

八について

政府としては、林業労働力の確保を促進し、林業労働者の雇用の安定を図るためには林業労働の社会的評価の向上が重要であると考えており、このため、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)に基づき都道府県知事が指定する林業労働力確保支援センターにおける林業労働者に対する技術の研修、

林業労働の重要性について国民の関心及び理解を深める広報活動等の実施に取り組んでいるところである。

さらに、政府としては、公共職業安定所における職業紹介及び職業指導の実施のほか、「緊急人材育成支援事業」、「建設業と地域の元気回復助成事業」等の活用により、雇用保険を受給できない者の林業への就業や建設業者の林業への参入を促進する等、林業にかかわる人材の確保、育成等に努めているところである。

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月一日

参議院議長 江田 五月殿

小池 晃

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問主意書

昨年九月、出産育児一時金等(出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費をいう。以下同じ。)の医療機関等への直接支払制度(以下「本制度」という。)の導入によつて資金繰りに支障が生じ閉院に迫り込まれる産科医療機関及び助産所(以下「産科医療機関等」という。)が出かねないという声に應えて、私が提出した質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七二第三号。平成二十一年十月一日付け。以下「答弁書」という。)において、鳩山内閣は「出産育児一時金等(中略)

の医療機関等への直接支払制度(中略)の実施に当たっては、医療機関等に過度の負担を強いることのないようにすべき」という認識を示し、本制度の導入が難しい医療機関等について、本年三月まで、本制度の適用の猶予措置(以下「適用猶予措置」という。)をとった。

しかし、その後の事態の推移を見ると、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の低利融資や適用猶予措置など政府が行った対策は非常に不十分であったと言える。妊産婦の出産時の負担軽減は必要だが、そのための制度が危機的な状態にある産科医療にさらに負担を強いるものであつてはならず、現行制度の抜本的な見直しが必要と考える。

そこで以下質問する。

一 日本産婦人科医会が本年二月十日に記者会見して発表した、本制度に関する日本産婦人科医会の医療機関に対するアンケート(日本産婦人科医会の全国施設情報登録の分娩取扱施設(病院・診療所二千八百六か所)に対して実施したもの。以下「医会アンケート」という。)によれば、本制度の導入によつて経営に影響が出なかった医療機関は全体の三十一%(診療所においてはわずかに十五%)、逆に経営に何らかの影響を受けた医療機関は全体の六十九%(診療所においては八十五%)となっている。特に金融機関からの借入れがなければ経営困難におちいる可能性があると答えた医療機関は全体では十五%、診療所に限れば二十%にもなる。

また、経営的な理由によつて本制度の導

入を見送った産科医療機関等は相当数にのぼる。一方で、これらの産科医療機関等の中には、本制度の導入延期によつて必要となる大きな窓口負担ゆえに妊産婦から敬遠され分娩数が減少し経営的に苦境に立たされている施設も多い。

政府は本制度の導入が産科医療機関等の経営に与えた影響をどのように認識しているか。

2 医会アンケートが示すように産科医療機関等の経営に与えた打撃を回復するために本制度の見直しも含めて抜本的な対策が必要であると考えるが、政府の基本的認識を明らかにされたい。

二 本制度の導入による影響は産科医療機関等側から見ると出産育児一時金等相当額の入金がかかる。これは、妊産婦健診助成の十四回への拡大措置(以下「妊産婦健診助成拡大」という。)による入金遅延と相まって、産科医療機関等の経営に深刻な影響を与えている。さらにそれは売掛金として計上されるため、税金計上は課税対象となることから、産科医療機関等に一層の負担増をもたらしている。

妊産婦の負担軽減は必要であるが、この間、妊産婦健診助成拡大と本制度の導入が重なったことで産科医療機関等の資金繰りを悪化させているという認識はあるのか。また、本制度の対策を進めるにあつて妊産婦健診助成拡大による影響も考慮に入れる必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 1 2で述べたように本制度導入にともなつ

て退院直後に入金されていたものが、最短で一か月、最長で二か月の入金遅延が突然発生することが、最大の問題点である。政府は、答弁書において、支払に要する期間について出産育児一時金等は診療報酬と比較して一か月短縮した旨の答弁を行っているが、医会アンケートの結果を見れば、私が指摘したとおり不十分であったと言わざるを得ない。支払に要する期間を一層短縮すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 出産育児一時金等は、妊娠十二週以後の分娩であれば必ず支払われる。妊産婦があらかじめ手続をしておくことで、出産直後に支払われる仕組みも検討すべきではないか。

4
1 本制度の導入にともなう資金繰り悪化に対応するため、政府は機構による三千万円までの無担保の低利融資を始めている。同融資に関し相談のあった件数と、実際に融資が実行された件数について、全体数と病院、診療所ごとの数を明らかにされたい。また、相談件数と融資実行件数との乖離の理由について、政府の認識を明らかにされたい。

2 相談件数と融資実行件数との乖離の理由について、機構は民間金融機関と比較して融資条件が厳しいこと、融資相談の際に院長が高齢であったり、債務が多かったりと融資は厳しい旨の回答をする場合が多いことから、産科医療機関等の側が融資を受けることをあきらめてしまったためではないかという産科医療機関等からの指摘もある。

る。産科医療機関等に全く責任がない、本制度導入にともなう出産育児一時金等相当額が二か月分入金遅延することによる資金繰り対策と、通常の設備投資や運転資金の融資とを同列に扱うべきではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

3 本制度導入と妊産婦健診助成拡大にともなう発生する資金需要は、産科医療機関等に全く責任がなく発生している。また、出産育児一時金等で融資額の相当部分が事実上担保されていることを考えれば、経営体力に応じた返済可能な金額や期間、融資の必要額について十分な相談と審査をする必要がある。院長の年齢やこれまでの債務額の多寡とは無関係に融資されるべきであり、少なくとも従前の設備投資や運転資金貸付と比較して融資の条件を大幅に緩和すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

5
1 政府は答弁書において、「医療機関等の資金面での負担の軽減については、引き続き検討してまいりたい。」と述べているが、答弁書の閣議決定以降に政府が新たにとつた「資金面での負担の軽減」策について明らかにされたい。

2 機構の無担保・低利融資について、四で述べたように融資条件を緩和するとともに、無利子とすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

6
1 本制度の適用猶予措置によって本制度をいまだに導入していない産科医療機関等の数及びその産科医療機関等全体に占める割合を明らかにされたい。

2 医会アンケートによれば、本制度の段階的導入を図っている施設から本制度の導入を拒否している施設まで含めて、全面的に本制度を導入していない分娩取扱医療施設は十五%になり、診療所においては二十%にまでこの比率は高まる。このような状況をかみれば、本年四月からの全面実施に向けた条件は整っていないと言える。日本産婦人科医会が要求しているように適用猶予措置のさらなる延長を行うべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。

7 一で指摘したとおり、経営的な理由によって本制度の導入を見送った施設では、いまだに経営的に苦境に立たされている施設も多い。これらの施設に対する無担保かつ無利子融資など経営支援も必要ではないか。

八 本制度の導入は産科医療機関等の請求事務を増大させている。請求事務を一層簡素化すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。例えば、請求書について、日本産婦人科医会が要求しているように専用の様式の使用をやめ、出産証明書など産科医療機関等がすでに使用している書類の利用なども検討すべきではないか。

九
1 医会アンケートによれば、本制度がもたらした借入金の利息や煩雑な手続にともなう事務費用の増大によって分娩費を引き上げたもしくは今後の引き上げを検討している医療機関が全体の七十一%にのぼる。これは本制度の導入にともなう煩雑な事務手続によって生ずる事務処理費用、借入金の

利息、借入金返済にともなう積み増しする必要のある資本相当額など産科医療機関等に発生する新たな費用に産科医療機関等が耐えきれないためであり、国がとつた産科医療機関等の経済的負担の軽減措置が極めて不十分であったためと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 政府の政策によって妊産婦の負担が増えるという、本末転倒した結果となっている。本制度導入にともなう分娩費の増加を考慮に入れて、出産育児一時金等の増額が必要となると考えると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員小池晃君提出出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に関する質問に対する答弁書

一の1について
御指摘の出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）においては、医療機関等からの申請から支払までに一定の期間を要することから、医療機関等の資金繰りに一定の影響があるものと認識している。

一の2、三の1及び六の2について

御指摘の日本産婦人科医学会が医療機関に対し
て行ったアンケート(以下「医学会アンケート」と
いう。)の結果や、本年四月以降も直接支払の実
施を義務化しないようにとの医療関係者からの
要望等も踏まえ、現在月一回となっている申請
及び支払を複数回とすることによる支払までの
期間の更なる短縮並びに独立行政法人福祉医療
機構(以下「機構」という。)における低利融資の
条件の更なる緩和による医療機関等の資金面で
の負担軽減並びに直接支払制度の適用猶予の延
長について早急に検討してまいりたい。

二について

妊婦健康診査の費用の公費負担分について
は、各市町村において医療機関等への支払方法
等を決定しており、医療機関等における資金繰
りへの影響について一概にお答えすることは困
難であるが、出産育児一時金等と比較して、妊
婦健康診査の平均的な公費負担額が少額である
ことから、妊婦健康診査の公費負担の拡充の影
響は限定的であると考えている。したがって、
妊婦健康診査の費用の公費負担の拡充と直接支
払制度の導入が重なったことによる医療機関等
の資金繰りへの影響についても限定的であると
考えるが、いずれにしても、一の1についてで
述べたとおり、直接支払制度については、医療
機関等の資金繰りに一定の影響があるものと認
識しており、医療機関等の資金面での負担軽減
について早急に検討してまいりたい。

三の2及び九の2について

直接支払制度は平成二十二年度までの暫定措
置としており、平成二十三年度以

降の出産育児一時金制度の在り方については、
御指摘の点も含め、検討してまいりたい。

四の1について

出産育児一時金等の制度の見直しに伴う機構
による経営安定化資金(以下「本件経営安定化資
金」という。)の融資について、本年二月二十六
日現在、機構に対して相談があった件数は、病
院が四十四件、診療所が二百四十八件、助産所
が十二件の合計三百四十四件であり、そのうち同日
までに融資が行われている件数は病院が三十一
件、診療所が百十七件、助産所が二件の合計百
五十件である。また、同日までに機構に対して
相談のあったものについて融資が行われていな
い理由としては、機構によると、同日時点で機
構が融資の審査中であったこと、病院等が機構
に対する申請の準備中であったこと、病院等が
他の資金で対応した結果、本件経営安定化資金
の申請を取り下げ、又は申請を行わなかったこ
となどがある。

四の2及び3について

本件経営安定化資金については、既存の債務
の額等を踏まえた弁済の可能性について審査の
過程において勘案されることとなるが、既に機
構が行う通常の経営安定化資金に比べ、償還期
間、金利、担保等の条件を緩和するなどの措置
を講じているところである。

なお、本件経営安定化資金の融資の審査に当
たっては、御指摘のように「院長の年齢を理由
として融資を行わないことはない。

五及び七について

本件経営安定化資金の融資に係る条件につい
て、昨年十月八日に、金利を更に引き下げると

ともに、無担保で融資することのできる額の上
限を引き上げるなどの対応を行ったところであ
るが、一の2、三の1及び六の2についてで述
べたとおり、医療機関等の資金面での負担軽減
について、早急に検討してまいりたい。

六の1について

昨年十二月に実施された医学会アンケートによ
れば、直接支払制度を実施していない医療機関
の割合は全体の七パーセントである。また、医
療機関の数としては、調査対象医療機関数二千
八百六にこの割合を乗じて計算すれば、約二百
となる。

八について

御指摘の請求書については、直接支払制度の
導入に当たって、分娩費用の内訳について透明
化を図るべきとの指摘がなされていることを踏
まえ、日本産婦人科医学会の御意見も伺いな
がら、医療関係者、医療保険者、支払機関等の了
解を得て定めたものでもあり、御指摘の出産証
明書等の書類をこれに代えることは困難である
が、医療機関等の請求事務の簡素化に資するよ
う磁気媒体での申請への支援などについて検討
してまいりたい。

九の1について

直接支払制度については、一の1についてで
述べたとおり、医療機関等の資金繰りに一定の
影響があるものと認識しているところ、一の
2、三の1及び六の2についてで述べたとお
り、医療機関等の資金面での負担軽減につい
て、早急に検討してまいりたい。

(参照)
三月九日議長において、左のとおり議席を変更
した。

一六	横峯 良郎君
一七	轟木 利治君
六三	姫井由美子君
六四	武内 則男君
六五	谷岡 郁子君
六六	大河原雅子君
六七	藤原 良信君
一〇七	森田 高君
一一三	亀井亜紀子君
一二四	加賀谷 健君
一二五	藤谷 光信君
一二六	川上 義博君
一二八	室井 邦彦君
一二九	長谷川憲正君
一二七	吉村剛太郎君
一五九	糸数 慶子君
一六〇	長谷川大紋君

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二三〇円